

新規制基準に係る廃棄物管理施設の設工認の申請について



令和5年7月3日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所
環境保全部

1. 廃棄物管理施設の設工認に係る概要	2
2. 廃棄物管理施設における 設工認申請漏れ確認プロセス	57

1. 廃棄物管理施設の設工認に係る概要



- 廃棄物管理施設は、19施設で構成され申請内容も多岐にわたることから、新規制基準に対応する工事を段階的に進めるため、分割して設工認を申請する。
- 施設・設備が多く、工事を伴うものについて、詳細設計を行ってからの申請では多くの時間を要することから、施設の安全上のリスクの低減に効果が高く設計と工事に時間を要する火災報知設備などの設工認を優先し、段階的に廃棄物管理施設の安全性を向上させるため分割して進める。

申請	申請内容	認可日
申請済	通信連絡設備の一部変更〔通信連絡設備のうち、構内一斉放送設備の一部変更〕	令和2年 3月27日
	自動火災報知設備の一部変更〔廃液貯留施設Ⅰ（廃棄物管理施設用廃液貯槽）、排水監視施設及び固体集積保管場Ⅰへの感知器の設置〕	令和3年 8月 3日
	固体集積保管場Ⅰ遮蔽スラブの遮蔽の追加〔配置済みの遮蔽スラブへの遮蔽の追加〕	令和3年10月28日
	固体廃棄物減容処理施設（OWTF）の設置	令和4年 4月18日
本申請	バックフィット対応として設備の追加〔竜巻対策設備等の新規制基準に適合するための設備の追加〕 設備の使用停止に伴う設備の変更〔化学処理装置及びセメント固化装置（一部）、有機廃液一時格納庫の使用の停止に伴う、設備の変更〕	—

条文	項目	工事	対象設備
第一条	定義	-	-
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	-	-
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持	-	-
第四条	核燃料物質の臨界防止	-	-
第五条	特定廃棄物管理施設の地盤	有	a ~ r
第六条	地震による損傷の防止	有	a ~ r
第七条	津波による損傷の防止	-	-
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	有	a ~ r
第九条	人の不法な侵入等の防止	有	a ~ r
第十条	閉じ込めの機能	有	a ~ g, l ~ s
第十一条	火災等による損傷の防止	有	a ~ r
第十二条	安全機能を有する施設	有	a ~ r
第十三条	材料及び構造	無	e
第十四条	搬送設備	有	a, c ~ l
第十五条	計測制御系統施設	有	a, b, e ~ g, n, o, r
第十六条	放射線管理施設	有	a ~ g, l, n, o ~ r
第十七条	受入施設又は管理施設	無	h ~ l
第十八条	処理施設及び廃棄施設	有	a ~ g, l ~ r
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	有	a ~ g, n, o ~ r
第二十条	遮蔽	有	a ~ o, q ~ r
第二十一条	換気設備	有	a, c ~ g, l, n, o ~ r
第二十二条	予備電源	有	a, b, e, g, l ~ o, r
第二十三条	通信連絡設備等	有	a ~ r
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	-	-

a) 廃液処理棟
g) α 固体処理棟
m) 廃液貯留施設 I
s) 有機廃液一時格納庫

b) 排水監視施設
h) 固体集積保管場 I
n) 廃棄物管理施設用廃液貯槽
o) 廃液貯留施設 II
※下線は工事を必要とする施設

c) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I
i) 固体集積保管場 II

d) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II
j) 固体集積保管場 III
p) $\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I

e) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III
k) 固体集積保管場 IV
q) α 一時格納庫

f) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV
l) α 固体貯蔵施設
r) 管理機械棟

本設工認は、バックフィット対応として追加する設備と使用の停止に伴い変更及び追加する設備について申請を行うものである。

回数*	条文	分割の考え方
第2回	第一条、第二条、第三条 第四条、第七条、第十三条、 第二十四条	・ <u>本申請で該当しない</u> 条文
	第九条 第十六条、第十七条、第十九条、 第二十条、第二十一条	・ <u>技術基準に基づく工事がない</u> 条文
	第五条、第八条	・ <u>バックフィット対応として追加する</u> 竜巻対策設備が該当する条文（工事あり）
第3回	第十一条、第十四条、 第二十二条、第二十三条	・ <u>バックフィット対応で追加する設備が該当する</u> 条文（工事不要） 〔 搬送設備、固体廃棄物の廃棄施設、消防設備、電気設備、 通信連絡設備 〕
第4回	第六条、第十条、第十五条、 第十八条	・ <u>使用停止に伴い変更追加する設備が該当する</u> 条文（工事不要） 〔 廃液蒸発装置 I 分析フード、 β ・ γ 焼却装置の有機溶媒貯槽 〕
		・ <u>使用停止に伴い変更追加する設備が該当する</u> 条文（工事あり） 〔 化学処理装置、セメント固化装置（一部）及び有機廃液一時格納庫 の使用の停止、 β ・ γ 焼却装置の有機溶媒貯槽の漏えい検知器 〕
	第十二条	・ その他、対象設備のほとんどが該当する条文

*： 第1回は全体概要についての説明を行う。

技術基準に基づく工事が無い条文の例①

第九条（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止）

→ **新規制基準追加要求事項あり。**

例：各建家、管理区域境界のさく、扉、壁（別表2で◇）

廃棄物管理施設の管理区域には、境界に壁、柵等の区画を設けている。管理区域への立入りは、あらかじめ指定された者で、かつ、必要な場合に制限している。管理区域の出入口は、物品搬出入のための出入口及び管理区域からのみ開くことができる退避用の出口を除き、1箇所設計している。

不法侵入防止に関する運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

第十六条（放射線管理施設）

→ **第2項に新規制基準追加要求事項あり。**

例：各建家のエリアモニタ、排気モニタリング設備（別表2で◎）

第2項について、主要な箇所における線量当量率及び排気中の放射性物質濃度は、管理機械棟において監視できる設計としている。管理機械棟で監視できることについては、過去の設工認申請書に記載済みである。

技術基準に基づく工事が無い条文の例②

第十七条(受入施設又は管理施設)

→ 第2項に新規制基準追加要求事項あり。

例: 固体集積保管場 I (別表2で◇)

第2項第一号について

固体集積保管場 I の最大管理能力3,980m³ (200Lドラム缶換算19,900本相当) であり、これを超えないように管理する。

第2項第二号について

固体集積保管場 I には、管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、放射性廃棄物の過積載により最下段に積載された廃棄体の損壊のおそれがないよう、廃棄物パッケージごとに、安全性が確保できる適切な定置方法により貯蔵する。

貯蔵に関する管理運用については、廃棄物管理施設保安規定に基づき作成する下部規定に定める。

第十九条(放射性廃棄物による汚染の防止)

→ 新規制基準追加要求事項なし。

例: 例: 各建家、管理区域境界のさく、扉、壁(別表2で△)

新規制基準追加要求事項がない条文であり、設工認申請済みの既設設備をそのまま使用する。

技術基準に基づく工事が無い条文の例③

第二十条(遮蔽)

→ 第1項に新規制基準追加要求事項あり。

例:各建家(別表2で◎)

第1項について、直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域外における線量が年間 $50 \mu\text{Sv}$ 以下となることは、過去の設工認申請書に記載済みである。

第二十一条(換気設備)

→ 新規制基準追加要求事項なし。

例:各建家管理区域系排気設備(別表2で△)

新規制基準追加要求事項がない条文であり、設工認申請済みの既設設備をそのまま使用する。

(1) バックフィット対応として、追加する設備 (工事要)

竜巻対策設備 (防護壁)

【設計条件】

- (1) 廃液処理棟の竜巻対策設備は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定した地震力が作用した場合においても、当該施設を十分に支持することができる地盤に施設する設計とする。
- (2) 廃液処理棟のその他廃棄物管理設備の附属施設は、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に、その他廃棄物管理設備の附属施設に影響を及ぼし得る自然現象として、竜巻の影響により安全性を損なうことのない設計とする。
- (3) 安全機能が健全に維持していることを確認できるよう、施設の運転中又は停止中に定められた点検、検査又は試験、保守又は修理ができる設計とする。

【設計仕様】

防護壁	基礎形式		—	直接基礎 (独立基礎)
	主要材料		—	普通コンクリート (設計基準強度 21 N/mm ² 以上)
	設計条件	主要寸法	高さ	m F.L. +3.5 (外面寸法) 以上
			厚さ	m 0.26 (外面寸法) 以上

(1) バックフィット対応として、追加する設備 (工事要)

竜巻対策設備 (防護壁)

【技術基準規則①】

(特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)

第五条 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

第五条に適合するため、算定した地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができるよう、「建築基礎構造設計指針」を参考に平板載荷試験結果に基づいて算定した許容支持力が常時接地圧を超えない地層に支持させるようにする。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2 (省略)

第八条第1項に適合するため、竜巻 (F2) からの飛来物の衝突による廃液処理棟の装置の配管の損傷を防止するための防護壁を備えるようにする。

(1) バックフィット対応として、追加する設備 (工事要)

竜巻対策設備 (防護壁)

【技術基準規則②】

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

2 (省略)

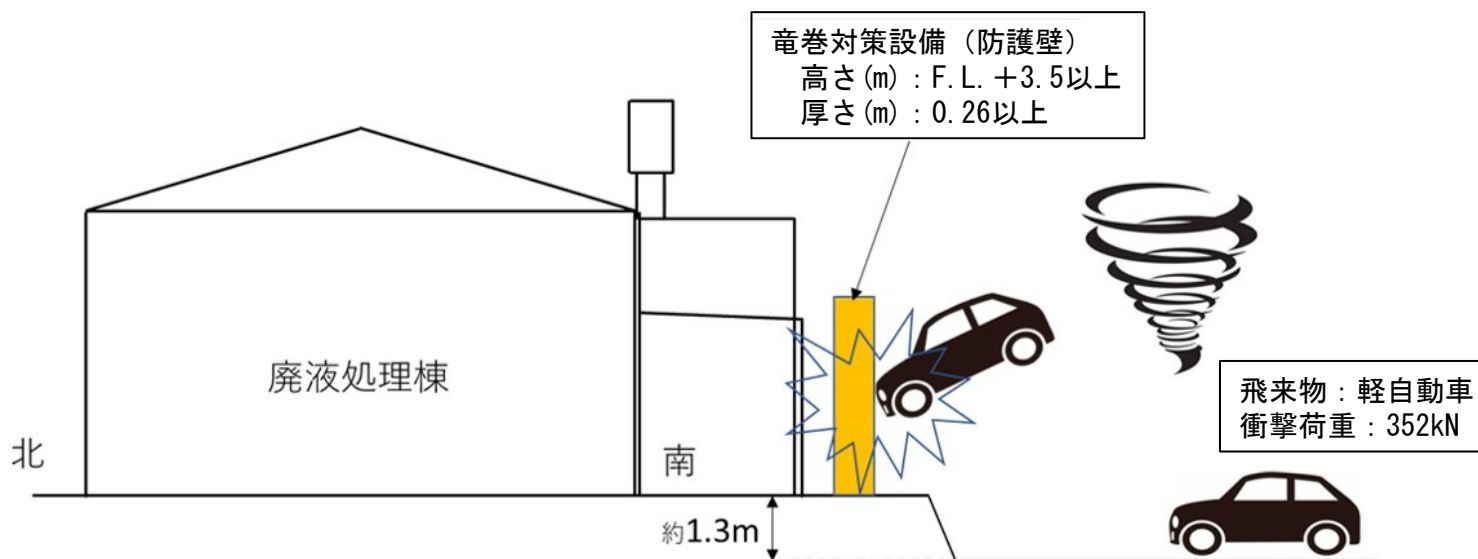
3 (省略)

第十二条第1項に適合するため、竜巻対策設備は、外部からの衝撃による損傷の防止機能が健全に維持していることを確認できるよう、保安規定又は下部規定において定める手順に従い、検査又は試験できるものとする。

(1) バックフィット対応として、追加する設備 (工事要)

竜巻対策設備 (防護壁)

設工認対象設備		申請内容	設置建家
その他主要な事項	竜巻対策設備	廃液処理棟の飛来物の衝突による装置の配管の損傷を防止するための設備を設ける。 本設工認において、設計条件等の記載及び設備の設計が技術基準へ適合していることを説明する。	廃液処理棟



(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 搬送設備

【設計条件】

- (1) 安全機能が健全に維持していることを確認できるよう、施設の運転中又は停止中に定められた点検、検査又は試験、保守又は修理ができる設計とする。
- (2) 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有する設計とする。
- (3) 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持できる設計とする。

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 搬送設備

設工認対象設備	申請内容	設置建家
ジブクレーン	既設設備について、本設工認で設計が技術基準の第12条及び第14条に適合していることを説明する。	廃液処理棟
天井クレーン		β・γ 固体処理棟 I β・γ 固体処理棟 II β・γ 固体処理棟 III β・γ 固体処理棟 IV α 固体処理棟 固体集積保管場 IV
廃棄物搬送設備 (β・γ 圧縮装置 I)		β・γ 固体処理棟 I
固体廃棄物投入機 (β・γ 焼却装置)		β・γ 固体処理棟 III
フォークリフト		固体集積保管場 I 固体集積保管場 IV
廃棄物搬送用エレベータ (β・γ 焼却装置)		β・γ 固体処理棟 III
油圧エレベーター		固体集積保管場 IV



廃棄物搬送設備



固体廃棄物投入機



フォークリフト
(固体集積保管場 I)



廃棄物搬送用
エレベータ

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 搬送設備

【設計仕様】

施設	設備名	仕様	
廃液処理棟	ジブクレーン	定格荷重:1.5 t 実揚程:6 m	動力の供給が停止した場合に、電磁ブレーキにて吊り荷を保持する。
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I	天井クレーン	定格荷重:1.0 t 実揚程:8 m	
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II		定格荷重:1.0 t 実揚程:12 m	
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III		定格荷重:2 t 実揚程:12 m	
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV		定格荷重:10.0 t 実揚程:11 m	
α 固体処理棟		定格荷重:主巻10 t/補巻1 t 実揚程:主巻9 m/補巻9 m	
固体集積保管場 IV		定格荷重:7.5 t 実揚程:4 m	
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I	廃棄物搬送設備 ($\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置 I)	—	動力の供給が停止した場合に、設備が停止する。
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III	固体廃棄物投入機 ($\beta \cdot \gamma$ 焼却装置)	—	
固体集積保管場 I	フォークリフト	定格荷重:5,600 kg/800 mm	
固体集積保管場 IV		定格荷重:5.2 t	
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III	廃棄物搬送用エレベータ ($\beta \cdot \gamma$ 焼却装置)	積載荷重:2,000 kg	
固体集積保管場 IV	油圧エレベーター	積載荷重:15 t	

(2) バックフィット対応として、追加する設備（既設設備のため工事不要）

① 搬送設備（固体廃棄物投入機）

【技術基準規則】

（火災等による損傷の防止）

4 第十一条（省略）

2（省略）

3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものなければならない。

4（省略）

5（省略）

第十一条第3項に適合するため、搬送設備のうち、 β ・ γ 焼却装置の固体廃棄物投入機は、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、金属類を使用するなどにより、実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用している。

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 搬送設備

【技術基準規則】

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

第十二条第1項に適合するため、搬送設備は、処理機能若しくは管理機能が健全に維持していることを確認できるよう、保安規定又は下部規定において定める手順に従い、検査又は試験できるものとする。また、構成部品は可能な限り、市販製品を使用し、同等以上の性能を有するものと交換できるようにすることで保守又は修理が可能なものとする。

(搬送設備)

第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備 (人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。) は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。

1. 第十四条第一号に適合するため、クレーンは、放射性廃棄物 (廃棄物移送用キャスク等含む。) の最大重量を、コンベア類は搬送する能力を有するものとし、搬送する放射性廃棄物について、設備の定格荷重等を超えないよう保安規定又は下部規定において制限する。

2. 第十四条第二号に適合するため、搬送設備は、動力の供給が停止した場合に、電磁ブレーキ若しくは設備が停止することにより、吊り荷 (放射性廃棄物) を保持できるものとする。

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 固体廃棄物の廃棄施設

設工認対象設備	申請内容	設置建家
<p>固体廃棄物の廃棄施設</p>	<p>既設設備について、本設工認で設計が技術基準の第12条に適合していることを説明する。</p>	<p>廃液処理棟、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅰ、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅱ、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ、α 固体処理棟、α 固体貯蔵施設、廃液貯留施設Ⅰ、廃液貯留施設Ⅱ、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫Ⅰ、α 一時格納庫、管理機械棟</p>



固体廃棄物の廃棄施設 ($\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅰ)

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 固体廃棄物の廃棄施設

【設計条件】

安全機能が健全に維持していることを確認できるように、施設の運転中又は停止中に定められた点検、検査又は試験、保守又は修理ができる設計とする。

施設	設備名	仕様
廃液処理棟	固体廃棄物の廃棄施設	保管能力:0.83 m ³
β・γ 固体処理棟 I		保管能力:1.45 m ³
β・γ 固体処理棟 II		保管能力:0.7 m ³
β・γ 固体処理棟 III		保管能力:2.56 m ³ ×2箇所
β・γ 固体処理棟 IV		保管能力:1.45 m ³
α 固体処理棟		保管能力:0.76 m ³
α 固体貯蔵施設		保管能力:0.17 m ³
廃液貯留施設 I		保管能力:0.83 m ³
廃液貯留施設 II		保管能力:0.2 m ³
β・γ 一時格納庫 I		保管能力:0.17 m ³
α 一時格納庫		保管能力:0.17 m ³
管理機械棟		保管能力:0.17 m ³

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 固体廃棄物の廃棄施設

【技術基準規則】

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

第十二条第1項に適合するため、固体廃棄物の廃棄施設は、管理機能が健全に維持していることを確認できるよう、保安規定又は下部規定において定める手順に従い、検査又は試験できるようにする。また、構成部品は可能な限り、市販製品を使用し、同等以上の性能を有するものと交換できるようにすることで保守又は修理が可能なものとする。

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

③-1 消火設備

設工認対象設備		申請内容	設置建家
消防設備	消火設備 (消火器)	<p>バックフィット対応として、既設設備の消火設備 (消火器) を「安全機能を持つ設備」として追加する。 本設工認において、設備の設計が技術基準に適合していることを説明する。</p>	<p>廃液処理棟、排水監視施設、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、α 固体処理棟、 固体集積保管場 I、固体集積保管場 II、 固体集積保管場 III、固体集積保管場 IV、α 固体貯蔵施設、 廃液貯留施設 I (廃棄物管理施設用廃液貯槽含む。)、 廃液貯留施設 II、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、α 一時格納庫、 管理機械棟</p>
	自動火災報知設備	<p>バックフィット対応として、既設設備の自動火災報知設備を「安全機能を持つ設備」として追加する。 本設工認において、設備の設計が技術基準に適合していることを説明する。</p>	<p>固体集積保管場 IV</p>
	安全避難通路	<p>バックフィット対応として、既設設備の安全避難通路を「安全機能を持つ設備」として追加する。 本設工認において、設備の設計が技術基準に適合していることを説明する。</p>	<p>廃液処理棟、排水監視施設、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、α 固体処理棟、 固体集積保管場 I、固体集積保管場 II、 固体集積保管場 III、固体集積保管場 IV、α 固体貯蔵施設、 廃液貯留施設 I (廃棄物管理施設用廃液貯槽含む。)、 廃液貯留施設 II、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、α 一時格納庫、 管理機械棟</p>

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

③-1 消火設備

【設計仕様】

施設	設備名	仕様
廃液処理棟、排水監視施設、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、 α 固体処理棟、固体集積保管場 I、 固体集積保管場 II、固体集積保管場 III、 固体集積保管場 IV、 α 固体貯蔵施設、 廃液貯留施設 I (廃棄物管理施設用廃液貯槽含む。)、 廃液貯留施設 II、 $\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、 α 一時格納庫、 管理機械棟	消火器	粉末 (ABC) 消火器
固体集積保管場 IV	自動火災報知設備	R型1級火災受信機 感知器 (R型) 煙式 光電アナログ式スポット型 (既設)
廃液処理棟、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、 α 固体処理棟、固体集積保管場 I、 固体集積保管場 II、固体集積保管場 III、 固体集積保管場 IV、 α 固体貯蔵施設、 廃液貯留施設 I、 廃液貯留施設 II、 $\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、 α 一時格納庫、 管理機械棟	安全避難通路	誘導標識

(2) バックフィット対応として、追加する設備（既設設備のため工事不要）

③-1 消火設備

【設計条件】

- (1) 消防設備の消火器及び屋内消火栓は、防火対象物から消火器に至る歩行距離が20m 以下となるように配置する設計とする。屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から消火栓のホース接続口までの水平距離が25m 以下となるように設ける設計とする。また、消火器、消火栓設備は、性能が確認された消防法認定等の機器類の採用により、故障、損壊又は異常な作動により施設の安全性に著しい支障を及ぼすことがない設計とする。
- (2) 消防設備の自動火災報知設備は、火災（発煙又は高温）が発生した場合には、確実に検知して速やかに警報を発する設計とする。自動火災報知設備は、主に部屋ごとに区画を設定して検出器を設置し、建家ごとに設けた監視盤に火災警報の発報及び火災を検知した区画の表示を行う設計とする。また、火災を検知した場合の火災信号は、管理機械棟及び警備所に送信し、警報盤に表示する設計とする。
- (3) 安全機能が健全に維持していることを確認できるよう、施設の運転中又は停止中に定められた点検、検査又は試験、保守又は修理ができる設計とする。
- (4) 事業所内の人の退避のため、通常の照明用電源喪失時においても予備電源設備又は内蔵した電源で機能する避難用の照明として誘導灯（蓄電池内蔵型）を設置し、単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路を備える設計とする。

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

③-1 消火設備

【技術基準規則①】

(火災等による損傷の防止)

第十一条 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 (省略)

4 (省略)

5 (省略)

1. 第十一条第1項に適合するため、消防設備の消火器及び自動火災報知設備は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第四条に基づくとともに、消防法及び建築基準法並びに「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」の考え方にに基づき、設置している。

2. 第十一条第2項に適合するため、消防設備の消火器及び自動火災報知設備は、故障、損壊又は異常な作動により施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものとし、主構成品には、日本消防検定協会の検定品等であり、性能が確認されたものを採用している。

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

③-1 消火設備

【技術基準規則②】

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

第十二条第1項に適合するため、消防設備の消火器及び自動火災報知設備、安全避難通路は、火災等による損傷防止機能が健全に維持していることを確認できるよう、保安規定又は下部規定において定める手順に従い、検査又は試験できるようにする。また、構成部品は可能な限り、市販製品を使用し、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。ことで保守又は修理が可能なものとする。

(通信連絡設備等)

第二十三条 (省略)

2 (省略)

3 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。

第二十三条第3項に適合するため、廃棄物管理施設の各建家には、事業所内の人の退避のため、容易に識別できる避難通路及び避難口を確保するよう、避難用照明、誘導標識及び誘導灯を設ける。避難用照明、誘導標識、誘導灯及び異常が発生した場合に使用する照明器具については、保安規定又は下部規定において定める手順に従い、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

③-2 電気設備、通信連絡設備

設工認対象設備		申請内容	設置建家
その他主要な事項	電気設備 (可搬型発電機)	バックフィット対応として、既設設備の可搬型発電機を「安全機能を持つ設備」として追加する。 本設工認において、設備の設計が技術基準に適合していることを説明する。	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ、管理機械棟、廃液処理棟、廃液貯留施設Ⅰ (廃棄物管理施設用廃液貯槽含む。)、 廃液貯留施設Ⅱ、排水監視施設、 α 固体貯蔵施設
	通信連絡設備 (管理施設内放送設備、ページング設備、加入電話、所内内線設備)	バックフィット対応として、既設設備の管理施設内放送設備、ページング設備、加入電話、所内内線設備を「安全機能を持つ設備」として追加する。 本設工認において、設備の設計が技術基準に適合していることを説明する。	廃液処理棟、排水監視施設、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅰ、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅱ、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ、 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ、 α 固体処理棟、固体集積保管場Ⅰ、 固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、 固体集積保管場Ⅳ、 α 固体貯蔵施設、 廃液貯留施設Ⅰ (廃棄物管理施設用廃液貯槽含む。)、 廃液貯留施設Ⅱ、 $\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫Ⅰ、 α 一時格納庫、管理機械棟



可搬型発電機

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

③-2 電気設備、通信連絡設備

【設計方針】

- (1) 安全機能が健全に維持していることを確認できるよう、施設の運転中又は停止中に定められた点検、検査又は試験、保守又は修理ができる設計とする。安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用する設備としては、放送設備があり、放送設備の安全機能が喪失しても、廃棄物管理施設の安全性を損なうことのない設計とする。
- (2) 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、閉じ込めの機能や監視が必要な設備に給電するための予備電源設備として、その他廃棄物管理設備の附属施設のうちその他の主要な事項の電気設備の可搬型発電機を備える設計とする。
- (3) 安全設計上想定される事故が発生した場合において施設内にいる放射線業務従事者及び事業所内の人に対し必要な指示ができ事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、管理施設内放送設備、ページング設備、所内内線設備を備える設計とする。また、大洗研究所内通信連絡設備は外部電源喪失時においても確実に通信連絡できるよう予備電源から電気が供給できる設計とする。

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

③-2 電気設備、通信連絡設備

【設計仕様】

施設	設備名	仕様
β ・ γ 固体処理棟Ⅲ	電気設備 (可搬型発電機)	定格出力:50 kVA、2.0 kVA
管理機械棟		定格出力:22 kVA
廃液処理棟		定格出力:5.5 kVA
廃液貯留施設Ⅰ (廃棄物管理施設用廃液貯槽含む。)		定格出力:2.0 kVA (廃液貯留施設Ⅰ) 定格出力:2.0 kVA (廃棄物管理施設用廃液貯槽)
廃液貯留施設Ⅱ		定格出力:3.8 kVA
排水監視施設		定格出力:2.0 kVA
α 固体貯蔵施設		定格出力:4.5 kVA
廃液処理棟、排水監視施設、 β ・ γ 固体処理棟Ⅰ、 β ・ γ 固体処理棟Ⅱ、 β ・ γ 固体処理棟Ⅲ、 β ・ γ 固体処理棟Ⅳ、 α 固体処理棟、 固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、 固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、 α 固体貯蔵施設、廃液貯留施設Ⅰ (廃棄物管理施設 用廃液貯槽含む。)、廃液貯留施設Ⅱ、 β ・ γ 一時格納庫Ⅰ、 α 一時格納庫、管理機械棟	通信連絡設備	管理施設内放送設備、ページング設備、加入電話、 所内内線設備

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

③-2 電気設備、通信連絡設備

【技術基準規則①】

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

2 (省略)

3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。

1. 第十二条第1項に適合するため、電気設備及び通信連絡設備は、電源機能若しくは通信連絡機能が健全に維持していることを確認できるよう、保安規定又は下部規定において定める手順に従い、検査又は試験できるものとする。また、構成部品は可能な限り、市販製品を使用し、同等以上の性能を有するものと交換できるようにすることで保守又は修理が可能なものとする。
2. 第十二条第3項に適合するため、他の原子力施設と共用している通信連絡設備は、安全機能が喪失しても、他の安全機能とは独立して施設されることから、廃棄物管理施設の安全性を損なうことはないようにしている。

(2) バックフィット対応として、追加する設備 (既設設備のため工事不要)

③-2 電気設備、通信連絡設備

【技術基準規則②】

(予備電源)

第二十二條 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。

第二十二條第1項に適合するため、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、閉じ込めの機能や監視が必要な設備に給電するための予備電源として、電気設備の可搬型発電機を備えるようにしている。予備電源から給電される負荷の容量と予備電源の容量については、負荷の容量に対し、予備電源の容量は、十分な容量を有する設計としている。

(2) バックフィット対応として、追加する設備（既設設備のため工事不要）

③-2 電気設備、通信連絡設備

【技術基準規則③】

（通信連絡設備等）

第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。

3 （省略）

1. 第二十三条第1項に適合するため、廃棄物管理施設は、安全設計上想定される事故が発生した場合において施設内にいる放射線業務従事者及び事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、管理施設内放送設備及びページング設備、所内内線設備で構成する通信連絡設備を備えるようにしている。
2. 第二十三条第2項に適合するため、廃棄物管理施設は、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、所内内線設備で構成する通信連絡設備を備えるようにしている。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

設工認対象設備	申請内容	設置建家
廃液蒸発装置 I	化学処理装置の使用停止に伴い、化学処理装置の分析フード及び主要配管の一部を廃液蒸発装置 I の分析フード及び主要配管の一部に変更する。 本設工認において、変更後の設計が技術基準に適合していることを説明する。	廃液処理棟
$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置の有機溶媒貯槽	有機廃液一時格納庫の使用停止に伴い、既設設備である $\beta \cdot \gamma$ 焼却装置の有機溶媒貯槽を受入れ施設として追加する。 本設工認において、設備の設計が技術基準に適合していることを説明する。	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ



有機溶媒貯槽 ($\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ)

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 廃液蒸発装置 I

【設計条件】

- (1) 廃液処理棟の液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I は、これに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさない設計とする。
- (2) 廃液処理棟の液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I は、汚染に起因する放射性物質及びその放射線量に応じて、壁等により気密にするなど適切に区画し、負圧維持等を行い、区画の内部の空気がその外部に流れ難い設計とする。また、廃液蒸発装置 I の分析フードは、気体廃棄物の廃棄施設の管理機械棟排気設備に接続し、その開口部の風速を適切に維持し得る設計とする。
- (3) 廃液処理棟の液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I は、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、金属類を使用するなどにより、実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する設計とする。
- (4) 廃液処理棟の液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I は、定められた点検において安全機能が健全に維持していることを確認できるよう、また、製品の交換による保守又は修理ができる設計とする。
- (5) 廃液処理棟の液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計とする。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 廃液蒸発装置 I

【設計条件】

① 主要配管

系統	内包する液体の種類	主要材料	口径 (呼び径)
廃液貯槽 I から、ベント復水器、給液予熱器を經由して、強制循環ポンプまで	給液	JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) に定めるSUS304TP JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) に定めるSGP・ゴムライニング	40A 及び 65A
廃液貯槽 II からベント復水器まで	給液	JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) に定めるSUS304TP	40A
蒸気室から蒸気圧縮機を經由してカランドリアまで	処理済蒸気		300A 及び 350A
カランドリアから、凝縮液サージタンク、凝縮液ポンプ及び給液予熱器を經由して、処理済廃液貯槽又は廃液貯槽 I まで	処理済蒸気凝縮液		40A 及び 50A
濃縮液循環ライン	濃縮液	JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) に定めるSUS316LTP	400A
カランドリアから濃縮液受槽まで			50A
濃縮液受槽から、濃縮液ポンプを經由して、廃液貯槽 II 及び廃液蒸発装置 II まで			25A及び 40A

② 分析フード

廃液処理棟 分析室フード	型式	—	オークリッジ型フード
	基数	基	1
管理機械棟 ホット実験室 フード	I	型式	—
		基数	基
	II	型式	—
		基数	基
	III	型式	—
		基数	基
基準風速		m/sec	0.5

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 廃液蒸発装置 I

【技術基準規則①】

(地震による損傷の防止)

第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力 (安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。) による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

第六条第1項に適合するため、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I は、Cクラスとして静的地震力により発生する応力が、安全上適切と認められる規格及び基準等を参考に設定されている許容限界を超えず、おおむね弾性状態に留まるようにしている。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 廃液蒸発装置 I

【技術基準規則②】

(閉じ込めの機能)

第十条 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

一 (省略)

二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

四 (省略)

1. 第十条第二号に適合するため、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I の分析フードは、気体廃棄物の廃棄施設の管理機械棟排気設備に接続し、その開口部の風速を適切に維持するようにしている。
2. 第十条第三号に適合するため、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I の分析フードは、汚染に起因する放射性物質及びその放射線量に応じて、壁等により気密にするなど適切に区画し、内部の換気を行い、区画の内部の空気がその外部に流れ難いようにしている。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 廃液蒸発装置 I

【技術基準規則③】

(火災等による損傷の防止)

4 第十一条 (省略)

2 (省略)

3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものなければならない。

4 (省略)

5 (省略)

第十一条第3項に適合するため、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I は、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、金属類を使用するなどにより、実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用している。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 廃液蒸発装置 I

【技術基準規則④】

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

第十二条第1項に適合するため、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I は、閉じ込め機能及び、地震や津波による損傷の防止機能、処理機能が健全に維持していることを確認できるよう、保安規定又は下部規定において定める手順に従い、検査又は試験できるものとする。また、構成部品は可能な限り、市販製品を使用し、同等以上の性能を有するものと交換できるものとする ことで保守又は修理が可能なものとする。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

① 廃液蒸発装置 I

【技術基準規則⑤】

(処理施設及び廃棄施設)

第十八条 (省略)

2 放射性廃棄物処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物処理するために必要な能力を有するものでなければならない。

第十八条第2項に適合するため、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I は受け入れる放射性廃棄物処理するために必要な能力 (年間処理可能量 3,990m³/年) を有するものとしている。受け入れる廃棄物については、設備の処理能力を超えないよう保安規定又は下部規定において制限する。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 有機溶媒貯槽

【設計条件】

- (1) β ・ γ 固体処理棟Ⅲの液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設する設計とする。
- (2) β ・ γ 固体処理棟Ⅲの液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、敷地及び敷地周辺の状態を基に、その他廃棄物管理設備の附属施設に影響を及ぼし得る人為事象 (故意によるものを除く。) として、施設内貯槽の決壊の影響により安全性を損なうことのない設計とする。
- (3) β ・ γ 固体処理棟Ⅲの液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、堰及び堰内に漏えいを早期に検出するための漏えい検知器を設け、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすること及び、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。
- (4) β ・ γ 固体処理棟Ⅲの液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、金属類を使用するなどにより、実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する設計とする。
- (5) β ・ γ 固体処理棟Ⅲの液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、定められた点検において安全機能が健全に維持していることを確認できるよう、また、製品の交換による保守又は修理ができる設計とする。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 有機溶媒貯槽

【設計仕様】

① 有機溶媒貯槽 (廃油タンク)

数 量		1基
仕 様	種類	縦置円筒槽
	容量	0.096m ³
	主要材料	JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板) に定めるSUS304
	主要寸法	外径508 (mm) × 高さ650 (mm) 板厚4 (mm)

② 堰

主要寸法	F.L. +29cm 以上
------	---------------

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 有機溶媒貯槽

【技術基準規則①】

(地震による損傷の防止)

第六条 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力(安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

第六条第1項に適合するため、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、Bクラスとして静的地震力により発生する応力が、安全上適切と認められる規格及び基準等を参考に設定されている許容限界を超えず、おおむね弾性状態に留まるようにしている。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 有機溶媒貯槽

【技術基準規則②】

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 (省略)

2 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

第八条第2項に適合するため、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、貯槽が決壊した場合でも、貯槽内の廃液を全て受けることができる堰を有しているため、廃液が溢れることがないようにしている。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 有機溶媒貯槽

【技術基準規則③】

(閉じ込めの機能)

第十条 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

一 ～ 三 (省略)

四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設 (液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。) は、次に掲げるところによるものであること。

イ (省略)

ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ (省略)

第十条第四号ロに適合するため、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰を設けるようにしている。また、堰内に漏えい検知器を設け、有機溶媒貯槽からの漏えいを早期に検出することにより、漏えいの拡大を防止できるようにする。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 有機溶媒貯槽

【技術基準規則④】

(火災等による損傷の防止)

第十一条 (省略)

2 (省略)

3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

4 (省略)

5 (省略)

第十一条第3項に適合するため、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、金属類を使用するなど、実用上可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するようにしている。

(3) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (既設設備のため工事不要)

② 有機溶媒貯槽

【技術基準規則⑤】

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

第十二条第1項に適合するため、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、閉じ込め機能及び管理機能が健全に維持していることを確認できるよう、保安規定又は下部規定において定める手順に従い、検査又は試験できるものとする。また、構成部品は可能な限り、市販製品を使用し、同等以上の性能を有するものと交換できるようにする ことで保守又は修理が可能なものとする。

(4) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備（工事要）

設工認対象設備	申請内容	設工認許可後の措置	設置建家
化学処理装置	<p>使用停止に伴い、配管の閉止、電源の遮断等を行う。</p> <p>本設工認において、使用停止後の施設的设计が技術基準に適合していることを説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供給バルブの閉止 ・ 廃液の移送 ・ スラッジの回収 ・ 電源系統の遮断 	
セメント固化装置の一部 (凍結再融解槽、スラッジ槽及び主要配管の一部)	<p>化学処理装置使用停止に伴い、凍結再融解槽、スラッジ槽及び主要配管の一部の使用を停止する。</p> <p>本設工認において、使用停止後の施設的设计が技術基準に適合していることを説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スラッジ供給バルブの閉止 ・ 除染 ・ 電源系統の遮断 	廃液処理棟
有機廃液一時格納庫	<p>使用停止に伴い、配管の閉止、保管容器の撤去等を行う。</p> <p>本設工認において、使用停止後の施設的设计が技術基準に適合していることを説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管容器内の排気系統バルブの閉止 ・ 保管容器内の排気系統配管の取り外し ・ 保管容器への蓋の取り付け ・ 保管容器の撤去 	有機廃液一時格納庫
β ・ γ 焼却装置の有機溶媒貯槽の漏えい検知器	<p>β・γ焼却装置の有機溶媒貯槽を受入れ施設として追加するため、堰に漏えい検知器を設置する。</p> <p>本設工認において、設備的设计が技術基準に適合していることを説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい検知器の据付 	β ・ γ 固体処理棟Ⅲ

(4) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備（工事要）

① 化学処理装置、セメント固化装置の一部、有機廃液一時格納庫（使用停止）

【設計条件】

使用停止に伴い、閉じ込め機能を担保する設計とする。

セメント固化装置計測設備は、濃縮液槽から液体状の放射性廃棄物が漏えいするおそれが生じたときは、これらを確実に検知して速やかに警報を発報する設計とする。また、誤操作等により、濃縮液槽から液体状の放射性廃棄物が漏えいするおそれが生じたときは、濃縮液の供給を自動で停止する設計とする。

② 有機溶媒貯槽の漏えい検知器

【設計条件】

- (1) β ・ γ 固体処理棟Ⅲの液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、堰及び堰内に漏えいを早期に検出するための漏えい検知器を設け、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすること及び、漏えいの拡大を防止することができる設計とする。
- (2) β ・ γ 固体処理棟Ⅲの液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、定められた点検において安全機能が健全に維持していることを確認できるよう、また、製品の交換による保守又は修理ができる設計とする。

(4) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (工事要)

① 化学処理装置、セメント固化装置の一部、有機廃液一時格納庫 (使用停止)

【設計仕様】

施設	設備名	仕様
廃液処理棟	化学処理装置	バルブの閉止及び配管に閉止フランジを取り付けることにより、閉じ込め機能を担保する。
	セメント固化装置の一部	バルブの閉止により、閉じ込め機能を担保する。セメント固化装置の運転制御盤のスラッジ系統の電源を遮断しても、濃縮液系統に関する計測制御機能を維持する。
有機廃液一時格納庫	保管容器	バルブの閉止及び蓋の取り付けにより、閉じ込め機能を担保する。

② 有機溶媒貯槽の漏えい検知器

【設計仕様】

漏えい検知器	型 式	—	静電容量式
	設置場所	—	堰内
	(警報) 発報条件	—	センサーに液面が接触した時
	警報出力先	—	管理機械棟主警報盤及び北門警備所に警報を発報
	基 数	基	1

(4) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (工事要)

① 化学処理装置、セメント固化装置の一部、有機廃液一時格納庫 (使用停止)

【技術基準規則】

(閉じ込めの機能)

第十条 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 (省略)

三 (省略)

四 (省略)

第十条第一号に適合するため、化学処理装置、セメント固化装置の一部、有機廃液一時格納庫は、使用停止に伴い、配管のバルブの閉止、閉止板又は閉止フランジの取付け、保管容器への蓋の取付けにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持できるようにする。また、流体状の放射性廃棄物を内包する容器に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合は、流体状の放射性廃棄物が、放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがないよう逆止弁を設けるものとする。

(4) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備（工事要）

① セメント固化装置の一部（セメント固化装置計測設備）

【技術基準規則】

（計測制御系統施設）

第十五条 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない

2 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

第十五条第1項、第2号に適合するため、セメント固化装置計測設備は、セメント固化装置の一部使用停止に伴い、運転制御盤のスラッジ系統の電源の遮断を行っても、濃縮液槽の液位監視及び濃縮液の供給に係るインターロック機能を保持できるようにする。

(4) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (工事要)

② 有機溶媒貯槽の漏えい検知器

【技術基準規則①】

(閉じ込めの機能)

第十条 特定第一種廃棄物埋施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

一 ～ 三 (省略)

四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設 (液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。) は、次に掲げるところによるものであること。

イ (省略)

ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ (省略)

第十条第四号ロに適合するため、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽は、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰を設けるようにしている。また、堰内に漏えい検知器を設け、有機溶媒貯槽からの漏えいを早期に検出することにより、漏えいの拡大を防止できるようにする。

(4) 設備の使用停止に伴い、変更追加する設備 (工事要)

② 有機溶媒貯槽の漏えい検知器

【技術基準規則②】

(安全機能を有する施設)

第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

2 (省略)

3 (省略)

第十二条第1項に適合するため、液体廃棄物の受入れ施設の有機溶媒貯槽の漏えい検知器は、閉じ込め機能が健全に維持していることを確認できるよう、保安規定又は下部規定において定める手順に従い、検査又は試験できるものとする。また、構成部品は可能な限り、市販製品を使用し、同等以上の性能を有するものと交換できるようにすることで保守又は修理が可能なものとする。

本設工認申請書では、固体廃棄物減容処理施設（OWTF）を除く既設の廃棄物管理施設18施設を、施設ごとに全18編（補正後）にまとめた。

技術基準の適合性については、技術基準の条文ごとに対象となる施設を横並びで説明する。

廃棄物管理事業変更許可申請における「有機廃液一時格納庫の使用の停止」及び「廃液処理棟の化学処理装置等の使用の停止」に係る工事の時期は、以下のようにする。

- ・ 有機廃液一時格納庫の使用停止

β ・ γ 固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽が液体廃棄物の受入れ施設としての使用前確認を完了した後でないと、有機廃液の受入れ施設が一時的に存在しない状態になることから、有機溶媒貯槽の使用前確認完了後に使用停止のための工事に着手する。

- ・ 化学処理装置等の使用停止

処理対象の廃液の処理が廃液蒸発装置Ⅰで実施可能であるため、使用停止に係る設工認の認可をもって使用停止のための工事に着手する。

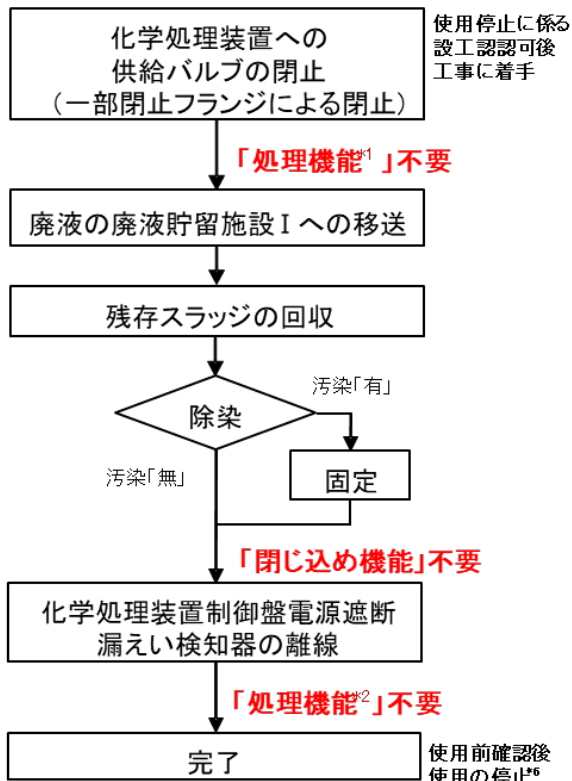
なお、化学処理装置等の使用停止は、竜巻対策としての本設工認における適合性確認と関連している。

上記より、使用停止に係る設工認は、現在申請中の本設工認の補正により対応する。なお、使用停止に当たっては、次ページの使用停止に向けたプロセスに従う。

使用の停止に向けたプロセス

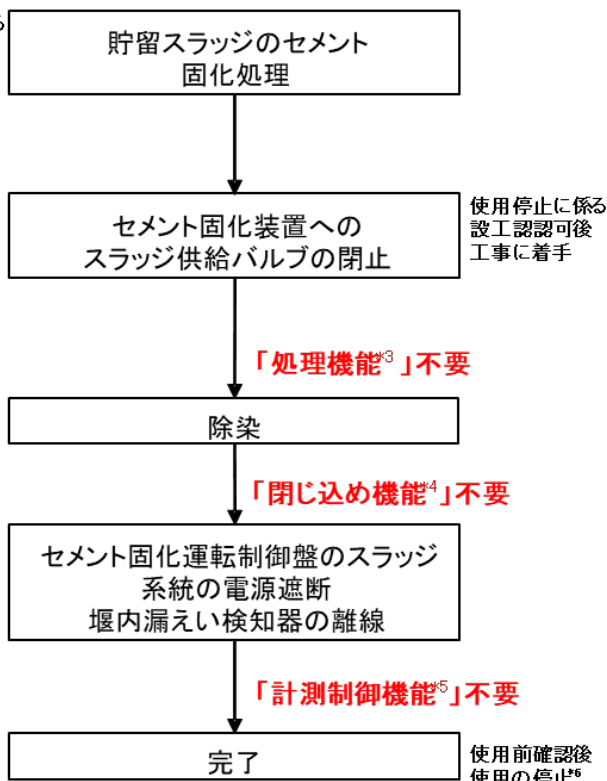
化学処理装置

〔 閉じ込め機能、処理機能 〕



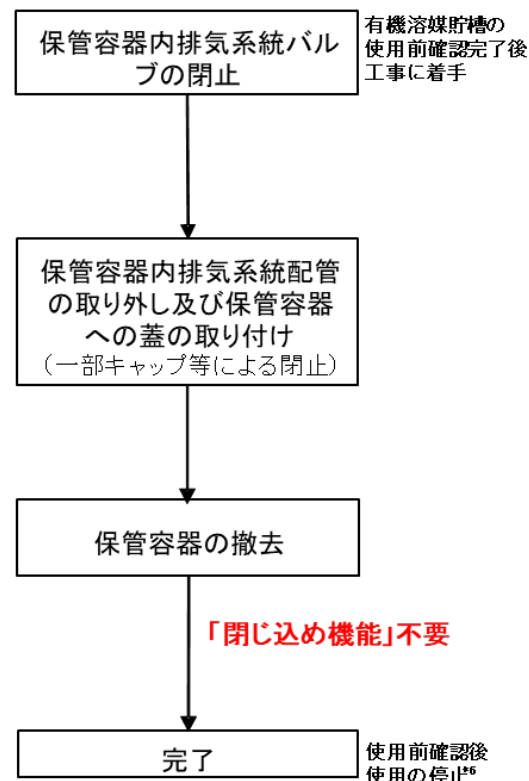
セメント固化装置

〔 閉じ込め機能、処理機能、計測制御機能 〕



有機廃液一時格納庫

〔 閉じ込め機能、放射線管理機能、
廃棄機能、電源機能、通信連絡機能 〕



- * 1: 化学処理装置の液位及び流量測定及び漏えい検知を除く
- * 2: 化学処理装置の液位及び流量測定及び漏えい検知
- * 3: セメント固化装置の処理機能のうち、「凍結再融解槽」、「スラッジ槽」及び「堰」
- * 4: セメント固化装置のうち「凍結再融解槽」、「スラッジ槽」及び「スラッジ槽(サンプリングボックス)」
- * 5: セメント固化装置計測設備のうち、「スラッジ槽液位」及び「堰内漏えい検知」(液位の監視及び記録)
- * 6: 使用前確認は新規基準の適合確認の完了前もしくは同時とする

2. 廃棄物管理施設における設工認申請漏れ確認プロセス

作業担当者※

1. 廃棄物管理事業変更許可申請書と設工認の関係を再確認

- ・廃棄物管理事業変更許可申請書に記載した設計方針等と設工認の関係性について再確認
- ・新たに設工認申請が必要としたものが、適切に設工認申請されていることを確認

2. 技術基準への適合性確認整理表の再確認

- ・別表1の確認結果を踏まえ、技術基準への適合性説明の要否について、適合性確認整理表を再確認

技術基準への適合性確認整理表の再確認完了

3. 設工認申請漏れがないことの確認

1. 及び2. で再確認を行った適合性確認整理表(別表2)中で、「○」となっているものについて、漏れなく設工認申請書中で適合性の説明がなされ、適当性確認に必要な計算書等が添付されていることを設工認申請書により確認

アウトプット

・「廃棄物管理施設許可基準規則への対応と後段規制の関係」(別表1)

・「大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表」(別表2)

・「廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧」(別表3)

確認者※

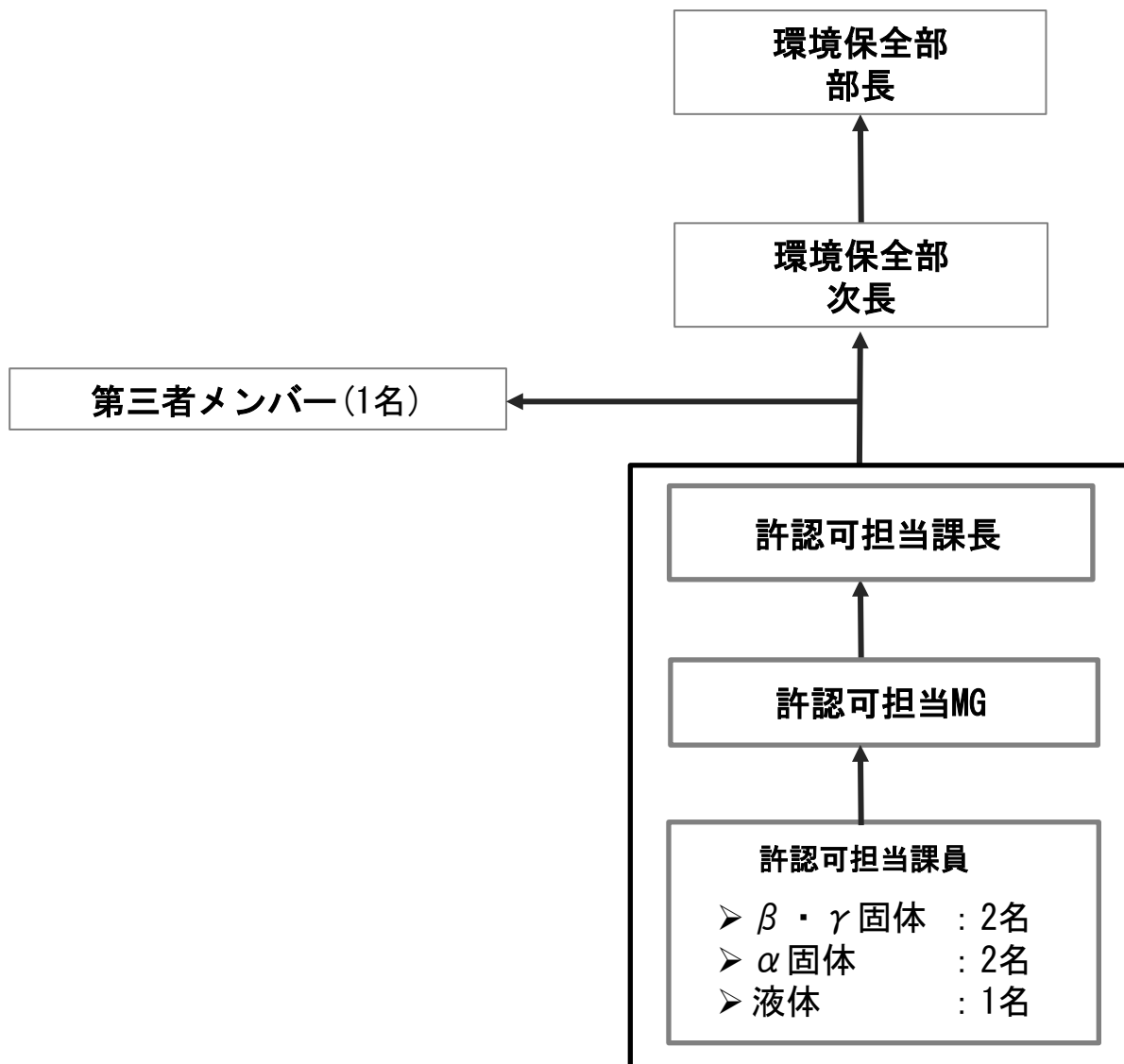
「大洗研廃棄物管理施設許可基準規則への対応と後段規制の関係」(別表1)において、設工認申請するとして事項が申請されていることを設工認申請書との対比により確認

設工認申請漏れがないことの確認作業について、別表1と別表2の対比により、設工認申請を要す構築物及び設備・機器が「大洗研廃棄物管理施設に係る技術基準への適合性確認整理表」(別表2)に漏れなく反映されていることを確認

「大洗研廃棄物管理施設に係る技術基準への適合性確認整理表」(別表2)で「○」となっているものが「大洗研廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧」(別表3)に反映され、技術基準への適合性の説明と必要な計算書等が添付されていることを設工認申請書との対比により確認

漏れなく申請されていることを確認した。

※:(参考資料)設工認申請漏れがないことの確認に係る作業体制図参照。



許可申請書での説明		設計、説明	設置変更許可申請				設工認申請				保安規定	
			設計、説明				具体的な設計				保安規定	下部規定へ
			後段での設計対応	設備	運用による対応	設備機器等	a	b	c	d		
別表1 (抜粋)						a 廃液処理機	b 排水監視施設	c β・γ 固体処理機 I	d β・γ 固体処理機 II			該当施設等
第3条	閉じ込めの機能	放射線物質による空気汚染のおそれのある区域は、気密にするなど適切に区画し、負圧に維持することにより、内部の空気がその外部に流れ難い設計とする。	○	○	○	a-28 a-29 (a-31)		c-4~8	d-4~6 d-8~9 d-12~15			a, c~g
	核燃料物質等の閉じ込めに関する構造	液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止する設計とする。また、建築については、液体廃棄物の建築外への漏えい防止、気体廃棄物の敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。	○	○	○	a-1~2 a-10 (a-12) (a-17) a-23 a-30 (a-31)	b-1~2					a, b, e, g, m~o, F, s
		放射性廃棄物を搬送する設備は、放射性廃棄物の落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットを用いる設計とする。	○		○						◎ ◎	運用に係る処置については保安規定、下部規定で定める。
		廃棄物管理施設は、放射性廃棄物の破砕、圧縮、焼却、固化等の処理過程における散逸の防止を考慮し、放射性物質を限定された区域に閉じ込めることができる設計とする。	○	○	○	(a-9) a-10 a-23 a-28 a-29 a-30 (a-31)		c-4~8	d-4~6 d-8~9 d-12~15			a, c~g, m, r
第4条	火災等による構構の防止	火災又は爆発により施設の安全性が損なわれないよう、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。やむを得ず不燃性以外の材料を使用する場合は、着火源を付近から排除する設計とする。	○	○	○	a-1~2 a-4~8 a-10 (a-11)	b-1~6	c-1~2 c-4~9 (c-10) c-20~23	d-1~2 d-4~16 d-21~24		○	a~r
	火災及び爆発の発生防止	焼却処理及び溶融処理を行う設備及び付近の設備及び機器を構成する材料は耐火性、耐熱性及び耐酸性の材料を使用する設計とする。	○	○	○							e, g
		火災のおそれのある電気設備、予備電源設備、焼却や溶融処理を行う設備、無停電電源装置は、過電流、過電圧、圧力上昇、漏えいを検知し又は防止する設計とする。	○	○	○							
	火災及び爆発の感知及び消火	火災又は爆発により施設の安全性が損なわれないよう、廃棄物の処理、管理、受入れ施設には自動火災報知設備を設け、各施設から集中監視設備に表示するとともに、警備所にも表示する設計とすることにより火災及び爆発の発生を早期に感知できる設計とする。	○	○	○	a-49	b-10	c-27	d-28			a~r
		火災又は爆発により施設の安全性が損なわれないよう、自動又は手動にて消火する設計とする。	○	○	○	(a-48)	(b-9)	(c-26)	(d-27)			a~r

凡例：施設記号－設備番号
 ※設備番号は別表2の施設毎の設備機器の通し番号
 ※番号のうち () が付いているものは、今回の設工認で申請する新規設備
 ※斜線の欄は施設に許可基準規則に該当する設備がないことを示す

別表2 (抜粋) 特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備										
				a. 廃液処理棟*										
				処理施設*										
				機器・設備										
				液体廃棄物の処理施設*										
				廃液処理装置*										
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
				建設*	管理区域境界のさく、扉、壁*	ジブクレーン	蒸気缶*	カランドリア*	強制循環ポンプ*	蒸気圧縮機*	濃縮液受槽*	分析フード*	ビット*	主要配管
				無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	有
<small>新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は「停止」、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの</small>						1-1						1-1		1-1
<small>新規制基準前に既に設工認申請済のもの</small>				済	済	無	済	済	済	済	済	済	済	済
<small>新規一既存(設備)</small>				既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
<small>安全施設 (PS, MS)</small>				MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	PS-3
<small>安全設備</small>														
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	◇	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号イ		△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—
第十一条	火災等による損傷の防止	第一項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第二項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第三項	●	◇	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
		第四項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第五項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十二条	安全機能を有する施設	第一項	●	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第二項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第三項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十三条	材料及び構造	第一項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第一項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第一項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第一項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第一項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十四条	搬送設備	第二項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

設備番号

*：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

新たに設工認申請を行う設備 (赤)

使用廃止に伴い設計の変更や工事を行うため設工認対象設備 (青)

- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
- ：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
- ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類Ⅵで適合性を説明するもの。
- ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
- △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

別表2 (抜粋)		新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備										ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備		
特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号		a. 廃液処理棟*										a. 廃液処理棟*		
第十條 閉じ込めの機能	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	● ● ●	液状廃棄物の処理施設*										消防設備*		
			セメント固化装置*										消火設備*		
第十一條 火災等による損害の防止	第1項 第2項 第3項	●	26	27	28	29	30	31	32	45	49	50	その他		
			凍結再融解槽*	スラッジ槽*	濃縮液槽*	濃縮機*	既・ピット	主要配管	共通梁台	消火設備*	消防設備*	消防設備*	その他		
			有 (停止)	有 (停止)	無	無	無	有 (一部停止)	無	有	有	有			
			1-1	1-1	—	—	—	1-1	—	1-3	1-3	1-3			
			済	済	済	済	済	済	済	無	済	無			
			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存			
			PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3			

新たに設工認申請を行う設備及び使用廃止に伴い設計の変更や工事を行う設備について、設工認申請一覧及び設工認申請書にてもれなく申請されていることを確認した。

別表3 (抜粋)		設工認申請		設備機器		適合性の説明		関係する計算書等		備考	
第十條 閉じ込めの機能	第1項 第2項 第3項	—	—	—	セメント固化装置 28 濃縮液槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明			
		—	—	—	セメント固化装置 29 濃縮機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明			
		第1項	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	セメント固化装置 31 主要配管	添付書類VI	なし	—			
第十一條 火災等による損害の防止	第1項 第2項 第3項	—	—	—	セメント固化装置 28 濃縮液槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明			
		—	—	—	セメント固化装置 29 濃縮機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明			
		—	—	—	セメント固化装置 30 既・ピット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明			
		第1項	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	セメント固化装置 31 主要配管	添付書類VI	なし	—			
			第1項	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	45 消火設備	添付書類VI	なし	—		

(参考資料)

機器、設備の抽出
(廃棄物管理事業変更許可申請書)

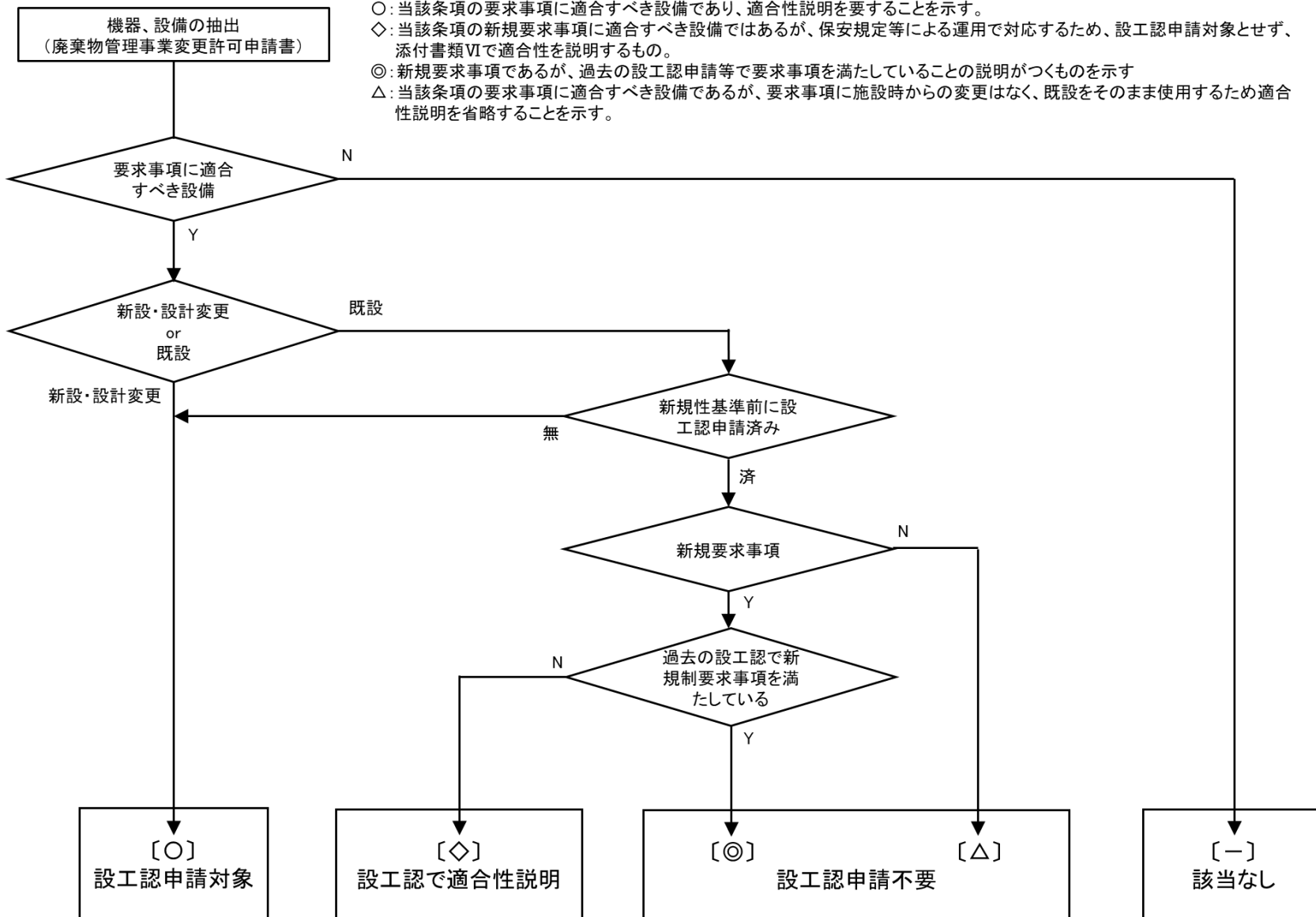
抽出した機器、設備について、
廃棄物管理施設技術基準規則への適合の要否を整理
(別表2)

- 新規制基準対応としての設工認申請の有無
- 新規制基準前の設工認申請の有無
- 新規又は既設
- 廃棄物管理施設技術基準規則の適合条項の整理

別表2の整理を踏まえ、廃棄物管理施設の許可基準規則への対応
及び後段規制の関係を整理
(別表1)

- 許可基準規則の要求事項及び廃棄物管理事業変更許可申請書の設計方針を踏まえた後段規制（設工認、保安規定）との関係を整理
- 該当する機器、設備を別表2より選択

- : 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
- : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
- ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
- ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す
- △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。



(設工認 本文 記載)

(設工認 添付書類 記載)

別表1 廃棄物管理施設 許可基準規則への対応と後段規制の関係

許可申請書での説明	設置変更許可申請 設計、説明	設工認申請 具体的な設計																			保安規定		該当施設等				
		後段での設計対応	設備	運用による対応	設備機器等																			評価	保安規定	下部規定へ	
					a 廃液処理棟	b 排水監視施設	c β・γ 固体処理棟 I	d β・γ 固体処理棟 II	e β・γ 固体処理棟 III	f β・γ 固体処理棟 IV	g α 固体処理棟	h 固体集積保管場 I	i 固体集積保管場 II	j 固体集積保管場 III	k 固体集積保管場 IV	l α 固体貯蔵施設	m 廃液貯留施設 I	n 廃棄物管理施設用廃液貯槽	o 廃液貯留施設 II	p β・γ 一時格納庫 I	q α 一時格納庫	r 管理機械棟					s 有機廃液一時格納庫
第4条 (続き) 火災等による損傷の防止 (続き)	火災及び爆発の影響軽減	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	◎	◎	適用に係る処置については保安規定、下部規定で定める。	
第5条	廃棄物管理施設の地震	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a~r 適用に係る処置については保安規定、下部規定で定める。	
第6条	地震による損傷の防止	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a~r	
第7条	津波による損傷の防止	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	施設としての対応不要	
第8条	外部事象対策 (自然現象)	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	施設としての対応不要	
	風(台風)	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a~r	
	竜巻	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a~r 竜巻に対するハード対策 ・マンホール蓋及びエアコン室外機を固縛することにより、飛来物とならないようにする。 ・廃液処理棟については、飛来物の衝突による装置の配管の損傷を防止するための設備を設ける。 ・α一時格納庫については、飛来物の衝突による廃棄物の損傷を防止するため、廃棄物(特に地上層にあるもの)を鋼板で覆う。 ・消火設備のうちガス消火設備については、屋外等に敷設している配管の損傷を防止するための設備を設ける。	
	凍結	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a, e	
	降水	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	施設としての対応不要	
	積雪	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a~r	
	落雷	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a~r 避雷設備設置場所 ・α固体貯蔵施設 ・α固体固体処理棟排気筒 ・β・γ固体処理棟III排気筒	
	地滑り	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	施設としての対応不要	
	火山	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	火山活動を確認し、降下火砕物が飛来した場合における廃棄物の処理中止及び給排気設備の運転停止措置を保安規定に定める。また、除灰に係る対応について、自主保安として下部規定に定める。	
	生物学的事象	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	施設の運転の停止に係る処置については保安規定、下部規定で定める。	
	森林火災等	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a~r 森林火災等の影響評価を実施する。 防火帯の維持に係る処置については保安規定、下部規定で定める。	
	ばい煙、有毒ガス	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	施設の運転の停止に係る処置については保安規定、下部規定で定める。	
	自然現象の組合せ	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	a~r 洪水と降水、積雪と凍結、降下火砕物と降水、降下火砕物と積雪の組合せを考慮する。	

別表1 廃棄物管理施設 許可基準規則への対応と後段規制の関係

許可申請書での説明	設置変更許可申請 設計、説明	設工認申請 具体的な設計																			保安規定						
		廃棄物管理施設																			評価	保安規定 下部規定へ					
		設備	運用による対応	設備機器等	a 廃液処理棟	b 排水監視施設	c β・γ 固体処理棟Ⅰ	d β・γ 固体処理棟Ⅱ	e β・γ 固体処理棟Ⅲ	f β・γ 固体処理棟Ⅳ	g α 固体処理棟	h 固体集積保管場Ⅰ	i 固体集積保管場Ⅱ	j 固体集積保管場Ⅲ	k 固体集積保管場Ⅳ	l α 固体貯蔵施設	m 廃液貯留施設Ⅰ	n 廃棄物管理施設用廃液貯槽	o 廃液貯留施設Ⅱ	p β・γ 一時格納庫Ⅰ			q α 一時格納庫	r 管理機械棟	s 有機廃液一時格納庫		
第8条 外部事象対策 (続き) (自然現象) (続き)	飛来物(航空機落下等) ダム 施設内貯槽の決壊 近隣工場等の火災 有毒ガス 船舶の衝突 電磁的障害	考慮不要																						○	施設としての対応不要		
		考慮不要																							○	施設としての対応不要	
		貯槽を内蔵する種家は、貯槽が決壊した場合でも廃液を受け取ることができる堰、ピットを有する設計とする。	○	○	○	a-1 a-10 a-23 a-30	b-1			(e-18) (e-19) e-39 e-40		g-51 g-52					m-16	n-1	o-4							○	a, b, e, g, m~o
		近隣工場等の火災を評価し、安全性を損なわない設計とする。	○	○	○	a-1	b-1	c-1	d-1	e-1	f-1 f-4~6 f-16~18	g-1	h-1	i-1	j-1	k-1	l-1	m-1	n-1	o-1	p-1	q-1	r-1		○	a~r 近隣工場等の火災の影響評価を実施する。	
		火災に伴い発生する有毒ガスに対して、施設を速やかに停止できるように設計する。	○	○	○																				○	a~r 運用に係る措置については保安規定、下部規定で定める。 施設の運転の停止に係る措置については保安規定、下部規定で定める。	
第9条 不法侵入対策	防護区域による出入管理 不正アクセス	考慮不要																						○	施設としての対応不要		
		考慮不要																							○	施設としての対応不要	
第9条 不法侵入対策	防護区域による出入管理 不正アクセス	隣壁で事業所の敷地を区画して、人の立入り制限するための区域を設定することにより第三者の不法な近接を防止する設計とする。	○	○	○	a-1 a-2	b-1 b-2	c-1 c-2	d-1 d-2	e-1 e-2	f-1 f-2	g-1 g-2	h-1 h-2	i-1 i-2	j-1 j-2	k-1 k-2	l-1 l-2	m-1 m-2	n-1 n-2	o-1 o-2	p-1 p-2	q-1 q-2	r-1 r-2	○	a~r 運用に係る措置については保安規定、下部規定で定める。		
		事業所として、人の不法な侵入、施設内の人による核物質の不法な移動、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物やその他に危害を及ぼす、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為を防止するための設備を設ける設計とする。	○	○	○	a-1 a-2 (a-33)	b-1 b-2 b-7	c-1 c-2	d-1 d-2	e-1 e-2 e-20~21	f-1 f-2 f-21~22	g-1 g-2 g-23~26	h-1 h-2	i-1 i-2	j-1 j-2	k-1 k-2	l-1 l-2	m-1 m-2 m-17 m-18	n-1 n-2 n-3	o-1 o-2 o-7 o-8	p-1 p-2	q-1 q-2	r-1 r-2 r-4 r-5	○	a~r 運用に係る措置については保安規定、下部規定で定める。		
第10条 核燃料物質の臨界防止	核燃料物質の臨界防止																							○	a~r 計量管理に係る措置については保安規定、下部規定で定める。		
第11条 安全機能を有する施設	安全機能を有する施設	安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。	○	○		a-51 a-53 (a-54~56)	b-11 b-13 (b-14) b-15	c-24 c-28 (c-29) (c-30) (c-31)	d-26 d-30 (d-31) (d-32)	e-42 e-49 (e-50~52)	f-40 f-45 (f-46~48)	g-53 g-62 (g-63~65)	h-9 h-10 (h-11~13)	i-8 i-9 (i-10~12)	j-9 j-10 (j-11~13)	k-11 k-12 (k-13~15)	l-18 l-20 l-21 (l-22~23)	m-33 m-35 (m-36~37)	n-9 n-11 (n-12) (n-13)	o-20 o-22 (o-23) (o-24)	p-10 p-14 (p-15~16)	q-20 q-21 (q-22~23)	r-20 r-22 (r-23~26)	○	a~r		
		廃棄物管理施設は、機能の確認のための検査又は試験及び機能を維持するための保守又は修理ができる設計とする。	○	○		a-1~2 (a-3) a-4~8 (a-9) a-10 (a-11) a-18~25 (a-28~30) a-31 (a-32) a-33 (a-34) a-47 (a-48) a-49 (a-50) a-51 (a-52) a-53 (a-54~57)	b-1~8 (b-9) b-10 b-11 (b-12) b-13 (b-14) b-15	c-1~2 (c-3) c-4~9 (c-10) (c-23) c-24 (c-25) (c-27) c-26 (c-28) c-29 (c-30) c-31	d-1~2 (d-3) d-4~9 (d-10) (d-25) d-26 (d-27) d-28 (d-29) d-30 (d-31) (d-32)	e-1~2 (e-3) e-4~5 (e-6) e-7~15 (e-16) (e-17) (e-18) (e-19) e-20~40 (e-41) e-42 (e-43) e-44~45 (e-46~47) e-48 e-49 (e-50~52)	f-1~2 (f-3) f-4~38 (f-39) f-40 (f-41) f-42~43 (f-44) f-45 (f-46~48)	g-1~2 (g-3) g-4~43 (g-44) g-45~58 (g-59~60) g-61 g-62 (g-63~65)	h-1~4 (h-5) (h-6) h-7 (h-8) h-9 h-10 (h-11~13)	i-1~4 (i-5) (i-6) i-7 (i-8) i-9 (i-10~12)	j-1~5 (j-6) j-7 (j-8) j-9 (j-10) j-11~13	k-1~3 (k-4) (k-5) (k-6) (k-7~8) (k-9) (k-10) k-11 (k-12) k-13~15	l-1~7 l-8~12 (l-13) l-14 l-15 (l-16) l-17 l-18 l-19 (l-20) l-21 (l-22~23)	m-1~5 (m-6) m-7~11 (m-12) m-13~28 (m-29) (m-30) (m-31) m-32 (m-33) m-34 m-35 (m-36~37)	n-1~6 (n-7) n-8 n-9 (n-10) n-11 (n-12) (n-13)	o-1~9 o-10~15 (o-16) (o-17) o-18 o-19 (o-20) o-21 (o-22) (o-23) (o-24)	p-1~6 p-7 (p-8) (p-9) p-10 (p-11) p-12 p-13 p-14 (p-15~16)	q-1~14 (q-15) (q-16) q-17~18 (q-19) q-20 q-21 (q-22~23)	r-1~14 (r-15) (r-16) r-17~18 (r-19) r-20 r-21 r-22 (r-23~26)	○	a~r		
		廃棄物管理施設は、安全上重要な施設はないため、系統の多重性は必要としない。																									施設としての対応不要
第12条 設計最大評価事故時の放射線障害の防止	設計最大評価事故時の放射線障害の防止																							○	施設としての対応不要		
第13条 処理施設	処理施設	廃棄物管理施設の処理施設、管理施設及び廃棄施設は、必要な能力又は容量を有するとともに、適切な方法により処理又は保管するものとする。	○	○		a-4~8 (a-9) a-10 (a-11) a-18~25 (a-28~30) a-31 (a-32)	b-3~6	c-4~9 (c-10)	d-4~15	e-4~5 (e-6) e-7~15	f-4~15	g-4~22					m-3~5 (m-6) m-7~8						r-3	○	a~g, m, r		
第14条 管理施設	管理施設	廃棄物管理施設の処理施設、管理施設及び廃棄施設は、必要な能力又は容量を有するとともに、適切な方法により処理又は保管するものとする。	○	○								h-3~4	i-3	j-3~4	k-3	l-3~4 l-6										h~l	
第15条 計測制御系統施設	安全機能の監視 放射性廃棄物の漏えい検知	放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設ける設計とする。	○	○		(a-33)	b-7			e-20~21	f-21~22	g-23~26					m-17 m-18	n-3	o-7 o-8				r-4 r-5	○	a, b, e~g, m~o, r		
		施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これを確実に検知して速やかに警報する設備を備える設計と廃棄物管理施設の放射線管理施設は、放射線業務従事者の線量監視、大洗研究所付近の放射性物質の濃度及び線量の監視及び測定できる設備を設ける設計とする。	○	○		(a-33)	b-7			e-20~21	f-21~22	g-23~26						m-17 m-18	n-3	o-7 o-8				r-4 r-5	○	a, b, e~g, m~o, r	
第16条 放射線管理施設	放射線管理施設	必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けるものとする。	○	○		a-38~41	b-8	c-15~18	d-17~20	e-26~28 e-30	f-27~30	g-31~34				l-7 l-8	m-22~24		o-9 o-10~11	p-7	q-8~9	r-9 r-11	○	a~g, l, m, o~r			
			○	○		a-38 a-41		c-15 c-18	d-17 d-20	e-26 e-30	f-27 f-30	g-31 g-34				l-7 l-8	m-23		o-9 o-11		q-9	r-11	○	a, c~g, l, m, o, q~r			

別表1 廃棄物管理施設 許可基準規則への対応と後段規制の関係

許可申請書での説明			設置変更許可申請		設工認申請																			保安規定		該当施設等			
			設計、説明		具体的な設計																			保安規定	下部規定へ				
			後段での設計対応	設備	運用による対応	廃棄物管理施設																					評価		
						a 廃液処理棟	b 排水監視施設	c β・γ 固体処理棟 I	d β・γ 固体処理棟 II	e β・γ 固体処理棟 III	f β・γ 固体処理棟 IV	g α 固体処理棟	h 固体集積保管場 I	i 固体集積保管場 II	j 固体集積保管場 III	k 固体集積保管場 IV	l α 固体貯蔵施設	m 廃液貯留施設 I	n 廃棄物管理施設用廃液貯槽	o 廃液貯留施設 II	p β・γ 一時格納庫 I	q α 一時格納庫	r 管理機械棟	s 有機廃液一時格納庫					
第17条	廃棄施設	廃棄施設	廃棄物管理施設の処理施設、管理施設及び廃棄施設は、必要な能力又は容量を有するとともに、適切な方法により処理又は保管するものとする。	○	○	○	a-42~46 (a-47)	/	c-19~22 (c-23)	d-21~24 (d-25)	e-31~40 (e-41)	f-31~38 (f-39)	g-35~43 (g-44) g-45~52	/	/	/	/	l-9~12 (l-13)	m-25~28 (m-29)	n-4~6	o-12~15 (o-16)	p-8 (p-9)	q-10~14 (q-15)	r-12~14 (r-15)	/	/	/	a、c~g、l~r	
第18条	予備電源	予備電源	廃棄物管理施設の予備電源は、外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用できるものとする。外部電源喪失時にも負圧を維持する設備及び安全上必要な監視、警報、通信連絡に使用する設備には、予備電源から給電できる設計とする。	○	○	○	(a-52)	(b-12)	/	/	(e-43)	/	g-54~55	/	/	/	/	(l-19)	(m-34)	(n-10)	(o-21)	/	/	/	(r-21)	/	/	/	a、b、e、g、l~o、r
第19条	通信連絡設備等	通信連絡設備等	廃棄物管理施設の通信連絡設備等として、安全設計上想定される事故において事業所内の人に必要な指示ができるよう、事業所に警報装置を兼ねる通信連絡設備を設ける。	○	○	○	a-53 (a-54~56)	b-13 (b-14) (b-15)	c-28 (c-29) (c-30) (c-31)	d-30 (d-31) (d-32)	e-49 (e-50~52)	f-45 (f-46~48)	g-62 (g-63~65)	h-10 (h-11~13)	i-9 (i-10~12)	j-10 (j-11~13)	k-12 (k-13~15)	l-20 l-21 (l-22~23)	m-35 (m-36~37)	n-11 (n-12) (n-13)	o-22 (o-23) (o-24)	p-14 (p-15~16)	q-21 (q-22~23)	r-22 (r-23~26)	/	/	/	a~r	
			廃棄物管理施設の通信連絡設備等として、安全設計上想定される事故において、事業所外の必要な場所へ通信連絡ができる通信連絡設備を設ける。	○	○	○	(a-56)	/	(c-31)	/	(e-52)	(f-48)	(g-65)	(h-13)	(i-12)	(j-13)	(k-15)	(l-20)	/	/	/	/	/	/	(r-25~26)	/	/	/	a、c、e~l、r
			廃棄物管理施設に、事業所内の人の退避のための設備を設ける。	○	○	○	(a-50)	/	(c-27)	(d-29)	(e-47)	(f-44)	(g-60)	(h-8)	(i-7)	(j-8)	(k-10)	(l-16)	(m-32)	/	(o-19)	(p-13)	(q-19)	(r-19)	/	/	/	a~r	

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			a. 廃液処理棟*									
			処理施設*									
			機器・設備									
液体廃棄物の処理施設*												
廃液蒸発装置Ⅱ*					セメント固化装置*							
23	24	25	26	27	28	29	30	31	32			
堰・ピット*	周囲壁*	主要配管	凍結再融解槽*	スラッジ槽*	濃縮液槽*	混練機*	堰・ピット*	主要配管	共通架台			
			有(停止)	有(停止)	無	無	無	有(一部停止)	無			
			1-1	1-1				1-1				
			済	済	済	済	済	済	済	済	済	
			MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—	
		降水		—	—	—	—	—	—	—		
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	—		
		竜巻		—	—	◇	—	—	—	—		
		凍結		—	—	—	—	—	—	—		
		積雪		—	—	—	—	—	—	—		
		落雷		—	—	—	—	—	—	—		
		地滑り		—	—	—	—	—	—	—		
		火山		—	—	—	—	—	—	—		
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	—		
		森林火災		—	—	—	—	—	—	—		
		組合せ		—	—	—	—	—	—	—		
第2項	飛来物(航空機落下等)	—	—	—	—	—	—	—				
ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—					
貯槽の決壊	◇	—	—	—	—	—	◇	—				
近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—	—				
有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—				
船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—	—				
電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	◇	◇	—	○	
		第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ	△	—	—	—	—	—	—	△	○	
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	◇	◇	◇	—	◇	◇	◇	○	
		第4項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備	第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	◎	◎	◎	—	◎	◎	◎		
第二十条	遮蔽	第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項	●	—	◎	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源	第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十三条	通信連絡設備等	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—		

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	放射線管理施設の設備								
			a. 廃液処理棟*								
			放射線管理施設*								
			機器・設備								
			屋内管理用の主要な設備*					屋外管理用の主要な設備*			
			計測制御設備*					放射線監視設備(屋内)*		放射線監視設備(屋外)*	
			液位等に関する計測設備*					作業環境モニタリング設備*		周辺環境モニタリング設備*	
			33	34	35	36	37	38	39	40	41
			セメント固化装置計測設備*	更衣設備*	手洗い設備*	シャワー設備*	ハンドフットクロスモニタ*	エリアモニタ*	室内空気モニタ*	ローカルサンプリング装置*	排気モニタリング設備*
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの			有 (一部停止)	無	無	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済	済
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS, MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備											
第一条	定義										
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設										
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持										
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項 第2項 第3項	● ● ●	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	—	—	—	
		組合せ		—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下等)	●	—	—	—	—	—	—
ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—	—			
貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—	—	—			
近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—	—			
有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—			
船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—	—			
電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	◇	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	
		第四号イ		—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第4項		—	—	—	—	—	—	—	
		第5項		—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備										
第十五条	計測制御系統施設	第1項		○	—	—	—	—	—	—	
		第2項		○	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	△	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	△	△	△	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	◎	—	◎	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	
		第四号		—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—		

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではないが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 △: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備										
			a. 廃液処理棟*										
			その他廃棄物管理設備の附属施設*										
			機器・設備					その他の主要な事項*					
気体廃棄物の廃棄施設*					固体廃棄物の廃棄施設*								
管理区域系排気設備*					排気口	消防設備*							
廃液処理棟排気設備*						消火設備*	自動火災報知設備*						
					42	43	44	45	46	47	48	49	50
					排気浄化装置	排風機	ダクト	原動機	排気口	廃液処理棟保管廃棄設備	消火器*	自動火災報知設備*	安全避難通路
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの					無	無	無	無	無	有	有	無	有
新規制基準前に既に設工認申請済のもの					済	済	済	済	済	無	無	済	無
新規-既存(設備)					既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS,MS)					MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止												
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤												
第六条	地震による損傷の防止	第1項											
		第2項											
		第3項											
第七条	津波による損傷の防止												
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水										
			降水										
			風(台風)										
			竜巻										
			凍結										
			積雪										
			落雷										
			地滑り										
			火山										
			生物学的事象										
		森林火災											
		組合せ											
		第2項	飛来物(航空機落下等)										
			ダム崩壊										
	貯槽の決壊												
	近隣工場等の火災												
	有毒ガス												
	船舶の衝突												
	電磁波障害												
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止												
第十条	閉じ込めの機能	第一号				△							
		第二号											
		第三号											
		第四号イ											
		第四号ロ											
		第四号ハ											
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項								○	◎		
		第2項								○	◎		
		第3項		◇	◇	◇	◇						
		第4項											
		第5項											
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項											
		第3項											
第十三条	材料及び構造	第1項第一号											
		第1項第二号イ											
		第1項第二号ロ											
		第1項第二号ハ											
		第1項第二号ニ											
第十四条	搬送設備	第一号											
		第二号											
第十五条	計測制御系統施設	第1項											
		第2項											
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項											
		第1項											
		第2項第一号											
		第2項第二号											
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		△									
		第1項第二号		△	△	△		△					
		第1項第三号		△	△	△		△					
		第1項第四号		△									
		第1項第五号											
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項											
		第1項											
第二十条	遮蔽	第1項											
		第2項											
第二十一条	換気設備	第一号		△	△	△	△	△					
		第二号				△							
		第三号		△									
		第四号											
第二十二条	予備電源												
第二十三条	通信連絡設備等	第1項											
		第2項											
		第3項											
第二十四条	電磁的記録媒体による手続												

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 △: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備							
			a. 廃液処理棟*							
			その他廃棄物管理設備の附属施設*							
			機器・設備							
その他の主要な事項*			電気設備*		通信連絡設備*					
			51	52	53	54	55	56	57	
			電気設備	可搬型発電機3*	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	所内内線設備*	竜巻対策設備	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	有	無	有	有	有	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	無	済	無	無	無	無	
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	新規	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備										
第一条	定義									
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	-	-	-	-	-	-	-	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	-	-	-	-	-	-	○	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	
第七条	津波による損傷の防止	●	-	-	-	-	-	-	-	
		●	-	-	-	-	-	-	-	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	-	-	-	-	-	-
		降水		-	-	-	-	-	-	
		風(台風)		-	-	-	-	-	-	
		竜巻		-	-	-	-	-	-	
		凍結		-	-	-	-	-	-	
		積雪		-	-	-	-	-	-	
		落雷		-	-	-	-	-	-	
		地滑り		-	-	-	-	-	-	
		火山		-	-	-	-	-	-	
		生物学的事象		-	-	-	-	-	-	
		森林火災		-	-	-	-	-	-	
		組合せ		-	-	-	-	-	-	
		第2項		飛来物(航空機落下等)	-	-	-	-	-	-
		ダム崩壊		-	-	-	-	-	-	
貯槽の決壊	-	-	-	-	-	-				
近隣工場等の火災	●	-	-	-	-	-				
有毒ガス	-	-	-	-	-	-				
船舶の衝突	-	-	-	-	-	-				
電磁波障害	-	-	-	-	-	-				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	-	-	-	-	-	-		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	-	-	-	-	-	-		
		第二号	-	-	-	-	-			
		第三号	-	-	-	-	-			
		第四号イ	-	-	-	-	-			
		第四号ロ	-	-	-	-	-			
		第四号ハ	-	-	-	-	-			
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-	-		
		第2項	●	-	-	-	-			
		第3項	●	-	-	-	-			
		第4項	-	-	-	-	-			
		第5項	-	-	-	-	-			
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◇	○	○	○	○		
		第2項	●	-	-	-	-			
		第3項	●	◇	○	○	○			
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	-	-	-	-	-			
		第1項第二号イ	●	-	-	-	-			
		第1項第二号ロ	●	-	-	-	-			
		第1項第二号ハ	●	-	-	-	-			
		第1項第二号ニ	●	-	-	-	-			
第2項	-	-	-	-	-					
第十四条	搬送設備	第一号	-	-	-	-	-			
		第二号	-	-	-	-	-			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	-	-	-	-	-			
		第2項	-	-	-	-	-			
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	-	-	-	-	-			
		第1項第二号	-	-	-	-	-			
		第1項第三号	-	-	-	-	-			
		第1項第四号	-	-	-	-	-			
		第1項第五号	-	-	-	-	-			
第2項	●	-	-	-	-					
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	-	-	-	-	-			
		第2項第一号	●	-	-	-	-			
		第2項第二号	●	-	-	-	-			
第2項第三号	●	-	-	-	-					
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	-	-	-	-	-			
		第1項第二号	-	-	-	-	-			
		第1項第三号	-	-	-	-	-			
		第1項第四号	-	-	-	-	-			
		第1項第五号	-	-	-	-	-			
第2項	●	-	-	-	-					
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	-	-	-	-				
第二十条	遮蔽	第1項	●	-	-	-	-			
		第2項	-	-	-	-	-			
第二十一条	換気設備	第一号	-	-	-	-	-			
		第二号	-	-	-	-	-			
		第三号	-	-	-	-	-			
		第四号	-	-	-	-	-			
第二十二条	予備電源	●	-	○	-	-	-			
		●	-	-	-	-				
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	-	○	○	○			
		第2項	●	-	-	-	○			
		第3項	●	-	-	-	-			
第二十四条	電磁的記録媒体による手続									

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 -: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備						ホ 計測制御系統施設	ヘ 放射線管理施設		
			b. 排水監視施設*									
			処理施設*						計測制御系統施設*	放射線管理施設*		
			機器・設備						計測制御設備*	屋外管理用の主要な設備*		
液体廃棄物の処理施設*						液位等に関する計測設備*	放射線監視設備(屋外)*					
排水監視設備*												
			貯槽本体	主要配管								
			1	2	3	4	5	6	7	8		
			建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	鉄筋コンクリート製貯槽*	廃液貯槽Iの各貯槽及び処理済液貯槽の分岐バルブから、排水監視設備の貯槽内配管まで	排水監視設備の貯槽内配管から、一般排水溝との接続位置まで	攪拌機	排水監視設備計測設備*	排水モニタリング設備*		
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無		
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済		
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存		
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3		
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	○	○	○	○	○	○	○		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	○	○	○	○	○	○	○		
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○		
第七条	津波による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○	○		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	○	○	○	○	○	○	○	
		降水		○	○	○	○	○	○	○		
		風(台風)		○	○	○	○	○	○	○		
		竜巻		○	○	○	○	○	○	○		
		凍結		○	○	○	○	○	○	○		
		積雪		○	○	○	○	○	○	○		
		落雷		○	○	○	○	○	○	○		
		地滑り		○	○	○	○	○	○	○		
		火山		○	○	○	○	○	○	○		
		生物学的事象		○	○	○	○	○	○	○		
		森林火災		○	○	○	○	○	○	○		
		組合せ		○	○	○	○	○	○	○		
		第2項		●	飛来物(航空機落下)	○	○	○	○	○	○	○
		ダム崩壊			○	○	○	○	○	○	○	
貯槽の決壊	○	○	○		○	○	○	○				
近隣工場等の火災	○	○	○		○	○	○	○				
有毒ガス	○	○	○		○	○	○	○				
船舶の衝突	○	○	○		○	○	○	○				
電磁波障害	○	○	○	○	○	○	○					
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	○	○	○	○	○	○	○		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		○	○	○	○	○	○	○		
		第二号		○	○	○	○	○	○	○		
		第三号		○	○	○	○	○	○	○		
		第四号イ		△	△	○	○	○	○	○		
		第四号ロ		△	△	○	○	○	○	○		
		第四号ハ		○	○	○	○	○	○	○		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第4項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第5項	●	○	○	○	○	○	○	○		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号イ	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号ロ	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号ハ	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号ニ	●	○	○	○	○	○	○	○		
第2項	●	○	○	○	○	○	○	○				
第十四条	搬送設備	第一号		○	○	○	○	○	○	○		
		第二号		○	○	○	○	○	○	○		
第十五条	計測制御系統施設	第1項		○	○	○	○	○	△	○		
		第2項		○	○	○	○	○	△	○		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号		○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第三号		○	○	○	○	○	○	△		
		第1項第四号		○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第五号		○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項第二号	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項第三号	●	○	○	○	○	○	○	○		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号		○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第三号		○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第四号		○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第五号		○	○	○	○	○	○	○		
第2項	●	○	○	○	○	○	○	○				
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	△	△	○	○	○	○			
第二十条	遮蔽	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○		
第二十一条	換気設備	第一号		○	○	○	○	○	○	○		
		第二号		○	○	○	○	○	○	○		
		第三号		○	○	○	○	○	○	○		
		第四号		○	○	○	○	○	○	○		
第二十二条	予備電源		●	○	○	○	○	○	○			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	○	○	○	○	○	○			

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備						
			b. 排水監視施設*						
			その他廃棄物管理設備の附属施設*						
			機器・設備						
			その他の主要な事項*						
消防設備*		電気設備*		通信連絡設備*					
消火設備*				放送設備*					
9	10	11	12	13	14	15			
消火器*	自動火災報知設備	電気設備	可搬型発電機7*	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請（使用停止は（停止）、「第〇編 第一章」→「〇-」） 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			有	無	無	有	無	有	有
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			無	済	済	無	済	無	無
新規-既存（設備）			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設（PS, MS）			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備									
第一条	定義								
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設								
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持								
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	—	—	—	—	—	—
			降水	—	—	—	—	—	
			風（台風）	—	—	—	—	—	
			竜巻	—	—	—	—	—	
			凍結	—	—	—	—	—	
			積雪	—	—	—	—	—	
			落雷	—	—	—	—	—	
		地滑り	—	—	—	—	—		
		火山	—	—	—	—	—		
		生物学的事象	—	—	—	—	—		
		森林火災	—	—	—	—	—		
		組合せ	—	—	—	—	—		
		第2項	飛来物（航空機落下等）	—	—	—	—	—	
			ダム崩壊	—	—	—	—	—	
貯槽の決壊	—		—	—	—	—			
近隣工場等の火災	—		—	—	—	—			
有毒ガス	—		—	—	—	—			
船舶の衝突	—		—	—	—	—			
電磁波障害	—		—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—		
		第三号	—	—	—	—	—		
		第四号イ	—	—	—	—	—		
		第四号ロ	—	—	—	—	—		
		第四号ハ	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	○	◎	—	—	—	
		第2項	●	○	◎	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—		
		第4項	—	—	—	—	—		
		第5項	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	◎	◇	○	◎	
		第2項	●	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	◇	—		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—		
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—		
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—		
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—		
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—		
第2項	—	—	—	—	—				
第十四条	搬送設備								
第十五条	計測制御系統施設	第一号	—	—	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項	—	—	—	—	—		
		第1項第一号	—	—	—	—	—		
		第1項第二号	—	—	—	—	—		
		第1項第三号	—	—	—	—	—		
		第1項第四号	—	—	—	—	—		
		第1項第五号	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	—	—	—	—		
		第1項	—	—	—	—	—		
		第2項第一号	●	—	—	—	—		
		第2項第二号	●	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	—	—	—	—		
		第1項第一号	—	—	—	—	—		
		第1項第二号	—	—	—	—	—		
		第1項第三号	—	—	—	—	—		
		第1項第四号	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	—	—	—	—			
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—		
		第2項	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—	—		
		第三号	—	—	—	—	—		
		第四号	—	—	—	—	—		
第二十二条	予備電源	●	—	—	○	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	○		
		第2項	●	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続								

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 △：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			c. β・γ 固体処理棟 I *									
			処理施設*									
			機器・設備									
固体廃棄物の処理施設*												
β・γ 圧縮装置 I *												
圧縮機*												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	天井クレーン*	本締ラム	仮締ラム	ドラムリフタ	安全保持機構	分類用ボックス*	原動機	廃棄物搬送設備			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	有	無	無	無	無	無	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	無	済	済	済	済	済	無	
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	
安全設備												
第一条 定義												
第二条 特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条 廃止措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条 核燃料物質の臨界防止												
第五条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤												
第六条 地震による損傷の防止	第1項											
	第2項											
	第3項											
第七条 津波による損傷の防止												
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水										
		降水										
		風(台風)										
		竜巻										
		凍結										
		積雪										
		落雷										
		地滑り										
		火山										
		生物学的事象										
		森林火災										
		組合せ										
		第2項	飛来物(航空機落下等)									
			ダム崩壊									
		貯槽の決壊										
		近隣工場等の火災										
		有毒ガス										
		船舶の衝突										
		電磁波障害										
第九条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止												
第十条 閉じ込めの機能	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号イ											
	第四号ロ											
	第四号ハ											
第十一条 火災等による損傷の防止	第1項											
	第2項											
	第3項											
	第4項											
	第5項											
第十二条 安全機能を有する施設	第1項											
	第2項											
	第3項											
第十三条 材料及び構造	第1項第一号											
	第1項第二号イ											
	第1項第二号ロ											
	第1項第二号ハ											
	第1項第二号ニ											
第十四条 搬送設備	第一号											
	第二号											
第十五条 計測制御系統施設	第1項											
	第2項											
第十六条 放射線管理施設	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
第十七条 受入施設又は管理施設	第2項											
	第1項											
	第2項第一号											
	第2項第二号											
第十八条 処理施設及び廃棄施設	第2項第三号											
	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
第十九条 放射性廃棄物による汚染の防止	第2項											
	第1項											
第二十条 遮蔽	第1項											
	第2項											
第二十一条 換気設備	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号											
第二十二条 予備電源												
第二十三条 通信連絡設備等	第1項											
	第2項											
	第3項											
第二十四条 電磁的記録媒体による手続												

 : 新規制基準追加要求事項該当項・号
 - : 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇ : 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎ : 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 * : 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	放射線管理施設の設備							
			c. β・γ 固体処理棟 I *							
			放射線管理施設*							
			機器・設備							
屋内管理用の主要な設備*							屋外管理用の主要な設備*			
出入管理関係設備*				放射線監視設備 (屋内) *			放射線監視設備 (屋外) *			
作業環境モニタリング設備*				周辺環境モニタリング設備*						
11	12	13	14	15	16	17	18			
更衣設備*	シャワー設備*	手洗い設備*	ハンドフットクロスモニタ*	エリアモニタ*	室内空気モニタ*	ローカルサンプリング装置*	排気モニタリング設備*			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	
新規一既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS, MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備										
第一条	定義									
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	
		●	—	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	—	—	
		組合せ		—	—	—	—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下等)	—	—	—	—	—	—
ダム崩壊	—	—	—	—	—	—				
貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—				
近隣工場等の火災	●	—	—	—	—	—				
有毒ガス	—	—	—	—	—	—				
船舶の衝突	—	—	—	—	—	—				
電磁波障害	—	—	—	—	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—		
		第三号	—	—	—	—	—	—		
		第四号イ	—	—	—	—	—	—		
		第四号ロ	—	—	—	—	—	—		
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—		
		第4項	—	—	—	—	—	—		
		第5項	—	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—		
第2項	—	—	—	—	—	—				
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第1項	—	—	—	—	—	—		
		第2項	—	—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号	—	—	—	—	—	△		
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—		
		第1項第四号	—	—	—	—	△	△		
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	○	○	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	—	—	—	—	—	—		
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—		
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—		
		第2項第三号	●	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—		
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—		
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—		
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽		●	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—	—	—		
		第三号	—	—	—	—	—	—		
		第四号	—	—	—	—	—	—		
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—		

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 △: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備								
			c. β・γ 固体処理棟Ⅰ*								
			その他廃棄物管理設備の附属施設*								
			気体廃棄物の廃棄施設*			機器・設備 固体廃棄物の廃棄施設 *		その他の主要な事項*			
管理区域系排気設備*			ダクト(排 気口)*	β・γ 固体 処理棟Ⅰ保 管廃棄設備	電気設備*		消防設備*				
β・γ 固体処理棟Ⅰ排気設備*					電気設備	消火設備*	自動火災報 知設備*	安全避難通 路			
19	20	21							22	23	24
排気浄化装 置	排風機	原動機	ダクト(排 気口)*	β・γ 固体 処理棟Ⅰ保 管廃棄設備	電気設備	消火器*	自動火災報 知設備*	安全避難通 路			
	新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第○編 第一章」→「〇—」) 赤: 新規基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規基準の認可を受けたもの		無	無	無	無	有	無	有	無	有
新規基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	無	済	無	済	無
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備											
第一条	定義										
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設										
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持										
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		洪水	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		降水	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		風(台風)	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		電巻	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		凍結	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		積雪	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		落雷	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		地滑り	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		火山	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		生物学的事象	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		森林火災	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		組合せ	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		飛来物(航空機落下等)	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		ダム崩壊	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		貯槽の決壊	●	—	—	—	—	—	—	—	—
近隣工場等の火災	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
有毒ガス	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
船舶の衝突	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
電磁波障害	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第十条	閉じ込めの機能	第一号	●	—	—	—	△	—	—	—	—
		第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	○	◎	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	○	◎	—
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	—	—	—	—
		第4項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第5項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	○	◇	◎	○
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	◇	—	—
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—
第十四条	搬送設備		●	—	—	—	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
第十六条	放射線管理施設	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項四号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項五号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
第十七条	受入施設又は管理施設		●	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第一号	●	△	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号	●	△	△	—	△	—	—	—	—
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
第二十一条	換気設備	第一号	●	△	△	△	△	—	—	—	—
		第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第三号	●	△	—	—	—	—	—	—	—
		第四号	●	—	—	—	—	—	—	—	—
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—	—	
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	○
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—	

●: 新規基準追加要求事項該当項・号

—: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。

○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつかないものを示す。

△: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

*: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備			
				c. β・γ 固体処理棟 I *			
				その他廃棄物管理設備の附属施設*			
				機器・設備			
				その他の主要な事項*			
				通信連絡設備*			
				放送設備*			
				28	29	30	31
				構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	所内内線設備*
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第-章」→「〇-」) 赤:新規基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規基準の認可を受けたもの				無	有	有	有
新規基準前に既に設工認申請済のもの				R2.3.27 認可済	3-2	3-2	3-2
新規-既存(設備)				済	無	無	無
安全施設(PS,MS)				既存	既存	既存	既存
安全設備				MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	●	—	—	—
			降水	●	—	—	—
			風(台風)	●	—	—	—
			竜巻	●	—	—	—
			凍結	●	—	—	—
			積雪	●	—	—	—
			落雷	●	—	—	—
			地滑り	●	—	—	—
		第2項	火山	●	—	—	—
			生物学的事象	●	—	—	—
			森林火災	●	—	—	—
			組合せ	●	—	—	—
			飛来物(航空機落下等)	●	—	—	—
			ダム崩壊	●	—	—	—
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	第一号	●	—	—	—	
		第二号	●	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	
		第二号		—	—	—	
		第三号		—	—	—	
		第四号イ		—	—	—	
		第四号ロ		—	—	—	
		第四号ハ		—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
		第4項		—	—	—	
		第5項		—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		◎	○	○	
		第2項		◎	○	○	
		第3項		◎	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	
第十四条	搬送設備						
第十五条	計測制御系統施設	第一号		—	—	—	
		第二号		—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項		—	—	—	
		第1項第一号		—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	—	—	—	
		第1項		—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	—	—	—	
		第1項第一号		—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—	
第二十条	遮蔽	第1項		—	—	—	
		第2項		—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	
		第二号		—	—	—	
		第三号		—	—	—	
		第四号		—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	◎	○	○	
		第2項	●	◎	○	○	
		第3項	●	◎	○	○	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続						

●: 新規基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ⊙: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備											
			d. β・γ 固体処理棟II*											
			処理施設*											
			機器・設備											
1	2	3	β・γ 圧縮装置II*							9	10			
			建家*		圧縮機*									
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	天井クレーン*	本縮ラム	仮縮ラム(1)	仮縮ラム(2)	ドラムリフト	安全保持機構	分類用ボックス*	フィルタ破砕機*					
新規基準対応又は使用停止としての工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤: 新規基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	有	無	無	無	無	無	無	無		
新規基準前既に工認申請済のもの			済	済	無	済	済	済	済	済	済	済		
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存		
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3		
安全設備														
第一条	定義													
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設													
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持													
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	◎	—	—	—	—	—	—	—	—		
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第七条	津波による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		洪水	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		降水	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		竜巻	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		凍結	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		積雪	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		落雷	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		地滑り	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		火山	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		生物学的事象	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		森林火災	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		組合せ	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		第2項	飛来物(航空機落下等)	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		ダム崩壊	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		貯槽の決壊	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		近隣工場等の火災	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		有毒ガス	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		船舶の衝突	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		電磁波障害	●	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	◇	◇	—	—	—	—	—	—	
		第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				第三号	—	—	—	△	△	△	—	△	△	—
				第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第四号ロ	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第四号ハ	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		第4項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第5項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備	第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第一号	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第二号	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第二十条	遮蔽	第1項	●	△	△	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	◎	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号	—	△	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十二條	予備電源		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—	—			

●: 新規基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いこと、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ○: 新規要求事項であるが、過去の工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備					ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備	ヘ 放射線管理施設の設備			
			d. β・γ 固体処理棟Ⅱ*					放射性廃棄物の受入れ施設*	放射線管理施設*			
			処理施設*									
			機器・設備					固体廃棄物の受入れ施設*	屋内管理用の主要な設備*		屋外管理用の主要な設備*	
β・γ 圧縮装置Ⅱ*					β・γ 一時格納庫Ⅱ*	放射線監視設備(屋内)*				放射線監視設備(屋外)*		
油圧ユニット	β・γ 圧縮装置Ⅱ排気設備*											
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
原動機	排気浄化装置	排風機	原動機	ダクト	鉄筋コンクリート造ピット*	エリアモニタ*	室内空気モニタ	ローカルサンプリング装置	排気モニタリング設備*			
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第-章」→「〇--」) 赤:新規基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規基準の認可を受けたもの												
新規基準前に既に設工認申請済のもの												
新規-既存(設備)												
安全施設(PS, MS)												
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止											
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤											
第六条	地震による損傷の防止	第1項										
		第2項										
		第3項										
第七条	津波による損傷の防止											
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水									
			降水									
			風(台風)									
			竜巻									
			凍結									
			積雪									
			落雷									
		第2項	地滑り									
			火山									
			生物学的事象									
			森林火災									
			組合せ									
			飛来物(航空機落下等)									
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止											
第十条	閉じ込めの機能	第一号										
		第二号										
		第三号			△	△	△					
		第四号イ										
		第四号ロ										
		第四号ハ										
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項										
		第2項										
		第3項										
		第4項										
		第5項										
第十二条	安全機能を有する施設	第1項										
		第2項										
		第3項										
第十三条	材料及び構造	第1項第一号										
		第1項第二号イ										
		第1項第二号ロ										
		第1項第二号ハ										
		第1項第二号ニ										
第十四条	搬送設備	第一号										
		第二号										
第十五条	計測制御系統施設	第1項										
		第2項										
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号										
		第1項第二号								△		
		第1項第三号										
		第1項第四号							△	△	△	
		第1項第五号										
		第2項							◎		◎	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項										
		第2項第一号										
		第2項第二号										
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項										
第二十条	遮蔽	第1項										
		第2項										
第二十一条	換気設備	第一号										
		第二号										
		第三号										
		第四号										
第二十二條	予備電源											
第二十三条	通信連絡設備等	第1項										
		第2項										
		第3項										
第二十四条	電磁的記録媒体による手続											

●:新規基準追加要求事項該当項・号

○:当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性を要しないことを示す。

△:当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性を要することを示す。

◇:当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではないが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎:新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△:当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性を省略することを示す。

*:廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備								
			d. $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II *								
			その他廃棄物管理設備の附属施設*								
			機器・設備								
			気体廃棄物の廃棄施設*				固体廃棄物の廃棄施設*	その他の主要な事項*			
			管理区域系排気設備*					電気設備*	消防設備*		
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II 排気設備*				ダクト (排気口) *	電気設備	消防設備*					
21	22	23	24			25	26	27	28	29	
排気浄化装置	排風機	原動機	ダクト (排気口) *	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II 保管廃棄設備	電気設備	消火器*	自動火災報知設備*	安全避難通路			
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は (停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	有	無	有	無	有
新規基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	無	済	無	済	無
新規-既存 (設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設 (PS, MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備											
第一条	定義										
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設										
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持										
第四条	核燃料物質の臨界防止										
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤										
第六条	地震による損傷の防止	第1項 第2項 第3項									
第七条	津波による損傷の防止										
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項 洪水 降水 風 (台風) 竜巻 凍結 積雪 落雷 地滑り 火山 生物学的事象 森林火災 組合せ 第2項 飛来物 (航空機落下等) ダム崩壊 貯槽の決壊 近隣工場等の火災 有毒ガス 船舶の衝突 電磁波障害									
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止										
第十条	閉じ込めの機能	第一号 第二号 第三号 第四号イ 第四号ロ 第四号ハ									
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項									
第十二条	安全機能を有する施設	第1項 第2項 第3項									
第十三条	材料及び構造	第1項第一号 第1項第二号イ 第1項第二号ロ 第1項第二号ハ 第1項第二号ニ 第2項									
第十四条	搬送設備	第一号 第二号									
第十五条	計測制御系統施設	第1項 第2項									
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号 第1項第二号 第1項第三号 第1項第四号 第1項第五号 第2項									
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項 第2項第一号 第2項第二号 第2項第三号									
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号 第1項第二号 第1項第三号 第1項第四号 第1項第五号 第2項									
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止										
第二十条	遮蔽	第1項 第2項									
第二十一条	換気設備	第一号 第二号 第三号 第四号									
第二十二条	予備電源										
第二十三条	通信連絡設備等	第1項 第2項 第3項									
第二十四条	電磁的記録媒体による手続										

●：新規基準追加要求事項該当項・号

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。

◇：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

△：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用に対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

*：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備			
			d. β・γ 固体処理棟II*			
			その他廃棄物管理設備の附属施設*			
			機器・設備			
			その他の主要な事項*			
			通信連絡設備*			
			放送設備*			
			30	31	32	
			構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	
			無	有	有	
			R2.3.27認可済	4-2	4-2	
			済	無	無	
			既存	既存	既存	
			MS-3	MS-3	MS-3	
			安全設備			
第一条	定義					
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設					
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持					
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	
		第2項	●	—	—	
		第3項	●	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	
		●	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—
		降水		—	—	
		風(台風)		—	—	
		竜巻		—	—	
		凍結		—	—	
		積雪		—	—	
		落雷		—	—	
		地滑り		—	—	
		火山		—	—	
		生物学的事象		—	—	
		森林火災		—	—	
		組合せ		—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下等)	—	—
		ダム崩壊		—	—	
貯槽の決壊	—	—				
近隣工場等の火災	●	—				
有毒ガス	—	—				
船舶の衝突	—	—				
電磁波障害	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	
		第二号		—	—	
		第三号		—	—	
		第四号イ		—	—	
		第四号ロ		—	—	
		第四号ハ		—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	
		第2項	●	—	—	
		第3項	●	—	—	
		第4項		—	—	
		第5項		—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	○	
		第2項	●	—	—	
		第3項	●	◎	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	
		第2項		—	—	
第十四条	搬送設備	第一号		—	—	
		第二号		—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第1項		—	—	
		第2項		—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		—	—	
		第1項第二号		—	—	
		第1項第三号		—	—	
		第1項第四号		—	—	
		第1項第五号		—	—	
		第2項	●	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		—	—	
		第2項第一号	●	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	—	—	
		第1項第一号		—	—	
		第1項第二号		—	—	
		第1項第三号		—	—	
		第1項第四号		—	—	
		第1項第五号		—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項	●	—	—	
		第1項	●	—	—	
第二十条	遮蔽	第1項		—	—	
		第2項		—	—	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	
		第二号		—	—	
		第三号		—	—	
		第四号		—	—	
第二十二条	予備電源	●	—	—		
		●	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	◎	○	
		第2項	●	—	—	
		第3項	●	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続					

●：新規制基準追加要求事項該当項・号

—：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

*：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備										
			e. $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ*										
			処理施設*										
			機器・設備										
建家*			固体廃棄物の処理施設*							$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置*			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	天井クレーン*	焼却炉*	排ガス処理設備*	廃棄物投入設備*	焼却炉回収装置*	焼却炉投入機	焼却炉コンベア	焼却炉充填室	焼却炉供給装置(灰供給槽)	溶融炉		
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	有	無	無	有	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	無	済	済	無	済	済	済	済	
新規-既存(設備)			済	済	無	済	済	無	済	済	済	済	
安全施設(PS, MS)			MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止												
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○	—	—	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			降水	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		風(台風)	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		竜巻	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		凍結	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		積雪	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		落雷	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		地滑り	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		火山	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		生物学的事象	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		森林火災	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		組合せ	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	飛来物(航空機落下等)	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			ダム崩壊	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			貯槽の決壊	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	◇	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	△	△	—	△	△	△	△	
		第四号イ	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	◇	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
		第4項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備				○	—	—	○	—	—	—		
第十五条	計測制御系統施設				—	—	—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項											
		第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
		第2項	●	—	—	—	○	○	○	○	○	○	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		△	△	—	—	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	●	○	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号											
		第二号											
		第三号											
		第四号	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続												

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◇: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 △: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ○: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備						ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備			
			e. β ・ γ 固体処理棟Ⅲ*									
			処理施設*						放射性廃棄物の受入れ施設*			
			機器・設備									
			固体廃棄物の処理施設*						液体廃棄物の受入れ施設*			
			β ・ γ 焼却装置*						有機溶媒貯槽*			
			11	12	13	14	15	16	17	18	19	
			除塵機	フィルタ装置	排ガスファン	焼却炉圧力逃がし機構	メンテナンス用フード	エレベータ(廃棄物移送用)*	廃油タンク*	堰	漏えい検知	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	有	有	有	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの												
新規-既存(設備)												
安全施設(PS,MS)												
安全設備			済	済	済	済	済	無	無	無	無	
			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	新規	
			PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	PS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3	
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
			洪水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			降水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			風(台風)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			竜巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			凍結	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			積雪	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			落雷	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			地滑り	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			火山	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			生物学的事象	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			森林火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			組合せ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	飛来物(航空機落下等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—	○	○		
	貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	△	△	△	△	△	—	—	—	—	
		第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	◇	—	○	○	
		第4項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
	第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	○	○	○	○	○	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	●	—	—	—	—	—	—	—	—		

●:新規制基準追加要求事項該当項・号

—:当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。

○:当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

◇:当該条項の**新規要求事項に適合すべき設備**ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎:新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△:当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

*:廃棄物管理事業変更許可書記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ホ 計測制御系統施設の設備		ヘ 放射線管理施設の設備					
			e. β・γ 固体処理棟Ⅲ*							
			計測制御系統施設*		放射線管理施設*					
			機器・設備		屋内管理用の主要な設備*					
			温度に関する計測制御設備*	圧力に関する計測制御設備*	出入管理関係設備*					
20	21	22	23	24	25					
β・γ焼却装置温度計測制御設備*	β・γ焼却装置圧力計測制御設備*	更衣設備*	手洗い設備*	シャワー設備*	ハンドフットクロスモニタ*					
無	無	無	無	無	無					
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの										
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備										
第一条	定義									
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	—	—	—	—	—	—	—
			降水	—	—	—	—	—	—	—
			風(台風)	—	—	—	—	—	—	—
			竜巻	—	—	—	—	—	—	—
			凍結	—	—	—	—	—	—	—
			積雪	●	—	—	—	—	—	—
			落雷	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	地滑り	—	—	—	—	—	—	—
			火山	—	—	—	—	—	—	—
			生物学的事象	—	—	—	—	—	—	—
			森林火災	—	—	—	—	—	—	—
			組合せ	—	—	—	—	—	—	—
			飛来物(航空機落下)	●	—	—	—	—	—	—
			ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—
貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—	—			
近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—			
有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—			
船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—			
電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	◇	◇	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	
		第4項	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備	第2項	—	—	—	—	—	—	—	
		第一号	—	—	—	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第二号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項	—	△	△	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第2項	—	△	△	—	—	—	—	
		第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項四号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項五号	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	
		第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	
		第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続									

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の**新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。**
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備							
				e. β・γ 固体処理棟Ⅲ* その他廃棄物管理設備の附属施設*							
				液体廃棄物の廃棄施設*					固体廃棄物の廃棄施設*	その他の主要な事項*	
				β・γ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽*						電気設備*	
				貯留タンク*							
				36	37	38	39	40	41	42	43
				貯留タンク*	液位警報器	廃液移送容器*	堰*	漏えい検知	β・γ 固体処理棟Ⅲ保管廃棄設備	電気設備	可搬型発電機1*
				無	無	無	無	無	有	無	有
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は「停止」、「第〇編 第一章」→「〇ー」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの									5-3		5-3
新規制基準前に既に設工認申請済のもの				済	済	済	済	済	無	済	無
新規-既存 (設備)				既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設 (PS,MS)				PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3
安全設備											
第一条	定義										
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設										
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持										
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	—	—
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	—	—
		竜巻		—	—	—	—	—	—	—	—
		凍結		—	—	—	—	—	—	—	—
		積雪		—	—	—	—	—	—	—	—
		落雷		—	—	—	—	—	—	—	—
		地滑り		—	—	—	—	—	—	—	—
		火山		—	—	—	—	—	—	—	—
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	—	—
		森林火災		—	—	—	—	—	—	—	—
		組合せ		—	—	—	—	—	—	—	—
		飛来物(航空機落下等)		—	—	—	—	—	—	—	—
		ダム崩壊		—	—	—	—	—	—	—	—
		貯槽の決壊		—	—	—	—	◇	◇	—	—
近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—	—			
有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—			
船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—	—			
電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	△	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	
		第四号イ		—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ		—	—	△	△	△	—	—	
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	◇	—	—	
		第4項		—	—	—	—	—	—	—	
		第5項		—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	◇	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ		●	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ		●	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ		●	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ		●	—	—	—	—	—	—	
第2項		—	—	—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備	第一号		—	—	◇	—	—	—	—	
		第二号		—	—	◇	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第1項		—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号		●	—	—	—	—	—	—	
		第2項第二号		●	—	—	—	—	—	—	
第2項第三号		●	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	△	—	—	—	—	
		第1項第二号		△	△	△	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	△	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	△	—	—	—	—	
		第1項第五号		△	—	—	—	—	—	—	
第2項	●	—	—	—	—	—	—	—			
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	
		第四号		—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—	○	
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続										

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類Ⅵで適合性を説明するもの。
 ○：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項			項・号			新規制基準追加要求事項			ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備			
									e. β・γ 固体処理棟Ⅲ*			
									その他廃棄物管理設備の附属施設*			
									機器・設備			
									その他の主要な事項*			
				消防設備*		通信連絡設備*						
				消火設備*		放送設備*						
				44	45	46	47	48	49	50	51	52
				自動火災報知設備*	屋内消火栓設備*	消火器*	安全避難通路	避雷設備	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備*	ページング設備*	所内内線設備*
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は (停止)、「第〇編 第一章」→「〇ー」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの				無	無	有	有	無	無	有	有	有
新規制基準前に既に設工認申請済のもの												
新規-既存 (設備)				済	済	無	無	済	済	無	無	無
安全施設 (PS, MS)				MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止			●	—	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤			●	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項		●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項		●	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項		●	—	—	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止			●	—	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	●	—	—	—	—	—	—	—	—
			降水	●	—	—	—	—	—	—	—	—
		風 (台風)	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		竜巻	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		凍結	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		積雪	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		落雷	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		地滑り	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		火山	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		生物学的事象	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		森林火災	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		組合せ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		飛来物 (航空機落下等)	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	ダム崩壊	●	—	—	—	—	—	—	—	—
貯槽の決壊	●		—	—	—	—	—	—	—	—		
近隣工場等の火災	●		—	—	—	—	—	—	—	—		
有毒ガス	●		—	—	—	—	—	—	—	—		
	船舶の衝突	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
	電磁波障害	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止			●	—	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—		
		第三号		—	—	—	—	—	—	—		
		第四号イ		—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項		●	◎	◎	○	—	—	—	—	
		第2項		●	◎	◎	○	—	—	—		
		第3項		●	◎	◎	○	—	—	—		
		第4項		—	—	—	—	—	—	—		
		第5項		—	—	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		●	◎	◎	○	◎	◎	○	○	
		第2項		●	◎	◎	○	◎	◎	○	○	
		第3項		●	◎	◎	○	◎	◎	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		●	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ		●	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ロ		●	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ハ		●	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ニ		●	—	—	—	—	—	—		
第2項		—	—	—	—	—	—	—				
第十四条	搬送設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—	—			
第十五条	計測制御系統施設	第1項		—	—	—	—	—	—	—		
		第2項		—	—	—	—	—	—			
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—			
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—			
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—			
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—			
第2項		●	—	—	—	—	—	—				
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		—	—	—	—	—	—	—		
		第2項第一号		●	—	—	—	—	—			
		第2項第二号		●	—	—	—	—	—			
	第2項第三号		●	—	—	—	—	—				
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—			
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—			
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—			
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—			
第2項		●	—	—	—	—	—	—				
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止			●	—	—	—	—	—			
第二十条	遮蔽	第1項		●	—	—	—	—	—	—		
		第2項		—	—	—	—	—	—			
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—	—			
		第三号		—	—	—	—	—	—			
		第四号		—	—	—	—	—	—			
第二十二條	予備電源			●	—	—	—	—	—			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項		●	—	—	—	—	◎	○	○	
		第2項		●	—	—	—	—	—	—		
		第3項		●	—	—	○	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続			●	—	—	—	—	—			

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性を要しないことを示す。
◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性を要することを示す。
◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備であるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類Ⅵで適合性を説明するもの。
⊙：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性を省略することを示す。
*：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備							
			f. β・γ 固体処理棟IV*							
			処理施設*							
			機器・設備							
建家*			固体廃棄物の処理施設*					β・γ 封入設備*		
			分類セル*			セル内機器				
1	2	3	4	5	6	7	8			
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	天井クレーン*	セル本体	遮蔽扉	ガンマゲート	圧縮機*	ティルタ			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	有	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	無	済	済	済	済	済
新規一既存(設備)			既存	既存	無	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	PS-3
安全設備										
第一条	定義									
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条	核燃料物質の臨界防止									
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤									
第六条	地震による損傷の防止									
第七条	津波による損傷の防止									
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項								
		洪水								
		降水								
		風(台風)								
		竜巻								
		凍結								
		積雪								
		落雷								
		地滑り								
		火山								
		生物学的事象								
		森林火災								
		組合せ								
		第2項								
飛来物(航空機落下)										
ダム崩壊										
貯槽の決壊										
近隣工場等の火災										
有毒ガス										
船舶の衝突										
電磁波障害										
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止									
第十条	閉じ込めの機能	第一号								
		第二号								
		第三号								
		第四号イ								
		第四号ロ								
		第四号ハ								
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項								
		第2項								
		第3項								
		第4項								
		第5項								
第十二条	安全機能を有する施設	第1項								
		第2項								
		第3項								
第十三条	材料及び構造	第1項第一号								
		第1項第二号イ								
		第1項第二号ロ								
		第1項第二号ハ								
		第1項第二号ニ								
第2項										
第十四条	搬送設備	第一号								
		第二号								
第十五条	計測制御系統施設	第1項								
		第2項								
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号								
		第1項第二号								
		第1項第三号								
		第1項第四号								
		第1項第五号								
		第2項								
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項								
		第2項第一号								
		第2項第二号								
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号								
		第1項第二号								
		第1項第三号								
		第1項第四号								
		第1項第五号								
第2項										
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止									
第二十条	遮蔽	第1項								
		第2項								
第二十一条	換気設備	第一号								
		第二号								
		第三号								
		第四号								
第二十二条	予備電源	第1項								
		第2項								
		第3項								
第二十三条	通信連絡設備等	第1項								
		第2項								
		第3項								
第二十四条	電磁的記録媒体による手続									

：新規制基準追加要求事項該当項・号

—：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

*：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備								
			f. β・γ 固体処理棟IV*								
			処理施設*								
			機器・設備								
			固体廃棄物の処理施設*								
			β・γ 封入設備*								
			セル周辺機器		セル周辺機器		セル内機器		セル周辺機器		
			パッケージ取扱設備*		機器		セル内機器		セル周辺機器		
			9	10	11	12	13	14	15		
			容器移送台車	コンクリート充填装置	投入スリーブ伸縮機構	廃棄物移送用キャスク*	セル内クレーン*	インセルモータ	油圧ユニット		
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無		
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済		
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存		
安全施設(PS, MS)			PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3	PS-3		
安全設備											
第一条	定義										
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設										
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持										
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—		
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—		
第七条	津波による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	
		降水		—	—	—	—	—	—		
		風(台風)		—	—	—	—	—	—		
		竜巻		—	—	—	—	—	—		
		凍結		—	—	—	—	—	—		
		積雪		—	—	—	—	—	—		
		落雷		—	—	—	—	—	—		
		地滑り		—	—	—	—	—	—		
		火山		—	—	—	—	—	—		
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—		
		森林火災		—	—	—	—	—	—		
		組合せ		—	—	—	—	—	—		
		第2項		飛来物(航空機落下等)	—	—	—	—	—	—	
		ダム崩壊		—	—	—	—	—	—		
		貯槽の決壊		—	—	—	—	—	—		
近隣工場等の火災	●	—	—	—	—	—					
有毒ガス	—	—	—	—	—	—					
船舶の衝突	—	—	—	—	—	—					
電磁波障害	—	—	—	—	—	—					
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—	—		
		第三号		—	—	—	—	△	△		
		第四号イ		—	—	—	—	—	—		
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—		
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		第4項		—	—	—	—	—	—		
		第5項		—	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	—	—	—	—	—			
		第3項	●	—	—	—	—	—			
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備	第2項		—	—	—	—	—	—		
		第一号		—	—	—	△	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第二号		—	—	—	△	—	—		
		第1項		—	—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第2項		—	—	—	—	—	—		
		第1項第一号		—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項第二号		—	—	—	—	—	—		
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第四号		—	—	—	—	—	—		
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項	●	—	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第2項		—	—	—	—	—	—		
		第1項		—	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第二号		—	—	—	—	—	—		
		第三号		—	—	—	—	—	—		
		第四号		—	—	—	—	—	—		
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続										

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ○: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備					ホ 計測制御系統施設の設備		ヘ 放射線管理施設の設備			
			f. β・γ 固体処理棟IV*										
			放射性廃棄物の受入れ施設*					計測制御系統施設*		放射線管理施設*			
			固体廃棄物の受入れ施設*					計測制御設備*		屋内管理用の主要な設備*			
			β・γ 貯蔵セル*					圧力に関する計測制御設備*		出入管理関係設備*			
貯蔵セル					21	22	23	24	25	26			
16	17	18	19	20									
					セル本体	β・γ封入設備圧力計測制御設備*	β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備*	更衣設備*	シャワー設備*	手洗い設備*	ハンドフットクロスモニター*		
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無		
新規制基準前に既に設工認申請済のもの 新規一既存(設備) 安全施設 (PS, MS) 安全設備			済 PS-3	済 PS-3	済 PS-3	済 MS-3	済 MS-3	済 MS-3	済 MS-3	済 MS-3	済 MS-3		
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	◎	—	—	—	—	—	—	—	—		
第六条	地震による損傷の防止	第1項	◎	◎	◎	◎	—	—	—	—	—		
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—	—	◇	◇	—	—	—
	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第三号	△	△	△	△	△	—	—	—	—		
		第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ロ	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	◇	◇	◇	◇	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十三条	材料及び構造	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備												
第十五条	計測制御系統施設	第一号	—	—	—	—	△	△	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—	△	△	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設		—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	●	◎	◎	◎	—	—	—	—	—	—		
			△	△	△	—	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備		—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十二条	予備電源	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続												

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 △：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備									
			f. β・γ 固体処理棟IV*									
			その他廃棄物管理設備の附属施設*									
			機器・設備									
			β・γ 固体処理棟IV保管廃棄設備	その他の主要な事項*								
				電気設備*			消防設備*				通信連絡設備*	
39	40	41		42	43	44	45		46	47	48	
β・γ 固体処理棟IV保管廃棄設備	電気設備	消火器*	ガス消火設備*	自動火災報知設備*	安全避難通路	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ペーjing設備*	所内内線設備*			
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの	有	無	有	無	無	有	無	有	有	有	有	
新規基準前に既に設工認申請済のもの	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	R2. 3. 27 認可済	6-2	6-2	6-2	6-2	6-2	
新規-既存(設備)	無 既存	済 既存	無 既存	済 既存	済 既存	無 既存	済 既存	無 既存	無 既存	無 既存	無 既存	
安全施設 (PS, MS)	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備												
第一条 定義												
第二条 特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条 廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条 核燃料物質の臨界防止												
第五条 特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤												
第六条 地震による損傷の防止	第1項 第2項 第3項											
第七条 津波による損傷の防止												
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水 降水 風(台風) 竜巻 凍結 積雪 落雷 地滑り 火山 生物学的事象 森林火災 組合せ										
	第2項	飛来物(航空機落下等) ダム崩壊 貯槽の決壊 近隣工場等の火災 有毒ガス 船舶の衝突 電磁波障害										
第九条 特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止												
第十条 閉じ込めの機能	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号イ											
	第四号ロ											
	第四号ハ											
第十一条 火災等による損傷の防止	第1項		●			○	◎	◎				
	第2項		●			○	◎	◎				
	第3項		●									
	第4項											
	第5項											
第十二条 安全機能を有する施設	第1項		●	○	◇	○	◎	◎	○	○	○	
	第2項		●									
	第3項		●		◇				◎	○	○	
第十三条 材料及び構造	第1項第一号		●									
	第1項第二号イ		●									
	第1項第二号ロ		●									
	第1項第二号ハ		●									
	第1項第二号ニ		●									
第十四条 搬送設備	第2項											
第十五条 計測制御系統施設	第一号											
	第二号											
第十六条 放射線管理施設	第1項											
	第2項											
	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
第十七条 受入施設又は管理施設	第1項											
	第2項第一号		●									
	第2項第二号		●									
	第2項第三号		●									
	第2項											
第十八条 処理施設及び廃棄設備	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
第十九条 放射性廃棄物による汚染の防止	第2項		●									
第二十条 遮蔽	第1項		●									
	第2項											
第二十一条 換気設備	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号											
第二十二条 予備電源			●									
第二十三条 通信連絡設備等	第1項		●						◎	○	○	
	第2項		●								○	
	第3項		●									
第二十四条 電磁的記録媒体による手続								○				

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いこと、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ⊙：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 ＊：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
				g. α 固体処理棟*									
								処理施設*					
								機器・設備					
				建家*		固体廃棄物の処理施設*							
						α 焼却装置*							
				1	2	3	4	5	6	7	8		
				建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	天井クレーン*	焼却炉*	排ガス処理設備*	廃棄物分類用ボックス*	灰出しボックス*	焼却炉圧力逃がし機構		
c				無	無	有	無	無	無	無	無		
新規制基準前に既に設工認申請済のもの 新規-既存 (設備)				済	済	無	済	済	済	済	済		
安全施設 (PS, MS)				MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3		
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第五条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	◎	—	—	—	—	—	—	—		
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	—	—	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	◇	◇	—	—	—	—	—	—	—		
			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—		
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号イ		△	—	—	△	△	△	△	△		
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	◇	◇	—	◇	◇	◇	◇	◇			
			—	—	—	—	—	—	—	—			
			—	—	—	—	—	—	—	—			
第十二条	安全機能を有する施設	●	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
第十三条	材料及び構造	●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
第十四条	搬送設備	第一号		—	—	○	—	—	—	—			
		第二号		—	—	○	—	—	—	—			
第十五条	計測制御系統施設	第一項		—	—	—	—	—	—	—			
		第二項		—	—	—	—	—	—	—			
第十六条	放射線管理施設	第一項第一号		—	—	—	—	—	—	—			
		第一項二号		—	—	—	—	—	—	—			
		第一項三号		—	—	—	—	—	—	—			
		第一項四号		—	—	—	—	—	—	—			
		第一項五号		—	—	—	—	—	—	—			
		第二項		●	—	—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—	—			
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第一項第一号		—	—	—	—	—	—	—			
		第一項二号		—	—	—	—	—	—	—			
		第一項三号		—	—	—	—	—	—	—			
		第一項四号		—	—	—	—	—	—	—			
		第一項五号		—	—	—	—	—	—	—			
		第二項		●	—	—	◎	◎	◎	◎			
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		△	△	—	—	—	—	—				
第二十条	遮蔽		◎	—	—	—	—	—	—				
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—			
		第二号		—	—	—	—	—	—	—			
		第三号		—	—	—	—	—	—	—			
		第四号		△	—	—	—	—	—	—			
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—				
第二十三条	通信連絡設備等	●	—	—	—	—	—	—	—	—			
		●	—	—	—	—	—	—	—				
		●	—	—	—	—	—	—	—				
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		△	—	—	—	—	—	—				

●：新規制基準追加要求事項該当項・号

—：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

◇：当該条項の「新規要求事項に適合すべき設備」であるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

*：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備						
			g. α 固体処理棟*						
			処理施設*						
			機器・設備						
固体廃棄物の処理施設*									
α ホール設備*									
			α ホール内機器					α ホール周辺機器	
			9	10	11	12	13	14	15
			α ホール*	細断機*	圧縮機*	廃棄物投入ポート	ホール内クレーン*	エアラインスーツ設備*	油圧ユニット
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS,MS)			PS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3
安全設備									
第一条	定義								
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設								
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持								
第四条	核燃料物質の臨界防止								
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤								
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○
		第2項	●						
		第3項	●						
第七条	津波による損傷の防止	●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
第十条	閉じ込めの機能	●							
		●							
		●							
		●							
		●							
		●							
第十一条	火災等による損傷の防止	●							
		●							
		●							
		●							
		●							
第十二条	安全機能を有する施設	●							
		●							
		●							
第十三条	材料及び構造	●							
		●							
		●							
		●							
		●							
第十四条	搬送設備	●							
		●							
第十五条	計測制御系統施設	●							
		●							
第十六条	放射線管理施設	●							
		●							
		●							
		●							
		●							
第十七条	受入施設又は管理施設	●							
		●							
		●							
		●							
第十八条	処理施設及び廃棄施設	●							
		●							
		●							
		●							
		●							
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●							
		●							
第二十条	遮蔽	●							
		●							
第二十一条	換気設備	●							
		●							
		●							
		●							
第二十二条	予備電源	●							
		●							
		●							
第二十三条	通信連絡設備等	●							
		●							
		●							
第二十四条	電磁的記録媒体による手続								

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備							ホ 計測制御系統施設の設備			
				g. α 固体処理棟*										
				処理施設*							計測制御系統施設*			
				機器・設備							計測制御設備*			
				α 封入設備*							温度に関する計測制御設備*		圧力に関する計測制御設備*	
				封入セル*			封入セル内機器							
			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
			セル本体	しゃへい扉	ガンマガート	封入装置*	インセルモニター	セル内クレーン*	保管体移送用キャスク*	α 焼却装置温度計測制御設備*	α 焼却装置圧力計測制御設備*	α ホール設備圧力計測制御設備*	α 封入設備圧力計測制御設備*	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」)				無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準追加要求事項				済	済	済	済	済	済	済	済	済		
新規制基準前に既に設工認申請済のもの				済	済	済	済	済	済	済	済	済		
新規一既存(設備)				済	済	済	済	済	済	済	済	済		
安全施設(PS,MS)				PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3		
第一条	定義													
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設													
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持													
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
●	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
●	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	◇	◇		
第十条	閉じ込めの機能	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第十一条	火災等による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十三条	材料及び構造	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第十五条	計測制御系統施設	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第十六条	放射線管理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十条	遮蔽	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第二十一条	換気設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十二条	予備電源	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

 : 新規制基準追加要求事項該当項・号
 — : 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇ : 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 △ : 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 * : 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	へ放射線管理施設の設備							
			g. α 固体処理棟*							
			放射線管理施設*							
			機器・設備							
屋内管理用の主要な設備*							屋外管理用の主要な設備*			
出入管理関係設備*				放射線監視設備 (屋内)*				放射線監視設備 (屋外)*		
27	28	29	30	31	32	33	34			
更衣設備*	手洗い設備*	シャワー設備*	ハンドフットクロスモニタ*	エリアモニタ*	室内空気モニタ*	ローカルサンプリング装置*	排気モニタリング設備*			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備										
第一条	定義									
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	-	-	-	-	-	-	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	-	-	-	-	-	-	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	
第七条	津波による損傷の防止		●	-	-	-	-	-		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	-	-	-	-	-	-
		降水		-	-	-	-	-	-	
		風(台風)		-	-	-	-	-	-	
		竜巻		-	-	-	-	-	-	
		凍結		-	-	-	-	-	-	
		積雪		-	-	-	-	-	-	
		落雷		-	-	-	-	-	-	
		地滑り		-	-	-	-	-	-	
		火山		-	-	-	-	-	-	
		生物学的事象		-	-	-	-	-	-	
		森林火災		-	-	-	-	-	-	
		組合せ		-	-	-	-	-	-	
		飛来物(航空機落下等)		-	-	-	-	-	-	
		ダム崩壊		-	-	-	-	-	-	
		貯槽の決壊		-	-	-	-	-	-	
		近隣工場等の火災		-	-	-	-	-	-	
		有毒ガス		-	-	-	-	-	-	
船舶の衝突	-	-	-	-	-	-				
電磁波障害	-	-	-	-	-	-				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	-	-	-	-	-		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		-	-	-	-	-	-	
		第二号		-	-	-	-	-	-	
		第三号		-	-	-	-	-	-	
		第四号イ		-	-	-	-	-	-	
		第四号ロ		-	-	-	-	-	-	
		第四号ハ		-	-	-	-	-	-	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	
		第4項		-	-	-	-	-	-	
		第5項		-	-	-	-	-	-	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号イ	●	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ロ	●	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ハ	●	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ニ	●	-	-	-	-	-	-	
第2項		-	-	-	-	-	-			
第十四条	搬送設備	第一号		-	-	-	-	-	-	
		第二号		-	-	-	-	-	-	
第十五条	計測制御系統施設	第1項		-	-	-	-	-	-	
		第2項		-	-	-	-	-	-	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号		-	-	-	-	-	△	
		第1項第三号		-	-	-	-	-	-	
		第1項第四号		-	-	-	△	△	△	
		第1項第五号		-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	◎	-	◎	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	-	-	-	-	-	-	
		第2項第一号	●	-	-	-	-	-	-	
		第2項第二号	●	-	-	-	-	-	-	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	-	-	-	-	-	-	
		第1項第一号		-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号		-	-	-	-	-	-	
		第1項第三号		-	-	-	-	-	-	
		第1項第四号		-	-	-	-	-	-	
		第1項第五号		-	-	-	-	-	-	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	-	-	-	-	-		
第二十条	遮蔽	第1項	●	-	-	-	-	-	-	
		第2項		-	-	-	-	-	-	
第二十一条	換気設備	第一号		-	-	-	-	-	-	
		第二号		-	-	-	-	-	-	
		第三号		-	-	-	-	-	-	
		第四号		-	-	-	-	-	-	
第二十二条	予備電源		●	-	-	-	-	-		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続									

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 -: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◐: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備										
			g. α 固体処理棟*										
			その他廃棄物管理設備の附属施設*										
			機器・設備										
			セル系排気設備*				管理区域系排気設備*				排気口		
			35	36	37	38	39	40	41	42	43		
			排気浄化装置	排風機	原動機	ダクト	排気浄化装置	排風機	原動機	ダクト	α 固体処理棟排気筒*		
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第ー章」→「〇--」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無		
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済	済		
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存		
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3		
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	○		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第七条	津波による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		洪水 降水 風(台風) 竜巻 凍結 積雪 落雷 地滑り 火山 生物学的事象 森林火災 組合せ	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		飛来物(航空機落下) ダム崩壊 貯槽の決壊 近隣工場等の火災 有毒ガス 船舶の衝突 電磁波障害	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	△	—	—	—	△	—
				第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				第三号	△	△	—	△	—	—	—	—	—
				第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第四号ロ 第四号ハ 第四号ニ	—			—	—	—	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		第4項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第5項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備	第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第一号 第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項第二号 第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	△	△	—	△	△	△	—	△	△		
		第1項第二号	△	△	—	△	△	△	—	△	△		
		第1項第三号	△	△	—	△	△	△	—	△	△		
		第1項第四号	△	△	—	△	△	△	—	△	△		
		第1項第五号	△	△	—	△	△	△	—	△	△		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		第二号	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		第三号	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		第四号	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第二十二条	予備電源	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続												

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備								
			g. α 固体処理棟*								
			その他廃棄物管理設備の附属施設*								
			機器・設備								
液体廃棄物の廃棄施設*											
α 固体処理棟廃液予備処理装置*											
貯留タンク*											
44	45	46	47	48	49	50	51	52			
α 固体処理棟保管廃棄設備	貯留タンク*	液位警報器	化学処理タンク*	ろ過器	ろ液タンク	フード*	堰*	漏えい検知			
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの			有	無	無	無	無	無	無	無	
新規基準前に既に設工認申請済のもの			無	済	済	済	済	済	済	済	
新規-既存(設備)			無	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS,MS)			PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3	
安全設備											
第一条 定義											
第二条 特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条 廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条 核燃料物質の臨界防止			●	—	—	—	—	—	—	—	
第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤			●	—	—	—	—	—	—	—	
第六条 地震による損傷の防止	第1項		●	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	第2項		●	—	—	—	—	—	—	—	
	第3項		●	—	—	—	—	—	—	—	
第七条 津波による損傷の防止	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		洪水	●	—	—	—	—	—	—	—	
		降水	●	—	—	—	—	—	—	—	
		風(台風)	●	—	—	—	—	—	—	—	
		竜巻	●	—	—	—	—	—	—	—	
		凍結	●	—	—	—	—	—	—	—	
		積雪	●	—	—	—	—	—	—	—	
		落雷	●	—	—	—	—	—	—	—	
		地滑り	●	—	—	—	—	—	—	—	
		火山	●	—	—	—	—	—	—	—	
		生物学的事象	●	—	—	—	—	—	—	—	
		森林火災	●	—	—	—	—	—	—	—	
		組合せ	●	—	—	—	—	—	—	—	
		飛来物(航空機落下等)	●	—	—	—	—	—	—	—	
		ダム崩壊	●	—	—	—	—	—	—	—	
貯槽の決壊	●	—	—	—	—	—	—	—			
近隣工場等の火災	●	—	—	—	—	—	—	—			
有毒ガス	●	—	—	—	—	—	—	—			
船舶の衝突	●	—	—	—	—	—	—	—			
電磁波障害	●	—	—	—	—	—	—	—			
電磁波障害	●	—	—	—	—	—	—	—			
第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止			●	—	—	—	—	—	—		
第十条 閉じ込めの機能	第一号			—	—	—	—	—	—		
	第二号			—	—	—	—	—	△		
	第三号			—	—	—	—	—	—		
	第四号イ			—	—	—	—	—	—		
	第四号ロ			—	—	—	—	—	△		
	第四号ハ			—	—	—	—	—	△		
第十一条 火災等による損傷の防止	第1項		●	—	—	—	—	—	—		
	第2項		●	—	—	—	—	—	—		
	第3項		●	—	◇	◇	◇	◇	◇		
	第4項		●	—	—	—	—	—	—		
	第5項		●	—	—	—	—	—	—		
第十二条 安全機能を有する施設	第1項		●	○	◎	◎	◎	◎	◎		
	第2項		●	—	—	—	—	—	—		
	第3項		●	—	—	—	—	—	—		
第十三条 材料及び構造	第1項第一号		●	—	—	—	—	—	—		
	第1項第二号イ		●	—	—	—	—	—	—		
	第1項第二号ロ		●	—	—	—	—	—	—		
	第1項第二号ハ		●	—	—	—	—	—	—		
	第1項第二号ニ		●	—	—	—	—	—	—		
第十四条 搬送設備				—	—	—	—	—			
第十五条 計測制御系統施設	第一号			—	—	—	—	—	—		
	第二号			—	—	—	—	—	—		
第十六条 放射線管理施設	第1項			—	—	—	—	—	—		
	第2項			—	—	—	—	—	—		
	第1項第一号			—	—	—	—	—	—		
	第1項第二号			—	—	—	—	—	—		
	第1項第三号			—	—	—	—	—	—		
	第1項第四号			—	—	—	—	—	—		
第十七条 受入施設又は管理施設	第1項		●	—	—	—	—	—	—		
	第2項第一号		●	—	—	—	—	—	—		
	第2項第二号		●	—	—	—	—	—	—		
第十八条 処理施設及び廃棄施設	第2項第三号		●	—	—	—	—	—	—		
	第1項第一号			—	—	—	—	—	—		
	第1項第二号			—	△	△	△	△	△		
	第1項第三号			—	—	—	—	—	—		
	第1項第四号			—	—	—	—	—	—		
第十九条 放射性廃棄物による汚染の防止	第1項			—	—	—	—	—	—		
	第2項			—	—	—	—	—	—		
第二十条 遮蔽	第1項		●	—	—	—	—	—	—		
	第2項		●	—	—	—	—	—	—		
第二十一条 換気設備	第一号			—	—	—	—	—	—		
	第二号			—	—	—	—	—	—		
	第三号			—	—	—	—	—	—		
	第四号			—	—	—	—	—	—		
第二十二条 予備電源			●	—	—	—	—	—			
第二十三条 通信連絡設備等	第1項		●	—	—	—	—	—	—		
	第2項		●	—	—	—	—	—	—		
	第3項		●	—	—	—	—	—	—		
第二十四条 電磁的記録媒体による手続			●	—	—	—	—	—			

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 一：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備														
			g. α 固体処理棟*														
			その他廃棄物管理設備の附属施設*														
			機器・設備														
その他の主要な事項*			電気設備*			消防設備*					通信連絡設備*						
			予備電源設備*		消火設備*					放送設備*							
			53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		
			電気設備	サイリスタ・インバータ	蓄電池	自動火災報知設備*	屋内消火栓設備*	ガス消火設備*	消火器*	安全避難通路	避雷設備	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	所内内線設備*		
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	有	有	無	無	有	有	有		
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	無	無	済	済	無	無	無		
新規一既存(設備)			既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3		
安全施設 (PS, MS)			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済		
安全設備			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済		
第一条	定義																
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設																
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の維持																
第四条	核燃料物質の境界防止																
第五条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●															
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●														
		第2項	●														
		第3項	●														
第七条	津波による損傷の防止	●															
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項															
		洪水															
		降水															
		風(台風)															
		竜巻															
		凍結	●														
		積雪															
		落雷															
		地滑り															
		火山															
		生物学的事象															
		森林火災															
		組合せ															
第2項	飛来物(航空機落下等)																
	ダム崩壊																
	貯槽の決壊	●															
	近隣工場等の火災																
	有毒ガス																
	船舶の衝突																
	電磁波障害																
第九条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●															
第十条	閉じ込めの機能	第一号															
		第二号															
		第三号															
		第四号イ															
		第四号ロ															
		第四号ハ															
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●														
		第2項	●														
		第3項	●														
		第4項															
		第5項															
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◇	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●														
		第3項	●	◇													
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●														
		第1項第二号イ	●														
		第1項第二号ロ	●														
		第1項第二号ハ	●														
		第1項第二号ニ	●														
		第2項															
第十四条	搬送設備																
第十五条	計測制御系統施設	第一号															
		第二号															
第十六条	放射線管理施設	第1項															
		第1項第一号															
		第1項第二号															
		第1項第三号															
		第1項第四号															
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●														
		第2項															
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第一号	●														
		第二号	●														
		第三号	●														
		第四号															
		第五号															
		第2項	●														
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●															
第二十条	遮蔽	●															
第二十一条	換気設備	第一号															
		第二号															
		第三号															
		第四号															
第二十二条	予備電源	●															
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●														
		第2項	●														
		第3項	●														
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	●															

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
一: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い、適合性説明を要しないことを示す。
○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
△: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
*: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項			項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備					ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備					
					h. 固体集積保管場Ⅰ*										
					管理施設*					その他廃棄物管理設備の附属施設*					
					機器・設備										
					建家*	固体集積保管場Ⅰ*				その他の主要な事項*					
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	内部周囲壁（堅積保管設備）*	遮蔽スラブ*	フォークリフト*	消火設備*	消防設備*	電気設備*								
1	2	3	4	5	6	7	8	9							
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	内部周囲壁（堅積保管設備）*	遮蔽スラブ*	フォークリフト*	消火器*	自動火災報知設備	安全避難通路	電気設備							
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請（使用停止は（停止）、「第〇編 第一章」→「〇-」）															
赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの															
新規制基準前に既に設工認申請済のもの															
新規一既存（設備）															
安全施設（PS, MS）															
安全設備															
第一条	定義														
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設														
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持														
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	◎	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	—	◎	◎	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		風（台風）		◇	—	◇	◇	—	—	—	—	—	—	—	
		竜巻		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		凍結		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		積雪		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		落雷		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		地滑り		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		火山		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		生物学的事象		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		森林火災		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		組合せ		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		飛来物（航空機落下）	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		ダム崩壊		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		貯槽の決壊		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		近隣工場等の火災		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		有毒ガス		◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
船舶の衝突	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
電磁波障害	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	◇	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ロ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	○	◎	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	○	◎	—	—			
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	—	—	—	—	—			
		第4項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第5項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○	◇			
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	◇			
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—			
		第二号	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—			
第十五条	計測制御系統施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第2項第一号	●	—	—	◇	◇	—	—	—	—				
		第2項第二号	●	—	—	◇	◇	—	—	—	—				
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—				
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—				
第二十条	遮蔽	第1項	●	◎	◎	◎	◎	—	—	—	—				
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
		第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—	—	—				
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—				
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—				
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	○	—				
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—	—				

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備がないため、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類Ⅵで適合性を説明するもの。
 △：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備				
			h. 固体集積保管場 I *				
			その他廃棄物管理設備の附属施設*				
			機器・設備 その他の主要な事項*				
			通信連絡設備*				
			放送設備*				
			10	11	12	13	
			構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	所内内線設備*	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	有	有	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	無	無	無	
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備							
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—
		降水		—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	
		竜巻		—	—	—	
		凍結		—	—	—	
		積雪		—	—	—	
		落雷		—	—	—	
		地滑り		—	—	—	
		火山		—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	
		森林火災		—	—	—	
		組合せ		—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下)	—	—	—
		ダム崩壊		—	—	—	
貯槽の決壊	—	—	—				
近隣工場等の火災	●	—	—				
有毒ガス	—	—	—				
船舶の衝突	—	—	—				
電磁波障害	—	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	
		第四号イ	—	—	—	—	
		第四号ロ	—	—	—	—	
		第四号ハ	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
		第4項	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	◎	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	
第2項	—	—	—	—			
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第二号	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	
		第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	
第1項第五号	—	—	—	—			
第2項	●	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	
		第2項第三号	●	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	
		第四号	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源	●	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	●	—	—	—		

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎：当該条項の**新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明**することを示す。
 △：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備				ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備				
			i. 固体集積保管場II*								
			管理施設*				その他廃棄物管理設備の附属施設*				
			機器・設備				その他の主要な事項*				
建家*		固体集積保管場II*		防火設備*		電気設備*					
1	2	3	4	5	6	7	8				
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	ラック式横積保管設備*	天井クレーン*	消火器*	自動火災報知機*	安全避難通路	電気設備				
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	有	無	有	無	
新規基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	無	済	無	済	
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備											
第一条	定義										
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設										
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持										
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	○	—	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	○	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	●	○	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	●	○	—	—	—	—	—	—	—	
		●	○	—	—	—	—	—	—	—	
		●	○	—	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	第1項	洪水	—	—	—	—	—	—	—
			降水	—	—	—	—	—	—	—	—
			風(台風)	◇	—	—	—	—	—	—	—
			竜巻	◇	—	—	—	—	—	—	—
			凍結	◇	—	—	—	—	—	—	—
			積雪	◇	—	—	—	—	—	—	—
			落雷	◇	—	—	—	—	—	—	—
			地滑り	◇	—	—	—	—	—	—	—
			火山	◇	—	—	—	—	—	—	—
		●	生物学的事象	◇	—	—	—	—	—	—	—
			森林火災	◇	—	—	—	—	—	—	—
			組合せ	◇	—	—	—	—	—	—	—
			第2項	飛来物(航空機落下)	◇	—	—	—	—	—	—
			ダム崩壊	◇	—	—	—	—	—	—	—
			貯槽の決壊	◇	—	—	—	—	—	—	—
			近隣工場等の火災	◇	—	—	—	—	—	—	—
			有毒ガス	◇	—	—	—	—	—	—	—
			船舶の衝突	◇	—	—	—	—	—	—	—
電磁波障害	◇	—	—	—	—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	◇	◇	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	●	○	—	—	—	○	○	—	—	
		●	○	—	—	—	○	○	—	—	
		●	◇	◇	◇	—	—	—	—	—	
		●	○	—	—	—	—	—	—	—	
		●	○	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	●	○	○	○	○	○	○	◇		
		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		●	—	—	—	—	—	—	—	◇	
第十三条	材料及び構造	●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—	△	—	—	—		
		第二号	—	—	—	△	—	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第一項	—	—	—	—	—	—	—		
		第二項	—	—	—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第一項第一号	—	—	—	—	—	—	—		
		第一項第二号	—	—	—	—	—	—	—		
		第一項第三号	—	—	—	—	—	—	—		
		第一項第四号	—	—	—	—	—	—	—		
		第一項第五号	—	—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	◇	—	—	—	—		
		●	—	—	◇	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第一項第一号	—	—	—	—	—	—	—		
		第一項第二号	—	—	—	—	—	—	—		
		第一項第三号	—	—	—	—	—	—	—		
		第一項第四号	—	—	—	—	—	—	—		
		第一項第五号	—	—	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	○	—	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第一項	△	—	—	—	—	—	—		
		第二項	—	—	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—	—	—	—		
		第三号	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号	—	—	—	—	—	—	—		
第二十二条	予備電源	●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	—	—		
		●	—	—	—	—	—	○	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	●	—	—	—	—	—	—	—		

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備				
			i. 固体集積保管場Ⅱ*				
			その他廃棄物管理設備の附属施設*				
			機器・設備				
			その他の主要な事項*				
			通信連絡設備*				
			放送設備*				
			9	10	11	12	
			構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	所内内線設備*	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	有	有	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			R2.3.27認可済	9-1	9-1	9-1	
新規一既存(設備)			済	無	無	無	
安全施設(PS,MS)			既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	既存 MS-3	
安全設備							
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—
		降水		—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	
		竜巻		—	—	—	
		凍結		—	—	—	
		積雪		—	—	—	
		落雷		—	—	—	
		地滑り		—	—	—	
		火山		—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	
		森林火災		—	—	—	
		組合せ		—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下)	—	—	—
		ダム崩壊		—	—	—	
貯槽の決壊	—	—	—				
近隣工場等の火災	●	—	—	—			
有毒ガス	—	—	—	—			
船舶の衝突	—	—	—	—			
電磁波障害	—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	
		第四号イ	—	—	—	—	
		第四号ロ	—	—	—	—	
		第四号ハ	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
		第4項	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	
		第6項	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	◎	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備						
第十五条	計測制御系統施設	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項	—	—	—	—	
		第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	
		第2項第三号	●	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	
		第四号	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源	●	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続						

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎: 当該条項の**新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明**することを示す。
 ◐: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備					ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備		
			j. 固体集積保管場Ⅲ*							
			管理施設*					その他廃棄物管理設備の附属施設*		
			機器・設備					その他の主要な事項*		
建家*		固体集積保管場Ⅲ*			消防設備*			安全避難通路		
1	2	3	4	5	6	7	8			
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	パレット式堅積保管設備*	ラック式横積保管設備*	天井クレーン(天井走行式)*	消火器*	自動火災報知設備*	安全避難通路			
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤: 新規基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	有	無	有
新規基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	無	済	無
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS, MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備										
第一条	定義									
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条	核燃料物質の臨界防止									
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	◎	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	●	◎	—	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止	●	◎	—	—	—	—	—	—	—
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	—	—	—	—	—	—	—
			降水	—	—	—	—	—	—	—
			風(台風)	◇	—	—	—	—	—	—
			竜巻	◇	—	—	—	—	—	—
			凍結	—	—	—	—	—	—	—
			積雪	◇	—	—	—	—	—	—
			落雷	◇	—	—	—	—	—	—
			地滑り	—	—	—	—	—	—	—
			火山	◇	—	—	—	—	—	—
			生物学的事象	—	—	—	—	—	—	—
			森林火災	◇	—	—	—	—	—	—
	組合せ	◇	—	—	—	—	—	—		
第2項	飛来物(航空機落下)	◇	—	—	—	—	—	—		
	ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—		
	貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—	—		
	近隣工場等の火災	◇	—	—	—	—	—	—		
	有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—		
	船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—		
	電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	◇	◇	—	—	—	—	—	—
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号ロ	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	○	◎	—
		第2項	●	—	—	—	—	○	◎	—
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	—	—	—
		第4項	—	—	—	—	—	—	—	—
		第5項	—	—	—	—	—	—	—	—
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—
第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—	—	△	—	—	—
		第二号	—	—	—	—	△	—	—	—
第十五条	計測制御系統施設									
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—
		第2項第一号	●	—	◇	◇	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	◇	◇	—	—	—	
		第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止									
第二十条	遮蔽	第1項	●	◎	—	—	—	—	—	—
		第2項	—	△	—	—	—	—	—	—
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号	—	—	—	—	—	—	—	—
第二十二条	予備電源									
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—
第二十四条	電磁的記録媒体による手続									

●: 新規基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いこと、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の**新規要求事項**に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類Ⅵで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備					
			j. 固体集積保管場Ⅲ*					
			その他廃棄物管理設備の附属施設*					
			機器・設備		その他の主要な事項*			
			電気設備*		通信連絡設備*			
			放送設備*					
			9	10	11	12	13	
			電気設備	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	所内内線設備*	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	有	有	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	無	無	無	
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS, MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備								
第一条	定義							
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設							
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持							
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	
		組合せ		—	—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下)	—	—	—	—
		ダム崩壊		—	—	—	—	
		貯槽の決壊		—	—	—	—	
		近隣工場等の火災		—	—	—	—	
有毒ガス	—	—	—	—				
船舶の衝突	—	—	—	—				
電磁波障害	—	—	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	
		第四号イ		—	—	—	—	
		第四号ロ		—	—	—	—	
		第四号ハ		—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	
		第4項		—	—	—	—	
		第5項		—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◇	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	◇	◎	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	
第2項		—	—	—	—			
第十四条	搬送設備			—	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第一号		—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項		—	—	—	—	
		第1項第一号		—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	
第2項	●	—	—	—	—			
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	
		第2項第三号	●	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	
		第四号		—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	○	
		第3項	●	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続							

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号		新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備						ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備				
					k. 固体集積保管場Ⅳ*										
					管理施設*						その他廃棄物管理設備の附属施設*				
					機器・設備						その他の主要な事項*				
					建家*		固体集積保管場Ⅳ*				消防設備*				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10						
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	パレット式堅積保管設備*	油圧エレベーター*	フォークリフト*	天井クレーン*	消火器*	自動火災報知設備*	屋内消火栓設備*	安全避難通路						
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請（使用停止は（停止）、「第〇編 第一章」→「〇-」） 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの				無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの				済	済	済	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規一既存（設備）				既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設（PS, MS）				MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備															
第一条	定義														
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設														
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持														
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止		第1項	●	◎	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	
			第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第八条	外部からの衝撃による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止					●	◇	◇	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十条	閉じ込めの機能		第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第四号ロ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十一条	火災等による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—
			●	◇	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十二条	安全機能を有する施設		●	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十三条	材料及び構造		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十四条	搬送設備		第一号	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	
			第二号	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設		第一項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			第二項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設		第一項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			第一項第二号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第一項第二号ロ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第一項第二号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第一項第二号ニ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十七条	受入施設又は管理施設		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十条	遮蔽		●	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備		第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十三条	通信連絡設備等		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ○：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備					
			k. 固体集積保管場Ⅳ*					
			その他廃棄物管理設備の附属施設*					
			機器・設備					
			電気設備*		通信連絡設備*			
			11	12	13	14	15	
			電気設備	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	所内内線設備*	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	有	有	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	無	無	無	
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備								
第一条	定義							
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設							
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持							
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	
		組合せ		—	—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下)	—	—	—	—
		ダム崩壊		—	—	—	—	
		貯槽の決壊		—	—	—	—	
近隣工場等の火災	●	—	—	—				
有毒ガス	—	—	—	—				
船舶の衝突	—	—	—	—				
電磁波障害	—	—	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—		
		第三号	—	—	—	—		
		第四号イ	—	—	—	—		
		第四号ロ	—	—	—	—		
		第四号ハ	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	
		第4項	—	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◇	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	◇	◎	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	
第2項	—	—	—	—	—			
第十四条	搬送設備							
第十五条	計測制御系統施設	第一号	—	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項	—	—	—	—		
		第1項第一号	—	—	—	—		
		第1項二号	—	—	—	—		
		第1項三号	—	—	—	—		
		第1項四号	—	—	—	—		
		第1項五号	—	—	—	—		
第2項	●	—	—	—	—			
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	—	—	—	—		
		第2項第一号	●	—	—	—		
		第2項第二号	●	—	—	—		
		第2項第三号	●	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—		
		第1項二号	—	—	—	—		
		第1項三号	—	—	—	—		
		第1項四号	—	—	—	—		
		第1項五号	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	—	—	—	—		
		第2項	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—		
		第二号	—	—	—	—		
		第三号	—	—	—	—		
		第四号	—	—	—	—		
第二十二条	予備電源		●	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	○	
		第3項	●	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続							

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類Ⅵで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備							ヘ 放射線管理施設の設備		
			1. α 固体貯蔵施設*								放射線管理施設*	
			管理施設* 機器・設備							α 固体貯蔵施設*		
建家*		荷役設備		屋内管理用の主要な設備*		屋外管理用の主要な設備*		放射線監視設備(屋内)*		放射線監視設備(屋外)*		
1	2	3	4	5	6	7	8	7	8	7	8	
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	堅孔式貯蔵設備*	貯蔵孔内空気サンプリング設備*	天井クレーン*	サンプリングピット	エアモニタ*	排気モニタリング設備*	作業環境モニタリング設備*	周辺環境モニタリング設備*	作業環境モニタリング設備*	周辺環境モニタリング設備*	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済	済	
新規一既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS, MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第七条	津波による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○	○		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	○	○	○	○	○	○	○	
		降水		○	○	○	○	○	○	○		
		風(台風)		○	○	○	○	○	○	○		
		竜巻		○	○	○	○	○	○	○		
		凍結		○	○	○	○	○	○	○		
		積雪		○	○	○	○	○	○	○		
		落雷		○	○	○	○	○	○	○		
		地滑り		○	○	○	○	○	○	○		
		火山		○	○	○	○	○	○	○		
		生物学的事象		○	○	○	○	○	○	○		
		森林火災		○	○	○	○	○	○	○		
		組合せ		○	○	○	○	○	○	○		
第2項	飛来物(航空機落下等)	○	○	○	○	○	○	○	○			
ダム崩壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
貯槽の決壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
近隣工場等の火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
有毒ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
船舶の衝突	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
電磁波障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	○	○	○	○	○	○	○		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	
		第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	
		第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号イ		○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ロ		○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ハ		○	○	○	○	○	○	○	○	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第4項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第5項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号イ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ロ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ハ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ニ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十四条	搬送設備	第一号					△					
		第二号					△					
第十五条	計測制御系統施設	第1項										
		第2項										
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号										
		第1項第二号									△	
		第1項第三号										
		第1項第四号									△	
		第1項第五号										
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項第二号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項第三号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十条	遮蔽	第1項		○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項		○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十一条	換気設備	第一号										
		第二号										
		第三号										
		第四号										
第二十三条	予備電源		●	○	○	○	○	○	○	○		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	○	○	○	○	○	○	○		

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではないが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

*：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備									
			1. α 固体貯蔵施設*									
			その他廃棄物管理設備の附属施設*									
			機器・設備									
			気体廃棄物の廃棄施設*	固体廃棄物の廃棄施設*	その他の主要な事項*							
			管理区域系排気設備*		消防設備*							
			α 固体貯蔵施設排気設備*		消火設備*	15	16	17	15	16	17	
9	10	11	12	13	14	15	16	17				
排気浄化装置	排風機	原動機	ダクト(排気口)*	α 固体貯蔵施設保管廃棄設備	消火器*	自動火災報知設備*	安全避難通路	避雷設備				
				有	有	無	有	無				
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	有	有	無	有	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	無	無	済	無	済	
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止											
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤											
第六条	地震による損傷の防止	第1項										
		第2項										
		第3項										
第七条	津波による損傷の防止											
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水									
			降水									
			風(台風)									
			竜巻									
			凍結									
			積雪									
			落雷									
			地滑り									◇
			火山									
			生物学的事象									
			森林火災									
			組合せ									
			第2項	飛来物(航空機落下等)								
		ダム崩壊										
		貯槽の決壊										
		近隣工場等の火災										
		有毒ガス										
		船舶の衝突										
		電磁波障害										
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止											
第十条	閉じ込めの機能	第一号					△					
		第二号										
		第三号										
		第四号イ										
		第四号ロ										
		第四号ハ										
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項							○	◎		
		第2項							○	◎		
		第3項		◇	◇	◇	◇					
		第4項										
		第5項										
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	
		第2項										
		第3項										
第十三条	材料及び構造	第1項第一号										
		第1項第二号イ										
		第1項第二号ロ										
		第1項第二号ハ										
		第1項第二号ニ										
	第2項											
第十四条	搬送設備	第一号										
	第二号											
第十五条	計測制御系統施設	第1項										
	第2項											
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
		第2項										
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項										
		第2項第一号										
		第2項第二号										
	第2項第三号											
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		△	△	△	△					
		第1項第二号		△	△	△	△					
		第1項第三号		△	△	△	△					
		第1項第四号		△	△	△	△					
		第1項第五号										
		第2項										
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止											
第二十条	遮蔽	第1項										
		第2項										
第二十一条	換気設備	第一号		△	△	△	△					
		第二号		△	△	△	△					
		第三号		△	△	△	△					
		第四号										
第二十二条	予備電源											
第二十三条	通信連絡設備等	第1項										
		第2項										
		第3項										
第二十四条	電磁的記録媒体による手続											

 : 新規制基準追加要求事項該当項・号
 -: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備であるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備					
				1. α 固体貯蔵施設*					
				その他廃棄物管理設備の附属施設*					
				機器・設備					
				その他の主要な事項*					
				電気設備*		通信連絡設備*			
18	19	20	21	22	23				
電気設備	可搬型発電機8*	所内内線設備*	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*				
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第○編 第-章」→「○-」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの			無	有	有	無	有	有	
新規基準前に既に設工認申請済のもの			済	無	無	済	無	無	
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	済	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備									
第一条	定義								
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設								
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持								
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	—	
		組合せ	—	—	—	—	—		
		第2項	●	飛来物(航空機落下等)	—	—	—	—	—
		ダム崩壊		—	—	—	—	—	
貯槽の決壊	—	—		—	—	—			
近隣工場等の火災	—	—		—	—	—			
				有毒ガス	—	—	—	—	
				船舶の衝突	—	—	—	—	
				電磁波障害	—	—	—	—	
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—		
		第三号		—	—	—	—		
		第四号イ		—	—	—	—		
		第四号ロ		—	—	—	—		
		第四号ハ		—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—		
		第4項		—	—	—	—		
		第5項		—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◇	○	◎	○	○	
		第2項	●	—	—	—	—	—	
		第3項	●	◇	○	◎	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	
第2項		—	—	—	—	—			
第十四条	搬送設備								
第十五条	計測制御系統施設	第一号		—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項		—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—		
		第1項第一号		—	—	—	—		
		第1項第二号		—	—	—	—		
		第1項第三号		—	—	—	—		
		第1項第四号		—	—	—	—		
		第1項第五号		—	—	—	—		
第2項	●	—	—	—	—				
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		—	—	—	—		
		第2項第一号	●	—	—	—	—		
		第2項第二号	●	—	—	—	—		
		第2項第三号	●	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—		
		第1項第二号		—	—	—	—		
		第1項第三号		—	—	—	—		
		第1項第四号		—	—	—	—		
		第1項第五号		—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—		
		第2項		—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—		
		第三号		—	—	—	—		
		第四号		—	—	—	—		
第二十二条	予備電源		●	○	○	◎	○		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	○	◎	○	○	
		第2項	●	—	○	◎	○	○	
		第3項	●	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—		

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備								
			m. 廃液貯留施設 I *								
			処理施設*								
			機器・設備								
			液体廃棄物の処理施設*								
処理済廃液貯槽*											
主要配管											
1	2	3	4	5	6	7	8	鉄筋コンクリート製貯槽*			
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	鉄筋コンクリート製貯槽*	処理済廃液貯槽出口の分岐バルブから、排水監視設備の配管との接続位置にある分岐バルブの手前まで	廃液受入関係	処理装置関係	廃棄物管理施設用廃液貯槽配管	攪拌機				
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	有 (一部停止)	無	無	
新規基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済	
新規-既存(設備)			MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	
安全設備											
第一条	定義										
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設										
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持										
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	◎	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	—	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	
		降水		—	—	—	—	—	—		
		風(台風)		—	—	—	—	—	—		
		竜巻		◇	—	—	—	—	—		
		凍結		—	—	—	—	—	—		
		積雪		◇	—	—	—	—	—		
		落雷		◇	—	—	—	—	—		
		地滑り		—	—	—	—	—	—		
		火山		◇	—	—	—	—	—		
		生物学的事象		◇	—	—	—	—	—		
		森林火災		◇	—	—	—	—	—		
		組合せ		◇	—	—	—	—	—		
		第2項		飛来物(航空機落下)	◇	—	—	—	—	—	
		ダム崩壊		—	—	—	—	—	—		
		貯槽の決壊		—	—	—	—	—	—		
近隣工場等の火災	◇	—	—	—	—	—					
有毒ガス	—	—	—	—	—	—					
船舶の衝突	—	—	—	—	—	—					
電磁波障害	—	—	—	—	—	—					
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	◇	◇	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号イ	△	△	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ	△	—	—	—	—	—	○	—	
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
		第4項	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	△	△	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	◎	—	—	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号	△	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源	●	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	●	—	—	—	—	—	—	—		

●: 新規基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用に対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備									
				ホ 計測制御システム施設の設備									
				m. 廃液貯留施設 I *									
				放射性廃棄物の受入れ施設*					計測制御システム施設*				
鉄筋コンクリート製貯槽*				機器・設備						液位等に関する計測設備*			
				液体廃棄物の受入れ施設*									
貯槽本体				廃液貯留施設 I *						計測制御設備*			
				主要配管						計測制御設備*			
貯槽本体				9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
半地下式鉄筋コンクリート製貯槽 (内面ステンレス鋼板ライニング)				廃液貯槽 I から各系統	廃液受入関係	処理装置関係	廃棄物管理施設用廃液貯槽配管	タンクローリー受入れ配管	攪拌機	堰*	処理済廃液貯槽計測設備*	廃液貯槽 I 計測設備*	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は「停止」、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの				無	無	無	有 (一部停止)	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの				済	済	済	済	済	済	済	済	済	
新規-既存 (設備)				済	済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設 (PS, MS)				PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3	
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第六条	地震による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第七条	津波による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十条	閉じ込めの機能												
第十一条	火災等による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十二条	安全機能を有する施設		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十三条	材料及び構造		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十四条	搬送設備												
第十五条	計測制御システム施設										△	△	
第十六条	放射線管理施設												
第十七条	受入施設又は管理施設		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十八条	処理施設及び廃棄施設												
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十条	遮蔽		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十一条	換気設備												
第二十二条	予備電源		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十三条	通信連絡設備等		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

Table with columns for specific technical standards (e.g., safety equipment, fire prevention, radiation management), compliance status (e.g., 済, 無, △, ◆, ●), and equipment specifications. Includes a detailed header for 'm. 廃液貯留施設 I' and a legend for symbols like ●, ○, ◆, △.

●: 新規制基準追加要求事項該当項目・号
○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
△: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
▽: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
*: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備							
			m. 廃液貯留施設I*							
			その他廃棄物管理設備の附属施設*							
			機器・設備							
			その他の主要な事項*							
			固体廃棄物の廃棄施設*	消防設備*			電気設備*		通信連絡設備*	
	消火設備*					放送設備*				
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
廃液貯留施設I 保管廃棄設備	消火器*	自動火災報知設備*	安全避難通路	電気設備	可搬型発電機5*	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*		
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤: 新規基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規基準の認可を受けたもの	有	有	無	有	無	有	無	有	有	
新規基準前に既に設工認申請済のもの	13-3	13-3	R3. 8. 3 認可済	13-3		13-3	R2. 3. 27 認可済	13-3	13-3	
新規-既存(設備)	無	無	済	無	済	無	済	無	無	
安全施設(PS, MS)	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全設備	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
第一条	定義									
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	-	-	-	-	-	-	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	-	-	-	-	-	-	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	
第七条	津波による損傷の防止		●	-	-	-	-	-		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	-	-	-	-	-	-
		降水		-	-	-	-	-	-	
		風(台風)		-	-	-	-	-	-	
		竜巻		-	-	-	-	-	-	
		凍結		-	-	-	-	-	-	
		積雪		-	-	-	-	-	-	
		落雷		-	-	-	-	-	-	
		地滑り		-	-	-	-	-	-	
		火山		-	-	-	-	-	-	
		生物学的事象		-	-	-	-	-	-	
		森林火災		-	-	-	-	-	-	
		組合せ		-	-	-	-	-	-	
第2項	飛来物(航空機落下等)	-	-	-	-	-	-			
ダム崩壊	-	-	-	-	-	-				
貯槽の決壊	-	-	-	-	-	-				
近隣工場等の火災	-	-	-	-	-	-				
有毒ガス	-	-	-	-	-	-				
船舶の衝突	-	-	-	-	-	-				
電磁波障害	-	-	-	-	-	-				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	-	-	-	-	-	-	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		-	-	-	-	-	-	
		第二号		-	-	-	-	-	-	
		第三号		-	-	-	-	-	-	
		第四号イ		-	-	-	-	-	-	
		第四号ロ		-	-	-	-	-	-	
		第四号ハ		-	-	-	-	-	-	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	-	○	◎	-	-	-	
		第2項	●	-	○	◎	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	
		第4項		-	-	-	-	-	-	
		第5項		-	-	-	-	-	-	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	◎	◇	○	◎	○	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	◇	◎	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号イ	●	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ロ	●	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ハ	●	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ニ	●	-	-	-	-	-	-	
第2項		-	-	-	-	-	-			
第十四条	搬送設備	第一号		-	-	-	-	-		
		第二号		-	-	-	-	-		
第十五条	計測制御系統施設	第1項		-	-	-	-	-		
		第2項		-	-	-	-	-		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		-	-	-	-	-		
		第1項第二号		-	-	-	-	-		
		第1項第三号		-	-	-	-	-		
		第1項第四号		-	-	-	-	-		
		第1項第五号		-	-	-	-	-		
		第2項	●	-	-	-	-	-		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		-	-	-	-	-		
		第2項第一号	●	-	-	-	-	-		
		第2項第二号	●	-	-	-	-	-		
		第2項第三号	●	-	-	-	-	-		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		-	-	-	-	-		
		第1項第二号		-	-	-	-	-		
		第1項第三号		-	-	-	-	-		
		第1項第四号		-	-	-	-	-		
		第1項第五号		-	-	-	-	-		
		第2項	●	-	-	-	-	-		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	-	-	-	-	-		
第二十条	遮蔽	第1項		-	-	-	-	-		
		第2項		-	-	-	-	-		
第二十一条	換気設備	第一号		-	-	-	-	-		
		第二号		-	-	-	-	-		
		第三号		-	-	-	-	-		
		第四号		-	-	-	-	-		
第二十二条	予備電源		●	-	-	-	○	-		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	-	-	-	-	◎	○	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	-	-	○	-	-		

●: 新規基準追加要求事項該当項・号
 -: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◇: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備		ホ 計測制御システム施設設備		ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備					
			n. 廃棄物管理施設用廃液貯槽*									
			計測制御システム施設*		その他廃棄物管理設備の附属施設*							
			機器・設備				液体廃棄物の廃棄施設*		その他の主要な事項*			
建家*		計測制御設備*		廃棄物管理施設用廃液貯槽*				消防設備*				
		液位等に関する計測設備*		貯槽本体		主要配管		消火設備*	防火設備*			
		1	2	3	4	5	6	7		8		
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤:新規基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規基準の認可を受けたもの												
新規基準前既に設工認申請済のもの												
新規-既存(設備)												
安全施設(PS,MS)												
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第七条	津波による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		洪水	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		降水	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		風(台風)	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		竜巻	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		凍結	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		積雪	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		落雷	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		地滑り	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		火山	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		生物学的事象	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		森林火災	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		組合せ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	飛来物(航空機落下)	●	○	○	○	○	○	○	○	○
ダム崩壊	●	○	○	○	○	○	○	○	○			
貯槽の決壊	●	○	○	○	○	○	○	○	○			
近隣工場等の火災	●	○	○	○	○	○	○	○	○			
有毒ガス	●	○	○	○	○	○	○	○	○			
船舶の衝突	●	○	○	○	○	○	○	○	○			
電磁波障害	●	○	○	○	○	○	○	○	○			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第二号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第三号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号イ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ハ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第4項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第5項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号イ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ロ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ハ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ニ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十四条	搬送設備	第一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第二号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十五条	計測制御システム施設	第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第三号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第四号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第五号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項第二号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第三号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第四号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項第五号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十条	遮蔽	第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十一条	換気設備	第一号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第二号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第三号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十二条	予備電源	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性を要しないことを示す。

○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性を要することを示す。

◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性を省略することを示す。

*: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備				
			n. 廃棄物管理施設用廃液貯槽*				
			その他廃棄物管理設備の附属施設*				
			機器・設備				
			その他の主要な事項*				
		電気設備*		通信連絡設備*			
		9	10	11	12	13	
		電気設備	可搬型発電機4*	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの		無	有	無	有	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの		済	無	済	済	無	
新規-既存(設備)		既存	既存	済	済	既存	
安全施設(PS,MS)		MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備							
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項 第2項 第3項	● ● ●	— — —	— — —	— — —	
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	
		洪水	—	—	—	—	
		降水	—	—	—	—	
		風(台風)	—	—	—	—	
		竜巻	—	—	—	—	
		凍結	—	—	—	—	
		積雪	—	—	—	—	
		落雷	—	—	—	—	
		地滑り	—	—	—	—	
		火山	—	—	—	—	
		生物学的事象	—	—	—	—	
		森林火災	—	—	—	—	
		組合せ	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
飛来物(航空機落下等)	—	—	—	—			
ダム崩壊	—	—	—	—			
貯槽の決壊	—	—	—	—			
近隣工場等の火災	—	—	—	—			
有毒ガス	—	—	—	—			
船舶の衝突	—	—	—	—			
電磁波障害	—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	
		第四号イ	—	—	—	—	
		第四号ロ	—	—	—	—	
		第四号ハ	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
		第4項	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◇	○	○	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	◇	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	
第2項	—	—	—	—			
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第1項	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	
		第2項第三号	●	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	
		第四号	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源	●	○	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	○	○	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	—	—	—	—		

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備	ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備				ホ 計測制御系統施設	の設備									
			o. 廃液貯留施設Ⅱ*															
			放射性廃棄物の受入れ施設*															
			計測制御系統施設*															
			液体廃棄物の受入れ施設*								計測制御設備*							
機器・設備 廃液貯留Ⅱ*																		
鉄筋コンクリート製貯槽*								液位等に関する計測設備*										
1 2 3 4 5 6 7 8								8										
1 2 3 4 5 6 7 8								8										
1		2		3		4		5		6		7		8				
建家*		管理区域境界のさく、壁、*		貯槽本体		受槽*		攪拌装置		主要配管		液位異常上昇検知		漏えい検知				
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は (停止)、「第○編 第-章」→「○-」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
新規基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済			
新規-既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済			
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3			
安全設備																		
第一条	定義																	
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設																	
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持																	
第四条	核燃料物質の臨界防止		●															
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	○														
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○		○	○	○	○									
		第2項	●															
		第3項	●															
第七条	津波による損傷の防止	第1項	●															
		第2項	●															
		第3項	●															
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水														
		降水																
		風(台風)		◇														
		竜巻		◇														
		凍結																
		積雪		◇														
		落雷		◇														
		地滑り																
		火山		◇														
		生物学的事象		◇														
		森林火災		◇														
		組合せ		◇														
		第2項		飛来物(航空機落下等)	◇													
		ダム崩壊		◇														
		貯槽の決壊		◇														
		近隣工場等の火災		◇														
		有毒ガス		◇														
		船舶の衝突																
電磁波障害																		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	◇	◇								◇	◇				
第十条	閉じ込めの機能	第一号																
		第二号																
		第三号																
		第四号イ																
		第四号ロ																
		第四号ハ																
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●															
		第2項	●															
		第3項	●	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
		第4項	●															
		第5項	●															
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●															
		第3項	●															
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●															
		第1項第二号イ	●															
		第1項第二号ロ	●															
		第1項第二号ハ	●															
		第1項第二号ニ	●															
第十四条	搬送設備		●															
第十五条	計測制御系統施設	第一号											△	△				
		第二号												△	△			
第十六条	放射線管理施設	第1項																
		第1項第一号																
		第1項第二号																
		第1項第三号																
		第1項第四号																
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項第五号																
		第2項	●															
		第1項																
		第2項第一号																
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第二号																
		第2項第三号																
		第2項第四号																
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項	●															
		第2項	●	△	△													
第二十条	遮蔽	第一号																
		第二号																
第二十一条	換気設備	第三号																
		第四号																
		第一号																
		第二号																
第二十二條	予備電源		●															
第二十三条	通信連絡設備等	第一号	●															
		第二号	●															
		第三号	●															
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●															

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の**新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類Ⅵで適合性を説明するもの。**
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	放射線管理施設の設備		ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備							
			o. 廃液貯留施設 II *									
			放射線管理施設*		その他廃棄物管理設備の附属施設*							
			機器・設備									
			屋内管理用の主要な設備*			屋外管理用の主要な設備*			気体廃棄物の廃棄施設*			固体廃棄物の廃棄施設*
			放射線監視設備(屋内)*			放射線監視設備(屋外)*			管理区域系排気設備*			
作業環境モニタリング設備*			周辺環境モニタリング設備*			廃液貯留施設II排気設備*						
9	10	11	12	13	14	15	16					
エリアモニタ*	ローカルサンプリング装置*	排気モニタリング設備*	排気浄化装置	排風機	原動機	ダクト(排気口)*	廃液貯留施設II保管廃棄施設					
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	有		
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	無		
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存		
安全施設(PS, MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3		
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	●	●	●	●	●	●	●		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	●	●	●	●	●	●	●		
第六条	地震による損傷の防止	第1項 第2項 第3項	●	●	●	●	●	●	●	●		
第七条	津波による損傷の防止		●	●	●	●	●	●	●	●		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項 洪水 降水 風(台風) 竜巻 凍結 積雪 落雷 地滑り 火山 生物学的事象 森林火災 組合せ 第2項 飛来物(航空機落下等) ダム崩壊 貯槽の決壊 近隣工場等の火災 有毒ガス 船舶の衝突 電磁波障害	●	●	●	●	●	●	●	●		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	●	●	●	●	●	●	●		
第十条	閉じ込めの機能	第一号 第二号 第三号 第四号イ 第四号ロ 第四号ハ 第四号ニ								△		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	●	●	●	●	●	●	●	●		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項 第2項 第3項	●	●	●	●	●	●	●	●		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号 第1項第二号イ 第1項第二号ロ 第1項第二号ハ 第1項第二号ニ	●	●	●	●	●	●	●	●		
第十四条	搬送設備	第1項 第二号										
第十五条	計測制御系統施設	第1項 第2項										
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号 第1項第二号 第1項第三号 第1項第四号 第1項第五号 第2項			△							
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項 第2項第一号 第2項第二号 第2項第三号	●	●	●	●	●	●	●	●		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号 第1項第二号 第1項第三号 第1項第四号 第1項第五号 第2項				△	△	△	△			
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	●	●	●	●	●	●	●		
第二十条	遮蔽	第1項 第2項	●	●	●	●	●	●	●	●		
第二十一条	換気設備	第一号 第二号 第三号 第四号				△	△	△	△			
第二十二条	予備電源		●	●	●	●	●	●	●	●		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項 第2項 第3項	●	●	●	●	●	●	●	●		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	●	●	●	●	●	●	●		

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 一：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号		新 規 制 基 準 追 加 要 求 事 項		ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備							
						o. 廃液貯留施設Ⅱ*							
						その他廃棄物管理設備の附属施設*							
						機器・設備							
				その他の主要な事項*		消防設備*			電気設備*		通信連絡設備*		
						17	18	19	20	21	22		23
						消火設備*	自動火災 報知設備*	安全避難 通路	電気設備	可搬型発 電機6*	構内一斉 放送設備*	廃棄物管 理施設内 一斉放送 設備	ペーじん グ設備*
						有	無	有	無	有	無	有	有
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-1」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの						14-1		14-1		14-1	R2.3.27 認可済	14-1	14-1
新規制基準前に既に設工認申請済のもの						無	済	無	済	無	済	無	無
新規-既存(設備)						既	既	既	既	既	既	既	既
安全施設(PS, MS)						MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止					●	○	○	○	○	○	○	○
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤					●	○	○	○	○	○	○	○
第六条	地震による損傷の防止	第1項				●	○	○	○	○	○	○	○
		第2項				●	○	○	○	○	○	○	○
		第3項				●	○	○	○	○	○	○	○
第七条	津波による損傷の防止	第1項				●	○	○	○	○	○	○	○
		第2項				●	○	○	○	○	○	○	○
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水			●	○	○	○	○	○	○	○
			降水			●	○	○	○	○	○	○	○
			風(台風)			●	○	○	○	○	○	○	○
			竜巻			●	○	○	○	○	○	○	○
			凍結			●	○	○	○	○	○	○	○
			積雪			●	○	○	○	○	○	○	○
			落雷			●	○	○	○	○	○	○	○
			地滑り			●	○	○	○	○	○	○	○
			火山			●	○	○	○	○	○	○	○
			生物学的事象			●	○	○	○	○	○	○	○
			森林火災			●	○	○	○	○	○	○	○
			組合せ			●	○	○	○	○	○	○	○
		第2項	飛来物(航空機落下等)			●	○	○	○	○	○	○	○
	ダム崩壊			●	○	○	○	○	○	○	○		
	貯槽の決壊			●	○	○	○	○	○	○	○		
	近隣工場等の火災			●	○	○	○	○	○	○	○		
	有毒ガス			●	○	○	○	○	○	○	○		
	船舶の衝突			●	○	○	○	○	○	○	○		
	電磁波障害			●	○	○	○	○	○	○	○		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止					●	○	○	○	○	○	○	
第十条	閉じ込めの機能	第一号				○	○	○	○	○	○	○	
		第二号				○	○	○	○	○	○	○	
		第三号				○	○	○	○	○	○	○	
		第四号イ				○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ロ				○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ハ				○	○	○	○	○	○	○	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項				●	○	○	○	○	○	○	
		第2項				●	○	○	○	○	○	○	
		第3項				●	○	○	○	○	○	○	
		第4項				○	○	○	○	○	○	○	
		第5項				○	○	○	○	○	○	○	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項				●	○	○	○	○	○	○	
		第2項				●	○	○	○	○	○	○	
		第3項				●	○	○	○	○	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号				●	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号イ				●	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ロ				●	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ハ				●	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ニ				●	○	○	○	○	○	○	
第2項				○	○	○	○	○	○	○			
第十四条	搬送設備	第一号				○	○	○	○	○	○	○	
		第二号				○	○	○	○	○	○	○	
第十五条	計測制御系統施設					○	○	○	○	○	○		
第十六条	放射線管理施設	第1項				○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第一号				○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号				○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第三号				○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第四号				○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第五号				○	○	○	○	○	○	○	
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項				●	○	○	○	○	○	○	
		第1項				○	○	○	○	○	○	○	
		第2項第一号				●	○	○	○	○	○	○	
		第2項第二号				●	○	○	○	○	○	○	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号				●	○	○	○	○	○	○	
		第1項第一号				○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号				○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第三号				○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第四号				○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第五号				○	○	○	○	○	○	○	
		第2項				●	○	○	○	○	○	○	
		第2項				○	○	○	○	○	○	○	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止					○	○	○	○	○	○		
第二十条	遮蔽	第1項				●	○	○	○	○	○	○	
		第2項				○	○	○	○	○	○	○	
第二十一条	換気設備	第一号				○	○	○	○	○	○	○	
		第二号				○	○	○	○	○	○	○	
		第三号				○	○	○	○	○	○	○	
		第四号				○	○	○	○	○	○	○	
第二十二条	予備電源					○	○	○	○	○	○		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項				●	○	○	○	○	○	○	
		第2項				●	○	○	○	○	○	○	
		第3項				●	○	○	○	○	○	○	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続					○	○	○	○	○	○		

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い、又は施設に設備が無いが、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ○: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備			ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備			
			ヘ 放射線管理施設の設備						
			p. $\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I *						
			放射線管理施設*			機器・設備			
			建家*		固体廃棄物の受入れ施設*	屋内管理用の主要な設備*			
1	2	3	4	5	6	7			
建家*	管理区域境界のさく、扉、壁*	鉄筋コンクリート造ビット*	更衣設備*	手洗い設備*	サーベイメータ*	放射線監視設備(屋内)*	作業環境モニタリング設備*		
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの									
新規制基準前に既に設工認申請済のもの									
新規一既存(設備)			済	済	済	済	済		
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3		
安全設備									
第一条 定義									
第二条 特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条 廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条 核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—		
第五条 特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	◎	—	—	—	—		
第六条 地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	—	—	—		
	第2項	●	—	—	—	—	—		
	第3項	●	—	—	—	—	—		
第七条 津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—		
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	—	—	—	—	—		
		降水	—	—	—	—	—		
		風(台風)	—	—	—	—	—		
		竜巻	◇	—	—	—	—		
		凍結	—	—	—	—	—		
		積雪	◇	—	—	—	—		
		落雷	◇	—	—	—	—		
		地滑り	—	—	—	—	—		
	●	火山	◇	—	—	—	—		
		生物学的事象	◇	—	—	—	—		
		森林火災	◇	—	—	—	—		
	第2項	組合せ	◇	—	—	—	—		
		飛来物(航空機落下)	◇	—	—	—	—		
		ダム崩壊	—	—	—	—	—		
		貯槽の決壊	—	—	—	—	—		
		近隣工場等の火災	◇	—	—	—	—		
		有毒ガス	◇	—	—	—	—		
船舶の衝突		—	—	—	—	—			
●	電磁波障害	—	—	—	—	—			
第九条 特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	◇	◇	—	—	—		
第十条 閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—		
	第二号		—	—	—	—	—		
	第三号		—	—	—	—	—		
	第四号イ		—	—	—	—	—		
	第四号ロ		—	—	—	—	—		
	第四号ハ		—	—	—	—	—		
第十一条 火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—		
	第2項	●	—	—	—	—	—		
	第3項	●	◇	◇	—	—	—		
	第4項	●	—	—	—	—	—		
	第5項	●	—	—	—	—	—		
第十二条 安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎		
	第2項	●	—	—	—	—	—		
	第3項	●	—	—	—	—	—		
第十三条 材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—		
	第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—		
	第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—		
	第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—		
	第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—		
	第2項	●	—	—	—	—	—		
第十四条 搬送設備	第一号		—	—	—	—	—		
	第二号		—	—	—	—	—		
第十五条 計測制御システム施設	第1項		—	—	—	—	—		
	第2項		—	—	—	—	—		
第十六条 放射線管理施設	第1項第一号		—	—	—	—	—		
	第1項第二号		—	—	—	—	—		
	第1項第三号		—	—	—	—	—		
	第1項第四号		—	—	—	—	—		
	第1項第五号		—	—	—	—	△		
	第2項	●	—	—	—	—	—		
	●	—	—	—	—	—	—		
第十七条 受入施設又は管理施設	第1項	●	—	—	—	—	—		
	第2項第一号	●	—	—	—	—	—		
	第2項第二号	●	—	—	—	—	—		
	第2項第三号	●	—	—	—	—	—		
第十八条 処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	—		
	第1項第二号		—	—	—	—	—		
	第1項第三号		—	—	—	—	—		
	第1項第四号		—	—	—	—	—		
	第1項第五号		—	—	—	—	—		
	第2項	●	—	—	—	—	—		
第十九条 放射性廃棄物による汚染の防止		●	△	△	—	—	—		
第二十条 遮蔽	第1項	●	◎	—	—	—	—		
	第2項	●	—	—	—	—	—		
第二十一条 換気設備	第一号		—	—	—	—	—		
	第二号		—	—	—	—	—		
	第三号		—	—	—	—	—		
	第四号		△	—	—	—	—		
第二十二条 予備電源		●	—	—	—	—	—		
第二十三条 通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—		
	第2項	●	—	—	—	—	—		
	第3項	●	—	—	—	—	—		
第二十四条 電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—		

 ：新規制基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用に対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ●：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項			項・号			新 規 制 基 準 追 加 要 求 事 項		ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備				ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備				ヘ 放射線管理施設の設備				
								q. α 一時格納庫*				放射線管理施設*				機器・設備				
						建家*		固体廃棄物の受入れ施設*		α 一時格納庫*		屋内管理用の主要な設備*		放射線監視設備(屋内)*		放射線監視設備(屋外)*		出入管理関係設備*		作業環境モニタリング設備*
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第0編 第一章」→「0--」) 赤:新規基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規基準の認可を受けたもの																				
新規基準前に既に設工認申請済のもの																				
新規一既存(設備)							済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	無		
安全施設(PS,MS)							MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3		
安全設備																				
第一条	定義																			
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設																			
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持																			
第四条	核燃料物質の臨界防止																			
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤																			
第六条	地震による損傷の防止	第1項					●	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第七条	津波による損傷の防止						●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水				●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
			降水				●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			風(台風)					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			竜巻					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			凍結					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			積雪					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			落雷					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			地滑り					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			火山					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			生物学的事象					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			森林火災					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			組合せ					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第2項	飛来物(航空機落下等)					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				ダム崩壊					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				貯槽の決壊					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	近隣工場等の火災					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	有毒ガス					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	船舶の衝突					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	電磁波障害					●	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止						●	◇	◇	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第二号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第三号							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号イ							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ロ							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ハ							—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項					●	◇	◇	◇	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第4項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第5項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項					●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号イ					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ロ					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ハ					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ニ					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備	第一号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第二号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第1項						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△		
		第1項第三号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第四号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	—		
		第1項第五号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項						●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	◎	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項第一号					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項第二号					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第三号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第四号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第五号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第2項						●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止						△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第二十条	遮蔽	第1項					●	◎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第二号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第三号						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第四号						△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十二条	予備電源					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項					●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続						—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

●: 新規基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備										
			q. α一時格納庫*										
			その他廃棄物管理設備の附属施設*										
			機器・設備										
			気体廃棄物の廃棄施設*				固体廃棄物の 廃棄施設*	その他の主要な事項*					
			管理区域系排気設備*					消防設備*					
			α一時格納庫排気設備*					消火設備*					
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19				
排気浄化装置	排風機	原動機	ダクト	排気口*	α一時格納庫保管廃棄設備	消火器*	ガス消火設備*	自動火災報知設備*	安全避難通路				
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-一」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	有	有	無	無	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	無	無	済	済	無	
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第3項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第七条	津波による損傷の防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		洪水	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		降水	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		風(台風)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		雹	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		凍結	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		積雪	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		落雷	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		地滑り	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		火山	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		生物学的事象	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		森林火災	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		組合せ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		飛来物(航空機落下等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		ダム崩壊	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		貯槽の決壊	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		近隣工場等の火災	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十条	閉じ込めの機能		△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第3項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第4項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第5項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第3項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第二号イ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第二号ロ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第二号ハ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第二号ニ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十四条	搬送設備		△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第十五条	計測制御系統施設	第一号	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
		第二号	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
第十六条	放射線管理施設	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第一号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第二号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第三号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第四号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第五号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第2項第一号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第2項第二号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第2項第三号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		第1項第二号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		第1項第三号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		第1項第四号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		第1項第五号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
第二十条	遮蔽	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第二十一条	換気設備	第一号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		第二号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		第三号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		第四号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
第二十二条	予備電源		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第3項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	●	●	●	●	●	●	●	●		

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 ▲：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備				
			q. α 一時格納庫*				
			その他廃棄物管理設備の附属施設*				
			機器・設備				
		通信連絡設備*					
		放送設備*					
		20	21	22	23		
		電気設備	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*		
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第-章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの		無	無	有	有		
新規制基準前に既に設工認申請済のもの		済	済	無	無		
新規-既存(設備)		既存	既存	既存	既存		
安全施設(PS,MS)		MS-3	MS-3	MS-3	MS-3		
安全設備							
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	—	—	—		
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—		
		第2項	●	—	—		
		第3項	●	—	—		
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—		
		●	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	—	—	—	
			降水	—	—	—	
			風(台風)	—	—	—	
			竜巻	—	—	—	
			凍結	—	—	—	
			積雪	—	—	—	
			落雷	—	—	—	
		地滑り	—	—	—		
		火山	—	—	—		
		生物学的事象	—	—	—		
		森林火災	—	—	—		
		組合せ	—	—	—		
		第2項	飛来物(航空機落下等)	●	—	—	—
			ダム崩壊	—	—	—	—
貯槽の決壊	—		—	—	—		
近隣工場等の火災	—		—	—	—		
有毒ガス	—		—	—	—		
船舶の衝突	—		—	—	—		
電磁波障害	—		—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—		
		第二号	—	—	—		
		第三号	—	—	—		
		第四号イ	—	—	—		
		第四号ロ	—	—	—		
		第四号ハ	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—		
		第2項	●	—	—		
		第3項	●	—	—		
		第4項	—	—	—		
		第5項	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◇	◎		
		第2項	●	—	—		
		第3項	●	◇	◎		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—		
		第1項第二号イ	●	—	—		
		第1項第二号ロ	●	—	—		
		第1項第二号ハ	●	—	—		
		第1項第二号ニ	●	—	—		
第2項	—	—	—				
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—		
		第二号	—	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第1項	—	—	—		
		第2項	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	—	—	—		
		第1項第二号	—	—	—		
		第1項第三号	—	—	—		
		第1項第四号	—	—	—		
		第1項第五号	—	—	—		
		第2項	●	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	—	—		
		第2項第一号	●	—	—		
		第2項第二号	●	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—		
		第1項第二号	—	—	—		
		第1項第三号	—	—	—		
		第1項第四号	—	—	—		
		第1項第五号	—	—	—		
		第2項	●	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—		
		第2項	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—		
		第二号	—	—	—		
		第三号	—	—	—		
		第四号	—	—	—		
第二十二条	予備電源	●	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	◎	○		
		第2項	●	—	—		
		第3項	●	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	●	—	—	—		

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備	ホ 計測制御系統施設の設備	ヘ 放射線管理施設の設備								
			r. 管理機械棟*										
			処理施設*	計測制御系統施設*	放射線管理施設*								
			機器・設備										
1 建家*	2 管理区域境界のさく、扉、壁*	3 管理機械棟ホット実験室フード*	4 集中監視設備*	5 大洗研究所主警報盤	6 更衣設備*	7 手洗い設備*	屋内管理用の主要な設備*		8 ハンドフットクロスモニタ*				
							出入管理関係設備*						
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第○編 第一章」→「〇--」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの 新規-既存(設備)			済 既存	済 既存	済 既存	済 既存	済 既存	済 既存	済 既存	済 既存	済 既存	済 既存	
安全施設(PS,MS) 安全設備			MS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第六条	地震による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第七条	津波による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		洪水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		降水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		風(台風)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		竜巻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		凍結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		積雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		落雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		地滑り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		火山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		生物学的事象	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		森林火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		組合せ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		飛来物(航空機落下)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ダム崩壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
貯槽の決壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
近隣工場等の火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
有毒ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
船舶の衝突	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
電磁波障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第十条	閉じ込めの機能	第一号											
		第二号											
		第三号											
		第四号イ		△									
		第四号ロ											
		第四号ハ											
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第4項											
		第5項											
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号イ	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号ロ	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号ハ	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第1項第二号ニ	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第十四条	搬送設備	第1項											
		第2項											
第十五条	計測制御系統施設	第1項											
		第2項											
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項第二号	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
第十九条	放射線汚染による汚染の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項											
第二十条	遮蔽	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項											
		第一号											
		第二号											
第二十一条	換気設備	第三号											
		第四号		△									
第二十二条	予備電源	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	●	○	○	○	○	○	○	○	○			

● : 新規制基準追加要求事項該当項・号

○ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。

△ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

◇ : 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎ : 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

* : 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	へ 放射線管理施設の設備			ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備				
			I. 管理機械棟*							
			放射線管理施設*			その他廃棄物管理設備の附属施設*				
			機器・設備							
屋内管理用の主要な設備*			屋外管理用の主要な設備*		気体廃棄物の廃棄施設*			固体廃棄物の廃棄施設*		
放射線監視設備(屋内)*		個人管理用設備*	放射線監視設備(屋外)*		管理区域系排気設備*		管理機械棟排気設備*			
作業環境モニタリング設備*			周辺環境モニタリング設備*		ダクト(排気口)*					
9	10	11	12	13	14	15				
ローカルサンプリング装置*	個人線量計*	排気モニタリング設備*	排気浄化装置	排風機	ダクト(排気口)*	管理機械棟保管廃棄設備				
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤: 新規基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	有	
新規基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	無	
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設 (PS, MS) 安全設備			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	
第一条	定義									
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条	核燃料物質の臨界防止									
第五条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤									
第六条	地震による損傷の防止	第1項 第2項 第3項								
第七条	津波による損傷の防止									
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水							
			降水							
			風(台風)							
			竜巻							
			凍結							
			積雪							
			落雷							
			地滑り							
			火山							
			生物学的事象							
			森林火災							
			組合せ							
		第2項	飛来物(航空機落下)							
			ダム崩壊							
	貯槽の決壊									
	近隣工場等の火災									
	有毒ガス									
	船舶の衝突									
	電磁波障害									
第九条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止									
第十条	閉じ込めの機能	第一号							△	
		第二号								
		第三号								
		第四号イ								
		第四号ロ								
		第四号ハ								
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項								
		第2項								
		第3項								
		第4項								
		第5項								
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	○	
		第2項								
		第3項								
第十三条	材料及び構造	第1項第一号								
		第1項第二号イ								
		第1項第二号ロ								
		第1項第二号ハ								
		第1項第二号ニ								
		第2項								
第十四条	搬送設備	第一号								
		第二号								
第十五条	計測制御系統施設	第1項								
		第2項								
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号								
		第1項第二号								
		第1項第三号				△				
		第1項第四号								
		第1項第五号								
		第2項				◎				
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項								
		第2項第一号								
		第2項第二号								
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号				△				
		第1項第二号				△	△	△		
		第1項第三号				△	△	△		
		第1項第四号				△				
		第1項第五号								
		第2項								
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止									
第二十条	遮蔽	第1項								
		第2項								
第二十一条	換気設備	第一号				△	△	△		
		第二号								
		第三号				△				
		第四号								
第二十二条	予備電源									
第二十三条	通信連絡設備等	第1項								
		第2項								
		第3項								
第二十四条	電磁的記録媒体による手続									

●: 新規基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ⊙: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項 項・号		新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備									
			r. 管理機械棟*									
			その他廃棄物管理設備の附属施設*									
			機器・設備									
			その他の主要な事項*									
			消防設備*				電気設備*		通信連絡設備*			
消火設備*	16	17	18	19	20	21	放送設備*		24	25	26	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
消火器*		自動火災報知設備*	屋外消火栓	安全避難通路	電気設備	可搬型発電機2*	構内一斉放送設備*	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備*	加入電話設備*	所内内線設備*	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤 ：新規制基準対応に伴う申請、 青 ：使用停止に伴う申請 緑 ：過去に新規制基準の認可を受けたもの	有	無	無	有	無	有	無	有	有	有	有	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの 新規一既存(設備)	17-1	R3.8.3 認可済		17-1		17-1	R2.3.27 認可済	17-1	17-1	17-1	17-1	
新規一既存(設備) 安全施設(PS,MS)	無 既存	済 既存	済 既存	無 既存	済 既存	無 既存	済 既存	無 既存	無 既存	無 既存	無 既存	
安全設備	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止											
第五条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●										
第六条	地震による損傷の防止	●										
	第1項											
	第2項											
	第3項											
第七条	津波による損傷の防止	●										
	第1項											
			洪水									
			降水									
			風(台風)									
			竜巻									
			凍結									
			積雪									
			落雷									
			地滑り									
			火山									
			生物学的事象									
			森林火災									
			組合せ									
	第2項		飛来物(航空機落下等)									
			ダム崩壊									
			貯槽の決壊									
			近隣工場等の火災	●								
			有毒ガス									
			船舶の衝突									
			電磁波障害									
第九条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●										
第十条	閉じ込めの機能											
	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号イ											
	第四号ロ											
	第四号ハ											
第十一条	火災等による損傷の防止	●	○	◎	◎							
	第1項											
	第2項		○	◎	◎							
	第3項											
	第4項											
	第5項											
第十二条	安全機能を有する施設	●	○	◎	◎	○	◇	○	◎	○	○	
	第1項											
	第2項											
	第3項						◇		◎	○	○	
第十三条	材料及び構造											
	第1項第一号											
	第1項第二号イ											
	第1項第二号ロ											
	第1項第二号ハ											
	第1項第二号ニ											
	第2項											
第十四条	搬送設備											
	第一号											
	第二号											
第十五条	計測制御系統施設											
	第1項											
	第2項											
第十六条	放射線管理施設											
	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
	第2項											
第十七条	受入施設又は管理施設											
	第1項											
	第2項第一号											
	第2項第二号											
	第2項第三号											
第十八条	処理施設及び廃棄施設											
	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
	第2項											
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●										
第二十条	遮蔽											
	第1項											
	第2項											
第二十一条	換気設備											
	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号											
第二十二条	予備電源											
第二十三条	通信連絡設備等											
	第1項											
	第2項											
	第3項											
第二十四条	電磁的記録媒体による手続											

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備		ニ 放射性廃棄物の受入れ施設の構造及び設備		ヘ 放射線管理施設の設備					
			s. 有機廃液一時格納庫*									
			放射線管理施設*		放射線管理施設*							
			機器・設備									
建家*		液体廃棄物の受入れ施設*		屋内管理用の主要な設備*			放射線監視設備(屋内)*		放射線監視設備(屋外)*			
		有機廃液一時格納庫*		出入管理関係設備*			作業環境モニタリング設備*		周辺環境モニタリング設備*			
1	2	3	4	5	6	7	8	9				
建家	管理区域境界のさく、扉、壁	格納室	保管容器	更衣設備	手洗い設備	サーベイメータ	ローカルサンプリング装置	排気モニタリング設備				
有(停止)	有(停止)	有(停止)	有(停止)	有(停止)	有(停止)	有(停止)	有(停止)	有(停止)	有(停止)	有(停止)		
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			18-1	18-1	18-1	18-1						
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済						
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存						
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3		
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止											
第五条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤											
第六条	地震による損傷の防止	第1項										
		第2項										
		第3項										
第七条	津波による損傷の防止											
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項										
		洪水										
		降水										
		風(台風)										
		竜巻										
		凍結										
		積雪										
		落雷										
		地滑り										
		火山										
		生物学的事象										
		森林火災										
		組合せ										
		第2項										
		飛来物(航空機落下等)										
ダム崩壊												
貯槽の決壊												
近隣工場等の火災												
有毒ガス												
船舶の衝突												
電磁波障害												
第九条	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止											
第十条	閉じ込めの機能	第一号										
		第二号										
		第三号										
		第四号イ										
		第四号ロ										
		第四号ハ										
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項										
		第2項										
		第3項										
		第4項										
		第5項										
第十二条	安全機能を有する施設	第1項										
		第2項										
		第3項										
第十三条	材料及び構造	第1項第一号										
		第1項第二号イ										
		第1項第二号ロ										
		第1項第二号ハ										
		第1項第二号ニ										
第十四条	搬送設備											
第十五条	計測制御系統施設	第一号										
		第二号										
第十六条	放射線管理施設	第1項										
		第2項										
		第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項第四号										
		第1項第五号										
		第2項										
		第1項										
		第2項第一号										
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第二号										
		第2項第三号										
		第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項第四号										
		第1項第五号										
		第1項第六号										
		第1項第七号										
		第2項										
第二十条	遮蔽	第1項										
		第2項										
第二十一条	換気設備	第一号										
		第二号										
		第三号										
		第四号										
第二十二条	予備電源											
第二十三条	通信連絡設備等	第1項										
		第2項										
		第3項										
第二十四条	電磁的記録媒体による手続											

■：新規制基準追加要求事項該当項・号
 一：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備								
				s. 有機廃液一時格納庫*								
				その他廃棄物管理設備の附属施設*								
				機器・設備				その他の主要な事項*				
				気体廃棄物の廃棄施設*		固体廃棄物の廃棄施設*	消防設備*					
				管理区域系排気設備*			有機廃液一時格納庫保 管廃棄設備	消火設備*	自動火災報 知設備	安全避難通 路	避雷設備	
				有機廃液一時格納庫排気設備*								
				10	11	12	13	14	15	16	17	18
				排気浄化装 置	排風機	原動機	ダクト(排 気口)	有機廃液一 時格納庫保 管廃棄設備	消火器	自動火災報 知設備	安全避難通 路	避雷設備
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの				有 (停止)	有 (停止)	有 (停止)	有 (停止)	無	無	有 (停止)	無	有 (停止)
新規制基準前に既に設工認申請済のもの				済	済	済	済	無	無	済	無	済
新規一既存(設備)				済	済	済	済	無	無	済	無	済
安全施設(PS,MS)				MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋 設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設 施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止		●									
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定 廃棄物管理施設の地盤		●									
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●									
		第2項	●									
		第3項	●									
第七条	津波による損傷の防止		●									
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●									
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定 廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の 防止		●									
第十条	閉じ込めの機能	第一号										
		第二号										
		第三号										
		第四号イ										
		第四号ロ										
		第四号ハ										
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●									
		第2項	●									
		第3項	●									
		第4項										
		第5項										
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●									
		第2項	●									
		第3項	●									
第十三条	材料及び構造	第1項第一号										
		第1項第二号イ	●									
		第1項第二号ロ	●									
		第1項第二号ハ	●									
		第1項第二号ニ	●									
第十四条	搬送設備	第一号										
		第二号										
第十五条	計測制御系統施設	第1項										
		第2項										
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
		第2項	●									
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●									
		第2項第一号	●									
		第2項第二号	●									
		第2項第三号	●									
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
第2項	●											
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止											
第二十条	遮蔽	第1項	●									
		第2項										
第二十一条	換気設備	第一号										
		第二号										
		第三号										
		第四号										
第二十二条	予備電源		●									
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●									
		第2項	●									
		第3項	●									
第二十四条	電磁的記録媒体による手続											

●：新規制基準追加要求事項該当項・号

—：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。

○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。

◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。

◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。

△：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。

*：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備				
			s. 有機廃液一時格納庫*				
			その他廃棄物管理設備の附属施設*				
			機器・設備				
			その他の主要な事項*				
			通信連絡設備*				
			放送設備*				
			19	20	21	22	
			電気設備	構内一斉放送設備	廃棄物管理施設内一斉放送設備	ページング設備	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			有 (停止)	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	無	無	
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備							
第一条	定義						
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設						
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持						
第四条	核燃料物質の臨界防止	●	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	●	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—
		降水		—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	
		竜巻		—	—	—	
		凍結		—	—	—	
		積雪		—	—	—	
		落雷		—	—	—	
		地滑り		—	—	—	
		火山		—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	
		森林火災		—	—	—	
		組合せ		—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下等)	—	—	—
		ダム崩壊		—	—	—	
貯槽の決壊	●	—	—	—			
近隣工場等の火災	—	—	—				
有毒ガス	—	—	—				
船舶の衝突	—	—	—				
電磁波障害	—	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—		
		第三号	—	—	—		
		第四号イ	—	—	—		
		第四号ロ	—	—	—		
		第四号ハ	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
		第4項	—	—	—	—	
		第5項	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第1項	—	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	
		第1項第二号	—	—	—	—	
		第1項第三号	—	—	—	—	
		第1項第四号	—	—	—	—	
		第1項第五号	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	●	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	
		第2項	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	
		第四号	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源	●	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続						

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新 規 制 基 準 追 加 要 求 事 項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備										
			i. 固体廃棄物減容処理施設*										
			機器・設備										
			建家*										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
建物*	搬出入室	前処理セル(開缶エリア)	前処理セル(分別エリア)	焼却溶融セル	保守ホール(ホール出入口含む)	外部に面する壁(1階)及び床スラブ	外部に面する建具(1階)	管理区域境界の扉及び壁*	堰	洗浄水処理室、排ガス処理室、廃樹脂乾燥室			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	無	済	済	済	済	済	済	済	
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)			MS-3							MS-3	MS-3		
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第七条	津波による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		降水		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		風(台風)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		竜巻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		凍結		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		積雪		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		落雷		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		地滑り		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		火山		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		生物学的事象		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		森林火災		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		組合せ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		飛来物(航空機落下)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ダム崩壊		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
貯槽の決壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
近隣工場等の火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
有毒ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
船舶の衝突	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
電磁波障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号イ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ロ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ハ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第4項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第5項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号イ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ロ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ハ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ニ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十四条	搬送設備												
第十五条	計測制御系統施設												
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項第二号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項第三号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第二十条	遮蔽	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十一条	換気設備	第一号											
		第二号											
		第三号											
		第四号											
第二十二条	予備電源		●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続												

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			廃棄物管理設備本体の処理施設*									
			機器・設備									
ステンレスライニング*					遮蔽窓*							
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
ステンレスライニング	ステンレスライニング	ステンレスライニング	ステンレスライニング	ステンレスライニング	遮蔽窓-1	遮蔽窓-1	遮蔽窓-1	遮蔽窓-1	遮蔽窓-2			
搬出入室	前処理セル(開缶エリア)	前処理セル(分別エリア)	焼却溶融セル	保守ホール(ホール出入口含む)	搬出入室	前処理セル(開缶エリア)	前処理セル(分別エリア)	焼却溶融セル	保守ホール			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	
新規一既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS,MS)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全設備			PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	—	—	—	—	
		組合せ		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		●	飛来物(航空機落下)	—	—	—	—	—	—	—
		ダム崩壊			—	—	—	—	—	—	—	
貯槽の決壊	—	—	—		—	—	—	—				
近隣工場等の火災	—	—	—		—	—	—	—				
				有毒ガス	—	—	—	—	—			
				船舶の衝突	—	—	—	—	—			
				電磁波障害	—	—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—	—	—		
		第三号		—	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第四号イ		—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—	—		
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	—		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	◎	◎	◎		
		第4項	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第5項	●	—	—	—	—	—	—	—		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第1項		—	—	—	—	—	—	—		
		第2項		—	—	—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	第一号	—	—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—	—			
		第三号		—	—	—	—	—	—			
		第四号		—	—	—	—	—	—			
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—		
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	◎	◎	◎		
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—	—	—		
		第三号		—	—	—	—	—	—	—		
		第四号		—	—	—	—	—	—	—		
第二十二條	予備電源		●	—	—	—	—	—	—			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—			

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ○: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 △: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつかないものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号		ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備										
				i. 固体廃棄物減容処理施設*										
				廃棄物管理設備本体の処理施設*										
				機器・設備										
				固体廃棄物の処理施設*										
		新規基準追加要求事項		減容処理設備*										
				天井ポート*										
				31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
				焼却溶融セル搬出ポート*	搬出ポート*	天井ハッチ	ハッチ*	天井ハッチ	マニプレータ用プラグ	マニプレータ*	マニプレータ*	マニプレータ*	マニプレータ*	
				焼却溶融セル	保守ホール	搬出入室	保守ホール	廃樹脂乾燥室	焼却溶融セル	搬出入室	前処理セル(開缶エリア)	前処理セル(分別エリア)	焼却溶融セル	
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」)				無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
赤: 新規基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規基準の認可を受けたもの				R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	
新規基準前に既に設工認申請済のもの				済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	
新規-既存(設備)				既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)				PS-3	PS-3	PS-3	MS-3		MS-3	MS-3				
安全設備														
第一条	定義													
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設													
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持													
第四条	核燃料物質の臨界防止													
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤													
第六条	地震による損傷の防止	第1項			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第3項			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第七条	津波による損傷の防止													
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水											
			降水											
			風(台風)											
			竜巻											
			凍結											
			積雪											
			落雷											
			地滑り											
			火山											
			生物学的事象											
			森林火災											
			組合せ											
			飛来物(航空機落下)											
			ダム崩壊											
			貯槽の決壊											
	近隣工場等の火災													
	有毒ガス													
	船舶の衝突													
	電磁波障害													
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止													
第十条	閉じ込めの機能	第一号												
		第二号												
		第三号		◎	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	
		第四号イ												
		第四号ロ												
		第四号ハ												
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項												
		第2項												
		第3項		◎	◎					◎	◎	◎	◎	
		第4項												
		第5項												
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		第3項												
第十三条	材料及び構造	第1項第一号												
		第1項第二号イ												
		第1項第二号ロ												
		第1項第二号ハ												
		第1項第二号ニ												
第十四条	搬送設備	第一号												
		第二号												
第十五条	計測制御系統施設	第1項												
		第2項												
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号												
		第1項第二号												
		第1項第三号												
		第1項第四号												
		第1項第五号												
		第2項												
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項												
		第2項第一号		◎	◎									
		第2項第二号		◎	◎									
		第2項第三号		◎	◎									
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号												
		第1項第二号												
		第1項第三号												
		第1項第四号												
		第1項第五号												
		第2項												
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止													
第二十条	遮蔽	第1項												
		第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十一条	換気設備	第一号												
		第二号												
		第三号												
		第四号												
第二十二条	予備電源													
第二十三条	通信連絡設備等	第1項												
		第2項												
		第3項												
第二十四条	電磁的記録媒体による手続													

◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備でない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			廃棄物管理設備本体の処理施設*									
			機器・設備									
固体廃棄物の処理施設*												
減容処理設備*												
			クレーン*					コンベア*				
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50			
マニプレータ*	パワーマニプレータ付クレーン*	パワーマニプレータ付クレーン*	搬出入室のクレーン	前処理セル(開缶エリア)のクレーン	保守ホールのクレーン	サービスエリアクレーン*	廃棄物搬出入ビット	エアライズスーツ設備*	焼却溶解セルコンベア4			
保守ホール	前処理セル(分別エリア)	焼却溶解セル	搬出入室	前処理セル(開缶エリア)	保守ホール	サービスエリア	搬出入室	ホール準備室	焼却溶解セル			
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」)			無	無	無	無	無	無	無	無	無	
赤: 新規基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規基準の認可を受けたもの			R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	
新規基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済	済	済	
新規-既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全施設(PS,MS)				MS-3		MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	PS-3	PS-3	
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止											
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤											
第六条	地震による損傷の防止	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項		◎								
		第3項										
第七条	津波による損傷の防止											
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水									
			降水									
			風(台風)									
			竜巻									
			凍結									
			積雪									
			落雷									
			地滑り									
			火山									
			生物学的事象									
			森林火災									
			組合せ									
			第2項	飛来物(航空機落下)								
				ダム崩壊								
	貯槽の決壊											
	近隣工場等の火災											
	有毒ガス											
	船舶の衝突											
	電磁波障害											
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止											
第十条	閉じ込めの機能	第一号										
		第二号										
		第三号		◎							◎	
		第四号イ										
		第四号ロ										
		第四号ハ										
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項										
		第2項										
		第3項		◎							◎	
		第4項										
		第5項										
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第3項										
第十三条	材料及び構造	第1項第一号										
		第1項第二号イ										
		第1項第二号ロ										
		第1項第二号ハ										
		第1項第二号ニ										
第十四条	搬送設備	第一号		(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)		(◎)	
		第二号		(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	
第十五条	計測制御系統施設	第1項										
		第2項										
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項										
		第一号		●								
		第二号		●								
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項								◎	◎	
		第一号										
第二十条	遮蔽	第1項										
		第2項		◎							◎	
第二十一条	換気設備	第一号										
		第二号										
		第三号										
		第四号										
第二十二条	予備電源											
第二十三条	通信連絡設備等	第1項										
		第2項										
		第3項										
第二十四条	電磁的記録媒体による手続											

●: 新規基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 (○): 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
				i. 固体廃棄物減容処理施設*									
				廃棄物管理設備本体の処理施設*									
				機器・設備									
				固体廃棄物の処理施設*									
コンベア*					焼却溶融炉*			排ガス処理装置*		セル内*			
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60				
焼却溶融セルコンベア5	焼却溶融セルコンベア6	焼却溶融セルコンベア7	焼却溶融炉本体	焼却溶融炉接続筒	投入容器投入装置	投入容器昇降機	2次燃焼器*	排ガス冷却器*	セラミックフィルタ*				
焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル			
無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無			
R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済			
済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済			
既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存			
安全施設 (PS, MS)													
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止												
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
第六条	地震による損傷の防止	第1項 ◎	第2項 ◎	第3項 ◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第七条	津波による損傷の防止	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	●									
		第1項	降水										
		第1項	風(台風)										
		第1項	竜巻										
		第1項	凍結										
		第1項	積雪										
		第1項	落雷										
		第1項	地滑り										
		第1項	火山										
		第1項	生物学的事象										
		第1項	森林火災										
		第1項	組合せ										
		第2項	外部からの衝撃による損傷の防止	飛来物(航空機落下)	●								
ダム崩壊													
貯槽の決壊													
近隣工場等の火災													
有毒ガス													
船舶の衝突													
電磁波障害													
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●											
第十条	閉じ込めの機能	第一号											
		第二号											
		第三号				◎	◎	◎	◎	◎			
		第四号イ											
		第四号ロ											
		第四号ハ											
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●										
		第2項	●										
		第3項	●			◎	◎	◎	◎	◎			
		第4項											
		第5項											
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		第2項	●										
		第3項	●										
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●										
		第1項第二号イ	●										
		第1項第二号ロ	●										
		第1項第二号ハ	●										
		第1項第二号ニ	●										
第十四条	搬送設備	第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第十五条	計測制御系統施設	第1項											
		第2項											
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●										
		第一号	●										
		第二号	●										
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項	●			◎	◎	◎	◎	◎			
		第1項	●										
第二十条	遮蔽	第1項											
		第2項											
		第一号											
		第二号											
第二十一条	換気設備	第三号											
		第四号											
		第一号											
		第二号											
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●										
		第2項	●										
第二十四条	電磁的記録媒体による手続	第3項	●										
		第1項	●										

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			廃棄物管理設備本体の処理施設*									
			機器・設備									
固体廃棄物の処理施設*												
減容処理設備*												
排ガス処理装置*												
セル内*					セル外*							
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70			
セル内フィルタ*	排ガス吸着塔*	排ガス洗浄塔*	排ガス凝縮器*	ミストセパレーター*	排ガス加熱器*	ルテニウム吸着塔*	排ガスプロア*	排ガス補助プロアA、B*	排ガスフィルタ*			
焼却溶解セル	排ガス処理室	排ガス処理室	排ガス処理室	排ガス処理室	排ガス処理室	排ガス処理室	排気機械室	排気機械室	洗浄水処理室			
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請（使用停止は（停止）、「第〇編 第一章」→「〇-」） 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの												
新規基準前に既に設工認申請済のもの												
新規-既存（設備）												
安全施設（PS, MS）												
安全設備												
第一条 定義												
第二条 特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条 廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条 核燃料物質の臨界防止												
第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤												
第六条 地震による損傷の防止	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	第3項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第七条 津波による損傷の防止												
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項											
	洪水											
	降水											
	風（台風）											
	竜巻											
	凍結											
	積雪											
	落雷											
	地滑り											
	火山											
	生物学的事実											
	森林火災											
	組合せ											
	第2項											
	飛来物（航空機落下）											
	ダム崩壊											
	貯槽の決壊											
	近隣工場等の火災											
	有毒ガス											
	船舶の衝突											
	電磁波障害											
第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止												
第十条 閉じ込めの機能	第一号											
	第二号											
	第三号		◎									
	第四号イ											
	第四号ロ				◎	◎						
	第四号ハ											
第十一条 火災等による損傷の防止	第1項											
	第2項											
	第3項		◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	第4項											
	第5項											
第十二条 安全機能を有する施設	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	第3項											
第十三条 材料及び構造	第1項第一号			◎	◎	◎		◎	◎	◎		
	第1項第二号イ		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		
	第1項第二号ロ		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		
	第1項第二号ハ		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		
	第1項第二号ニ		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		
	第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		
第十四条 搬送設備	第一号											
	第二号											
第十五条 計測制御系統施設	第1項											
	第2項											
第十六条 放射線管理施設	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
	第2項											
第十七条 受入施設又は管理施設	第1項											
	第2項第一号		◎									
	第2項第二号		◎									
	第2項第三号		◎									
第十八条 処理施設及び廃棄施設	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
	第2項		◎	◎	◎			◎	◎	◎		
第十九条 放射性廃棄物による汚染の防止												
第二十条 遮蔽	第1項											
	第2項											
第二十一条 換気設備	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号											
第二十二条 予備電源												
第二十三条 通信連絡設備等	第1項											
	第2項											
	第3項											
第二十四条 電磁的記録媒体による手続												

◎：新規基準追加要求事項該当項・号
 -：当該条項の要求事項に適合すべき設備でない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			廃棄物管理設備本体の処理施設* 機器・設備 固体廃棄物の処理施設* 減容処理設備* 排ガス処理装置* セル外*									
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80			
			循環水タンクA、B*	循環水循環ポンプA、B*	循環水移送ポンプ*	排ガス洗浄水冷却器*	凝縮水タンク*	凝縮水移送ポンプ*	噴霧水タンク*	噴霧水ポンプA、B*	溶融固化体移送台車*	焼却溶融炉冷却水タンク*
			洗浄水処理室	洗浄水処理室	洗浄水処理室	洗浄水処理室	洗浄水処理室	洗浄水処理室	洗浄水処理室	洗浄水処理室	焼却溶融セル	サンプリング室
			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
			R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済
			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
			PS-3									
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止											
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤											
第六条	地震による損傷の防止											
第七条	津波による損傷の防止											
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止											
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止											
第十条	閉じ込めの機能											
第十一条	火災等による損傷の防止											
第十二条	安全機能を有する施設											
第十三条	材料及び構造											
第十四条	搬送設備											
第十五条	計測制御系統施設											
第十六条	放射線管理施設											
第十七条	受入施設又は管理施設											
第十八条	処理施設及び廃棄施設											
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止											
第二十条	遮蔽											
第二十一条	換気設備											
第二十二条	予備電源											
第二十三条	通信連絡設備等											
第二十四条	電磁的記録媒体による手続											

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ⊙：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
				i. 固体廃棄物減容処理施設*									
				廃棄物管理設備本体の処理施設*									
				機器・設備									
				固体廃棄物の処理施設*									
				減容処理設備*									
													架台
				81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
				焼却溶融炉冷却水冷却器*	焼却溶融炉冷却水循環ポンプA、B*	焼却灰回収装置	固化体収納装置	廃棄物一時収納箱	搬出ステージ	圧縮空気貯留タンク	高周波電源ケーブル用プラグ	排ガス配管用プラグ	セル内架台
				サンプリング室	サンプリング室	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	排ガス処理室	サンプリング室	洗浄水処理室	焼却溶融セル
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの				無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの				R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済
新規一既存(設備)				済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全施設(PS,MS)													
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		竜巻		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		凍結		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		積雪		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		落雷		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地滑り		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		火山		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		森林火災		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		組合せ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項		飛来物(航空機落下)	●	—	—	—	—	—	—	—	—
	ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		◎	◎	—	—	—	—	◎	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	◎	◎	
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号イ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第4項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備	第一号		—	—	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
		第二号		—	—	◎	◎	◎	◎	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第1項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	◎	◎	◎	—	—	◎	—	—	◎	
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	—	—	◎	◎	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—	—		

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
				i. 固体廃棄物減容処理施設*									
				廃棄物管理設備本体の処理施設*									
				機器・設備									
				固体廃棄物の処理施設* 減容処理設備*									
		架台			サンプル収納ラック		コンベア*						
		91	92	93	94	95	96	97	98	99	100		
		セル外架台	焼却溶融炉高周波電源盤	焼却溶融炉高周波電源接触器盤	サンプル収納ラック1	サンプル収納ラック2	搬出入室コンベア1	搬出入室コンベア2	搬出入室コンベア3	搬出入室コンベア4	搬出入室コンベア5		
		排ガス処理室	サンプリング室	焼却溶融炉盤室	焼却溶融セル	焼却溶融セル	搬出入室	搬出入室	搬出入室	搬出入室	搬出入室		
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤: 新規基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規基準の認可を受けたもの				無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規基準前既に設工認申請済のもの				R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済
新規一既存(設備)				済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全施設(PS,MS)				既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全設備				MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第六条	地震による損傷の防止	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		第3項		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第七条	津波による損傷の防止		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			降水	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			風(台風)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			竜巻	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			凍結	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			積雪	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			落雷	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			地滑り	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			火山	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			生物学的事象	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			森林火災	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			組合せ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		第2項	飛来物(航空機落下)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			ダム崩壊	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			貯槽の決壊	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			近隣工場等の火災	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			有毒ガス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	船舶の衝突	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	電磁波障害	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第二号		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第三号		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第四号イ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第四号ロ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第四号ハ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第2項		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第3項		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第4項		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第5項		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第3項		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第二号イ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第二号ロ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第二号ハ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第1項第二号ニ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第十四条	搬送設備	第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十五条	計測制御系統施設	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第三号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第四号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第五号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項第三号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第三号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第四号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第五号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第二十条	遮蔽	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十一条	換気設備	第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第三号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第四号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十二条	予備電源		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第3項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			

●: 新規基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備										
			i. 固体廃棄物減容処理施設*										
			減容処理設備*										
			機器・設備										
			固体廃棄物の処理施設*										
			減容処理設備*										
			コンベア*										
			101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	
			開缶エアコンベア1	開缶エアコンベア2	分別エアコンベア1	分別エアコンベア2	分別エアコンベア3	分別エアコンベア4	分別エアコンベア5	分別エアコンベア6	分別エアコンベア7	分別エアコンベア8	
			前処理セル(開缶エリア)	前処理セル(開缶エリア)	前処理セル(分別エリア)	前処理セル(分別エリア)	前処理セル(分別エリア)	前処理セル(分別エリア)	前処理セル(分別エリア)	前処理セル(分別エリア)	前処理セル(分別エリア)	前処理セル(分別エリア)	
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規基準前既に設工認申請済のもの			R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	
新規一既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			洪水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			降水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			風(台風)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			竜巻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			凍結	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			積雪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			落雷	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			地滑り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			火山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			生物学的事象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			森林火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			組合せ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		飛来物(航空機落下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号イ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第4項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備	第一号		(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	
		第二号		(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	
第十五条	計測制御系統施設	第1項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—	—		

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備								
			i. 固体廃棄物減容処理施設*								
			廃棄物管理設備本体の処理施設*								
			機器・設備								
固体廃棄物の処理施設*											
減容処理設備*											
コンベア*			レーザ切断装置*						インセルフィルタ		
111	112	113	114	115	116	117	118	119	120		
焼却溶融セルコンベア1	焼却溶融セルコンベア2	焼却溶融セルコンベア3	切断フード*	除塵器*	フィルタ*	排風機*	破砕機*	投入容器出入装置*	開缶エリアインセルフィルタ		
焼却溶融セル	焼却溶融セル	焼却溶融セル	前処理セル(別エリア)	前処理セル(別エリア)	前処理セル(別エリア)	前処理セル(別エリア)	前処理セル(別エリア)	焼却溶融セル	前処理セル(別エリア)		
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤: 新規基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	
新規基準前に既に設工認申請済のもの			R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	
新規-既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS, MS)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全設備			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
第一条	定義										
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設										
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持										
第四条	核燃料物質の臨界防止										
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤										
第六条	地震による損傷の防止	第1項									
		第2項									
		第3項									
第七条	津波による損傷の防止										
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項									
		洪水									
		降水									
		風(台風)									
		竜巻									
		凍結									
		積雪									
		落雷									
		地滑り									
		火山									
		生物学的事象									
		森林火災									
		組合せ									
		第2項									
		飛来物(航空機落下)									
		ダム崩壊									
		貯槽の決壊									
		近隣工場等の火災									
		有毒ガス									
		船舶の衝突									
		電磁波障害									
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止										
第十条	閉じ込めの機能	第一号									
		第二号									
		第三号									
		第四号イ									
		第四号ロ									
		第四号ハ									
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項									
		第2項									
		第3項									
		第4項									
		第5項									
第十二条	安全機能を有する施設	第1項									
		第2項									
		第3項									
第十三条	材料及び構造	第1項第一号									
		第1項第二号イ									
		第1項第二号ロ									
		第1項第二号ハ									
		第1項第二号ニ									
		第2項									
第十四条	搬送設備	第一号									
		第二号									
第十五条	計測制御系統施設	第1項									
		第2項									
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号									
		第1項第二号									
		第1項第三号									
		第1項第四号									
		第1項第五号									
		第2項									
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項									
		第2項第一号									
		第2項第二号									
		第2項第三号									
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号									
		第1項第二号									
		第1項第三号									
		第1項第四号									
		第1項第五号									
		第2項									
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止										
第二十条	遮蔽	第1項									
		第2項									
第二十一条	換気設備	第一号									
		第二号									
		第三号									
		第四号									
第二十二条	予備電源										
第二十三条	通信連絡設備等	第1項									
		第2項									
		第3項									
第二十四条	電磁的記録媒体による手続										

● : 新規基準追加要求事項該当項・号
 ○ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◊ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ⊙ : 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 * : 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			廃棄物管理設備本体の処理施設*									
			機器・設備									
固体廃棄物の処理施設*												
減容処理設備*												
			インセルフィルタ			ターンテーブル			DOPサンプリングフード			
			121	122	123	124	125	126	127	128	129	130
			分別エア インセル フィルタ*	焼却溶融 セルイン セルフィル タ*	保守ホー ルインセル フィルタ*	搬出入室 ターン テーブル	開缶エア ターン テーブル	分別エア ターン テーブル	保守ホー ルターン テーブル	開缶装置	DOPサンブ リングフ ードA	DOPサンブ リングフ ードB
			前処理セル (分別 エリア)	焼却溶融 セル	保守ホー ル	搬出入室	前処理セル (開缶 エリア)	前処理セル (分別 エリア)	保守ホー ル	前処理セル (開缶 エリア)	補修室(2)	洗浄水処 理室
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規基準前に既に設工認申請済のもの			R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済
新規一既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全施設(PS,MS)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止											
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤											
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第七条	津波による損傷の防止		●									
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●									
		洪水										
		降水										
		風(台風)										
		竜巻										
		凍結										
		積雪										
		落雷	●									
		地滑り										
		火山										
		生物学的事象										
		森林火災										
		組合せ										
第2項	●											
飛来物(航空機落下)												
ダム崩壊												
貯槽の決壊												
近隣工場等の火災												
有毒ガス												
船舶の衝突												
電磁波障害												
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●									
第十条	閉じ込めの機能	第一号									◎	◎
		第二号									◎	◎
		第三号									◎	◎
		第四号イ										
		第四号ロ										
		第四号ハ										
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●									
		第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第4項	●									
		第5項	●									
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項	●									
		第3項	●									
第十三条	材料及び構造	第1項第一号										
		第1項第二号イ	●									
		第1項第二号ロ	●									
		第1項第二号ハ	●									
		第1項第二号ニ	●									
第十四条	搬送設備	第一号				◎	◎	◎	◎			
		第二号				◎	◎	◎	◎			
第十五条	計測制御系統施設	第1項										
		第2項										
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●									
		第一号	●									
		第二号	●									
		第三号	●									
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項	●							◎		
		第1項	●									
第二十条	遮蔽	第1項	●									
		第2項	●									
		第一号										
		第二号										
第二十一条	換気設備	第一号										
		第二号										
		第三号										
		第四号										
第二十二条	予備電源		●									
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●									
		第2項	●									
		第3項	●									
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●									

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ○◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			廃棄物管理設備本体の処理施設*									
			機器・設備									
			固体廃棄物の処理施設*									
			減容処理設備*									
		DOPサンプリング	線量測定器		廃樹脂乾燥装置							
		131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	
		DOPサンプリングフードC	汚染測定器	分別エリア線量測定器	焼却溶融セル線量測定装置	ホッパー*	廃樹脂流動乾燥機*	廃樹脂流動乾燥機(貯留ポット)	廃樹脂流動乾燥機(フィルタ2)	廃樹脂流動乾燥機(ヒータ)	廃樹脂乾燥プロア*	
		排気機械室	前処理セル(開缶エリア)	前処理セル(分別エリア)	焼却溶融セル	焼却溶融セル	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	
新規-既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS,MS)			既存	既存	既存	既存	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		竜巻		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		凍結		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		積雪		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		落雷		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地滑り		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		火山		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		森林火災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		組合せ		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項		飛来物(航空機落下)	—	—	—	—	—	—	—	—
ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		◎	—	—	—	—	◎	—	—	
		第二号		◎	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号		◎	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号イ		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ		—	—	—	—	—	◎	◎	—	—
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第4項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第5項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	◎	◎	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十四条	搬送設備		—	—	—	—	◎	◎	—	—		
第十五条	計測制御系統施設	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項		—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	(◎)	
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—		

● : 新規制基準追加要求事項該当項・号
 — : 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎ : 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◐ : 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △ : 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 * : 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			廃棄物管理設備本体の処理施設*								架台	
			機器・設備									
			固体廃棄物の処理施設*									
			減容処理設備*									
			廃樹脂乾燥装置								架台	
			141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
			廃樹脂乾燥空気フィルタ*	廃樹脂乾燥空気凝縮器*	廃樹脂乾燥空気デミスタ*	廃樹脂乾燥機分離水ポンプ*	廃樹脂循環水ポンプ*	廃樹脂循環水貯槽*	廃樹脂移送ポンプ*	廃樹脂乾燥機分離水フィルタ*	架台(1)	架台(2)
			廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室	廃樹脂乾燥室
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済
新規-既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全施設(PS,MS)			PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3	PS-3
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		竜巻		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		凍結		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		積雪		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		落雷		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地滑り		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		火山		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		森林火災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		組合せ		—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項		飛来物(航空機落下)	●	—	—	—	—	—	—	—
	ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ	—	—	—	—	—	◎	◎	—	—	
		第四号ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第4項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	◎	◎	◎	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備		—	—	—	—	—	◎	◎	◎		
第十五条	計測制御系統施設	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項五号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—	—	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第一項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—		

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備でない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
				i. 固体廃棄物減容処理施設*									
				廃棄物管理設備本体の処理施設*									
				機器・設備									
				固体廃棄物の処理施設*									
減容処理設備*													
電気計装用プラグ													
		試料調整用フード											
151	152	153	154	155	156	157	158	159	160				
補修用グローブボックス*	試料採取用グローブボックス*	容器搬出ボックス(エアロック付き)*	試料調整用フード A、B、C*	サンプル移送管用プラグ	電気計装用プラグ-1	電気計装用プラグ-2	電気計装用プラグ-2	電気計装用プラグ-3	電気計装用プラグ-3	電気計装用プラグ-3			
補修室(2)	サンプリング室	補修室(2)	サンプル調整室	サンプリング室	搬出入室	前処理セル(開缶エリア)	焼却溶融セル	焼却溶融セル	前処理セル(分別エリア)				
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの				無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規基準前既に設工認申請済のもの				R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済
新規-既存(設備)				済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全施設(PS, MS)				既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全設備				PS-3	PS-3		PS-3						
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		組合せ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				ダム崩壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	有毒ガス	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	船舶の衝突	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第三号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第四号イ		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第四号ロ		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第四号ハ		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第4項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第5項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第二号イ	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第二号ロ	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第二号ハ	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第二号ニ	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十四条	搬送設備	第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十五条	計測制御系統施設	第1項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第三号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第四号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第五号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項第一号	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項第二号	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項第三号	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第三号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第四号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第五号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十条	遮蔽	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十一条	換気設備	第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第二号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第三号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第四号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十二条	予備電源		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備でない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			廃棄物管理設備本体の処理施設*									
			機器・設備									
固体廃棄物の処理施設*												
減容処理設備*												
電気計装用プラグ												
161	162	163	164	165	166	167	168	169	170			
電気計装用プラグ-4	電気計装用プラグ-5	電気計装用プラグ-6	電気計装用プラグ-6	電気計装用プラグ-6	電気計装用プラグ-6	電気計装用プラグ-7	電気計装用プラグ-8	電気計装用プラグ-9	配管類(埋設部)			
保守ホール	搬出入室	搬出入室	前処理セル(開缶エリア)	前処理セル(分別エリア)	焼却熔融セル	保守ホール	前処理セル(分別エリア)	焼却熔融セル	各部屋			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの												
新規制基準前に既に設工認申請済のもの												
新規-既存(設備)												
安全施設(PS, MS)												
安全設備												
第一条 定義												
第二条 特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条 廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条 核燃料物質の臨界防止												
第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤												
第六条 地震による損傷の防止	第1項		●	○	○	○	○	○	○	○		
	第2項		●	○	○	○	○	○	○	○		
	第3項		●	○	○	○	○	○	○	○		
第七条 津波による損傷の防止			●	○	○	○	○	○	○	○		
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項		●	○	○	○	○	○	○	○		
	洪水			○	○	○	○	○	○	○		
	降水			○	○	○	○	○	○	○		
	風(台風)			○	○	○	○	○	○	○		
	竜巻			○	○	○	○	○	○	○		
	凍結			○	○	○	○	○	○	○		
	積雪			○	○	○	○	○	○	○		
	落雷			○	○	○	○	○	○	○		
	地滑り			○	○	○	○	○	○	○		
	火山			○	○	○	○	○	○	○		
	生物学的事象			○	○	○	○	○	○	○		
	森林火災			○	○	○	○	○	○	○		
	組合せ			○	○	○	○	○	○	○		
	第2項		●	○	○	○	○	○	○	○		
	飛来物(航空機落下)			○	○	○	○	○	○	○		
	ダム崩壊			○	○	○	○	○	○	○		
	貯槽の決壊			○	○	○	○	○	○	○		
	近隣工場等の火災			○	○	○	○	○	○	○		
	有毒ガス			○	○	○	○	○	○	○		
	船舶の衝突			○	○	○	○	○	○	○		
	電磁波障害			○	○	○	○	○	○	○		
第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止			●	○	○	○	○	○	○	○		
第十条 閉じ込めの機能	第一号											
	第二号											
	第三号			○	○	○	○	○	○	○		
	第四号イ											
	第四号ロ											
	第四号ハ											
第十一条 火災等による損傷の防止	第1項		●	○	○	○	○	○	○	○		
	第2項		●	○	○	○	○	○	○	○		
	第3項		●	○	○	○	○	○	○	○		
	第4項											
	第5項											
第十二条 安全機能を有する施設	第1項		●	○	○	○	○	○	○	○		
	第2項		●	○	○	○	○	○	○	○		
	第3項		●	○	○	○	○	○	○	○		
第十三条 材料及び構造	第1項第一号									○		
	第1項第二号イ		●									
	第1項第二号ロ		●									
	第1項第二号ハ		●									
	第1項第二号ニ		●									
	第2項									○		
第十四条 搬送設備	第一号											
	第二号											
第十五条 計測制御系統施設	第1項											
	第2項											
第十六条 放射線管理施設	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
	第2項		●									
第十七条 受入施設又は管理施設	第1項											
	第2項第一号		●									
	第2項第二号		●									
	第2項第三号		●									
第十八条 処理施設及び廃棄施設	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
	第2項		●									
第十九条 放射性廃棄物による汚染の防止												
第二十条 遮蔽	第1項		●									
	第2項		○	○	○	○	○	○	○	○		
第二十一条 換気設備	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号											
第二十二条 予備電源			●									
第二十三条 通信連絡設備等	第1項		●									
	第2項		●									
	第3項		●									
第二十四条 電磁的記録媒体による手続												

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備でない、又は施設に設備が無い場合、適合性を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備									
				i. 固体廃棄物減容処理施設*									
				廃棄物管理設備本体の処理施設*									
				機器・設備									
				固体廃棄物の処理施設*									
				減容処理設備*									
				171	172	173	174	175	176	177	178	179	180
				焼却溶融設備の配管類	焼却溶融設備の配管類	固体系処理設備の配管類	固体系処理設備の配管類	廃樹脂乾燥設備の配管類	廃樹脂乾燥設備の配管類	分析設備の配管類	電線管	線量インテーク*	機械的ロック機構*
				セル外の各部屋	各セル内	セル外の各部屋	各セル内	セル外の各部屋	焼却溶融セル内	セル外の各部屋	セル外の各部屋	搬入室、前処理セル(開缶エリア)、焼却溶融セル、保守ホール	搬入室、焼却溶融セル
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの				無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの				R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済
新規-既存(設備)				済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全施設(PS,MS)				済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第七条	津波による損傷の防止		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		降水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		風(台風)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		竜巻		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		凍結		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		積雪		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		落雷		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		地滑り		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		火山		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		生物学的事象		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		森林火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		組合せ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項		●	飛来物(航空機落下)	-	-	-	-	-	-	-	-
		ダム崩壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		貯槽の決壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		近隣工場等の火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		有毒ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		船舶の衝突	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		電磁波障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-
		第二号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第三号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第四号イ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第四号ロ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第四号ハ		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第4項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第5項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		◎	◎	-	-	◎	-	◎	-	-	
		第1項第二号イ	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ロ	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ハ	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ニ	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第2項		◎	◎	-	-	◎	-	◎	-	-	-		
第十四条	搬送設備												
第十五条	計測制御系統施設												
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第1項第二号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第1項第三号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第1項第四号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第1項第五号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第2項第一号	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項第二号	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項第三号	●	-	-	-	-	-	-	-	-		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第1項第二号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第1項第三号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第1項第四号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第1項第五号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十条	遮蔽		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十一条	換気設備	第1項		-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎
		第二号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第三号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		第四号		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第二十二條	予備電源		●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十三條	通信連絡設備等	第1項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十四條	電磁的記録媒体による手続												

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 -：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ○：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

			ホ 計測制御系統施設の設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			主要な工程計装設備*									
			機器・設備									
			計測制御設備*									
			温度に関する計測制御設備*					圧力に関する計測制御設備*				
		項・号	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190
特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項									
			181	182	183	184	185	186	187	188	189	190
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの 新規-既存(設備)			R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済
安全施設(PS,MS)			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全設備			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
MS-3			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止											
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第七条	津波による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		洪水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		降水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		風(台風)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		竜巻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		凍結	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		積雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		落雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地滑り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		火山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		生物学的事象	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		森林火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		組合せ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		飛来物(航空機落下)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ダム崩壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		貯槽の決壊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		近隣工場等の火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		有毒ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		船舶の衝突	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		電磁波障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十条	閉じ込めの機能	第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第四号イ		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第四号ロ		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第四号ハ		○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第4項		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第5項		○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号イ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号ロ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号ハ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号ニ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項		○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十四条	搬送設備	第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十五条	計測制御系統施設	第1項		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項		○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第四号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項第一号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項第二号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項第三号	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第四号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二十条	遮蔽	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二十一条	換気設備	第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第四号		○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二十二条	予備電源		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつかないものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規基準追加要求事項	ホ 計測制御系統施設の設備								
				i. 固体廃棄物減容処理施設*								
				主要な工程計装設備*								
				機器・設備 計測制御設備*						液位等に関する計測設備*		
圧力に関する計測制御設備*						液位等に関する計測設備*						
191	192	193	194	195	196	197	198	199				
保守ホールの負圧*	焼却溶融炉内の負圧*	焼却溶融炉圧力逃がし機構	負圧監視盤(1)	負圧監視盤(2)	配管	洗浄塔廃液タンクA、B、液体廃棄物Aタンク、廃液受入タンク	洗浄塔廃液タンクA、B、液体廃棄物Aタンク、廃液受入タンク	廃液貯槽現場制御盤				
保守ホール	焼却溶融セル	焼却溶融セル	操作室	ホール操作室	セル外の各部屋	廃液処理室(1)、廃液処理室(2)	廃液処理室(1)、廃液処理室(2)	排気機械室				
無	無	無	無	無	無	無	無	無				
R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済				
新規基準前に既に設工認申請済のもの	新規-既存(設備)	安全施設(PS,MS)	安全設備									
MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3				
第一条 定義												
第二条 特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条 廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条 核燃料物質の臨界防止												
第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤												
第六条 地震による損傷の防止	第1項											
	第2項											
	第3項											
第七条 津波による損傷の防止												
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水										
		降水										
		風(台風)										
		竜巻										
		凍結										
		積雪										
		落雷										
		地滑り										
		火山										
		生物学的事象										
		森林火災										
		組合せ										
		第2項	飛来物(航空機落下)									
			ダム崩壊									
		貯槽の決壊										
		近隣工場等の火災										
		有毒ガス										
		船舶の衝突										
		電磁波障害										
第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止												
第十条 閉じ込めの機能	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号イ											
	第四号ロ											
	第四号ハ											
第十一条 火災等による損傷の防止	第1項											
	第2項											
	第3項											
	第4項											
	第5項											
第十二条 安全機能を有する施設	第1項											
	第2項											
	第3項											
第十三条 材料及び構造	第1項第一号											
	第1項第二号イ											
	第1項第二号ロ											
	第1項第二号ハ											
	第1項第二号ニ											
第十四条 搬送設備	第一号											
	第二号											
第十五条 計測制御系統施設	第1項											
	第2項											
第十六条 放射線管理施設	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
第十七条 受入施設又は管理施設	第2項											
	第一号											
	第二号											
第十八条 処理施設及び廃棄施設	第1項第一号											
	第1項第二号											
	第1項第三号											
	第1項第四号											
	第1項第五号											
第十九条 放射性廃棄物による汚染の防止	第2項											
第二十条 遮蔽	第1項											
	第2項											
第二十一条 換気設備	第一号											
	第二号											
	第三号											
	第四号											
第二十二条 予備電源												
第二十三条 通信連絡設備等	第1項											
	第2項											
	第3項											
第二十四条 電磁的記録媒体による手続												

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ⊙：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ホ 計測制御系統施設の設備				
				i. 固体廃棄物減容処理施設*				
				その他の主要な事項*				
				機器・設備				
		集中監視設備*						
		200	201	202	203	204		
		焼却溶融炉内の温度異常上昇*	焼却溶融炉内の負圧異常低下*	前処理セル、焼却溶融セル及び保守ホールの負圧異常低下*	固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の液位異常上昇及び漏えい*		警報連絡盤	
		焼却溶融セル	焼却溶融セル	運転監視室、エントランスホール、南門警備所	廃液処理室(1)、廃液処理室(2)		運転監視室	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	
新規一既存(設備)			済	済	済	済	済	
安全施設(PS,MS)			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備								
第一条	定義							
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設							
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持							
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	
		組合せ		—	—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下)	—	—	—	—
		ダム崩壊		—	—	—	—	
		貯槽の決壊		—	—	—	—	
		近隣工場等の火災		—	—	—	—	
		有毒ガス		—	—	—	—	
船舶の衝突	—	—	—	—				
電磁波障害	—	—	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	◎	
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	
		第四号イ		—	—	—	—	
		第四号ロ		—	—	—	—	
		第四号ハ		—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	
		第4項		—	—	—	—	
		第5項		—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	
第2項		—	—	—	—			
第十四条	搬送設備							
第十五条	計測制御系統施設	第一号		◎	◎	◎	◎	
		第二号		◎	◎	◎	◎	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—		
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	
		第四号		—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続							

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ○：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	放射線管理施設の設備									
			i. 固体廃棄物減容処理施設*									
			屋内管理用の設備*									
			機器・設備									
			出入管理関係設備*									
			205	206	207	208	209	210	211	212		
			[再掲]	サーベイメータ*	更衣設備*	更衣設備*	更衣設備*	シャワー設備*	シャワー設備*	手洗い設備*	ハンドフットクロスモニタ*	
				汚染検査室(更衣室)	B更衣室	汚染検査室(更衣室)	B更衣室	汚染検査室(更衣室)	汚染検査室(更衣室)	汚染検査室(更衣室)、B更衣室、分析室、通路-22B、ホール準備室	B更衣室、汚染検査室(更衣室)、分析室、通路-22B、ホール準備室	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」)			無	無	無	無	無	無	無	無	無	
赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請			R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	
緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			済	済	済	済	済	済	済	済	済	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
新規一既存(設備)												
安全施設(PS,MS)					MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備												
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止											
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤											
第六条	地震による損傷の防止	第1項										
		第2項										
		第3項										
第七条	津波による損傷の防止	第1項										
		洪水										
		降水										
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	風(台風)										
		竜巻										
		凍結										
		積雪										
		落雷										
		地滑り										
		火山										
		生物学的事象										
		森林火災										
		組合せ										
		第2項	飛来物(航空機落下等)									
		ダム崩壊										
		貯槽の決壊										
		近隣工場等の火災										
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	有毒ガス										
		船舶の衝突										
		電磁波障害										
第十条	閉じ込めの機能	第一号										
		第二号										
		第三号										
		第四号イ										
		第四号ロ										
		第四号ハ										
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項										
		第2項										
		第3項										
		第4項										
		第5項										
第十二条	安全機能を有する施設	第1項										
		第2項										
		第3項										
第十三条	材料及び構造	第1項第一号										
		第1項第二号イ										
		第1項第二号ロ										
		第1項第二号ハ										
		第1項第二号ニ										
第十四条	搬送設備	第2項										
		第一号										
第十五条	計測制御系統施設	第二号										
		第1項										
第十六条	放射線管理施設	第2項										
		第1項第一号										
		第1項第二号										
		第1項第三号										
		第1項第四号										
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項第五号										
		第2項										
		第1項										
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第一号										
		第2項第二号										
		第2項第三号										
		第1項第一号										
		第1項第二号										
第十九条	放射線廃棄物による汚染の防止	第1項第三号										
		第1項第四号										
		第1項第五号										
第二十条	遮蔽	第1項第五号										
		第2項										
第二十一条	換気設備	第1項										
		第一号										
		第二号										
		第三号										
第二十二条	予備電源	第四号										
		第1項										
第二十三条	通信連絡設備等	第2項										
		第1項										
		第3項										
第二十四条	電磁的記録媒体による手続											

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ⊙：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時から変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項			項・号	新規制基準追加要求事項	〜放射線管理施設の設備								
					i. 固体廃棄物減容処理施設*								
					屋内管理用の設備*								
					機器・設備								
					放射線監視設備*								
					作業環境モニタリング設備*								
					エリアモニタ*	室内空気モニタ*		ローカルサンプリング装置*		放射線サーベイ用機器*			
					213	214	215	216	217	218	219	220	
					エリアモニタ*	室内空気モニタ*	配管類(埋設部)	ローカルサンプリング装置*	配管類(埋設部)	放射線監視盤(共用)*	可搬式線エリモニタ	移動型ダストモニタ	
					各部屋	各部屋	各部屋	各部屋	各部屋	運転監視室	放射線管理室	放射線管理室	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」)					無	無	無	無	無	無	無	無	無
赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請					R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済
緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの													
新規制基準前に既に設工認申請済のもの					済	済	済	済	済	済	済	済	済
新規一既存(設備)					既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS,MS)						MS-3		MS-3					
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止			●									
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤			●									
第六条	地震による損傷の防止	第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		第2項		●									
		第3項		●									
第七条	津波による損傷の防止			●									
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	●									
			降水										
			風(台風)										
			竜巻										
			凍結										
			積雪										
			落雷										
			地滑り										
			火山										
			生物学的事象										
			森林火災										
			組合せ										
		第2項	飛来物(航空機落下等)	●									
			ダム崩壊										
			貯槽の決壊										
			近隣工場等の火災										
			有毒ガス										
			船舶の衝突										
			電磁波障害										
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止			●									
第十条	閉じ込めの機能	第一号											
		第二号											
		第三号											
		第四号イ											
		第四号ロ											
		第四号ハ											
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項		●									
		第2項		●									
		第3項		●									
		第4項											
		第5項											
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項		●									
		第3項		●									
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		●									
		第1項第二号イ		●									
		第1項第二号ロ		●									
		第1項第二号ハ		●									
		第1項第二号ニ		●									
		第2項											
第十四条	搬送設備	第一号											
		第二号											
第十五条	計測制御系統施設	第1項											
		第2項											
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号			◎					◎	◎		
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号			◎	◎			◎		◎	◎	
		第1項第五号											
		第2項		●	◎	◎			◎				
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		●									
		第2項第一号		●									
		第2項第二号		●									
		第2項第三号		●									
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号											
		第1項第二号											
		第1項第三号											
		第1項第四号											
		第1項第五号											
		第2項		●									
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止			●									
第二十条	遮蔽	第1項		●									
		第2項					◎		◎				
第二十一条	換気設備	第一号											
		第二号											
		第三号											
		第四号											
第二十二条	予備電源			●									
第二十三条	通信連絡設備等	第1項		●									
		第2項		●									
		第3項		●									
第二十四条	電磁的記録媒体による手続												

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	放射線管理施設の設備								
			i. 固体廃棄物減容処理施設*								
			屋内管理用の設備*								
			機器・設備						個人管理用設備*		
			放射線監視設備*			作業環境モニタリング設備*			個人管理用設備*		
放射線サーベイ用機器*						個人線量計*					
221	222	223	224	225	226	227	228	229			
ポータブルエアサンプラ	GMサーベイメータ	電離箱式サーベイメータ	NaI式サーベイメータ	放射線遠隔探知機(テレクタ)	シンチレーションサーベイメータ(共用)	警報用ボケット線量計	測定用ボケット線量計	入退域管理装置			
放射線管理室	汚染検査室(更衣室)	汚染検査室(更衣室)	汚染検査室(更衣室)	汚染検査室(更衣室)	汚染検査室(更衣室)	汚染検査室(更衣室)	汚染検査室(更衣室)	汚染検査室(更衣室)			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済		
新規-既存(設備)			済	済	済	済	済	済	済		
安全施設(PS,MS)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存		
安全設備							MS-3	MS-3			
第一条	定義										
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設										
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持										
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	-	-	-	-	-	-		
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	-	-	-	-	-	-		
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-	-	-		
		第2項	●	-	-	-	-	-	-		
		第3項	●	-	-	-	-	-	-		
第七条	津波による損傷の防止		●	-	-	-	-	-			
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	-	-	-	-	-	-	-
				降水	-	-	-	-	-	-	-
				風(台風)	-	-	-	-	-	-	-
				竜巻	-	-	-	-	-	-	-
				凍結	-	-	-	-	-	-	-
				積雪	-	-	-	-	-	-	-
				落雷	-	-	-	-	-	-	-
				地滑り	-	-	-	-	-	-	-
				火山	-	-	-	-	-	-	-
		第2項	●	生物学的事象	-	-	-	-	-	-	-
				森林火災	-	-	-	-	-	-	-
				組合せ	-	-	-	-	-	-	-
				飛来物(航空機落下等)	-	-	-	-	-	-	-
				ダム崩壊	-	-	-	-	-	-	-
				貯槽の決壊	-	-	-	-	-	-	-
				近隣工場等の火災	-	-	-	-	-	-	-
				有毒ガス	-	-	-	-	-	-	-
船舶の衝突	-	-	-	-	-	-	-				
電磁波障害	-	-	-	-	-	-	-				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	-	-	-	-	-	-		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		-	-	-	-	-	-		
		第二号		-	-	-	-	-	-		
		第三号		-	-	-	-	-	-		
		第四号イ		-	-	-	-	-	-		
		第四号ロ		-	-	-	-	-	-		
		第四号ハ		-	-	-	-	-	-		
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-	-	-		
		第2項	●	-	-	-	-	-	-		
		第3項	●	-	-	-	-	-	-		
		第4項		-	-	-	-	-	-		
		第5項		-	-	-	-	-	-		
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	-	-	-	-	-	-		
		第3項	●	-	-	-	-	-	-		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		-	-	-	-	-	-		
		第1項第二号イ	●	-	-	-	-	-	-		
		第1項第二号ロ	●	-	-	-	-	-	-		
		第1項第二号ハ	●	-	-	-	-	-	-		
		第1項第二号ニ	●	-	-	-	-	-	-		
第十四条	搬送設備	第一号		-	-	-	-	-	-		
		第二号		-	-	-	-	-	-		
第十五条	計測制御系統施設	第1項		-	-	-	-	-	-		
		第2項		-	-	-	-	-	-		
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		-	◎	◎	◎	◎	◎		
		第1項第二号		-	-	-	-	-	-		
		第1項第三号		-	-	-	-	-	-		
		第1項第四号		-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第五号		-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	-	-	-	-	-	-		
		第1項		-	-	-	-	-	-		
		第2項第一号	●	-	-	-	-	-	-		
		第2項第二号	●	-	-	-	-	-	-		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	-	-	-	-	-	-		
		第1項第一号		-	-	-	-	-	-		
		第1項第二号		-	-	-	-	-	-		
		第1項第三号		-	-	-	-	-	-		
		第1項第四号		-	-	-	-	-	-		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項第五号		-	-	-	-	-	-		
		第2項	●	-	-	-	-	-	-		
第二十条	遮蔽	第1項	●	-	-	-	-	-	-		
		第2項		-	-	-	-	-	-		
第二十一条	換気設備	第一号		-	-	-	-	-	-		
		第二号		-	-	-	-	-	-		
		第三号		-	-	-	-	-	-		
		第四号		-	-	-	-	-	-		
第二十二条	予備電源		●	-	-	-	-	-			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	-	-	-	-	-	-		
		第2項	●	-	-	-	-	-	-		
		第3項	●	-	-	-	-	-	-		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	-	-	-	-	-			

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 -：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◐：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	放射線管理施設の設備						
			i. 固体廃棄物減容処理施設*						
			屋内管理用の設備*			屋外管理用の設備*			
			機器・設備			放射線監視設備*			
			放射能測定設備*			放射線監視設備*			
放射能測定機器*			周辺環境モニタリング設備*						
放射能測定装置			230	231	232	233	234	235	236
簡易型α線スペクトロメータ	多点(多段)サンプル自動測定装置	液体シンチレーション測定装置	γ線核種分析装置	α線スペクトロメータ	排気モニタリング設備*	放射線監視盤(共用)*			
放射線管理室	放射線管理室	放射線管理室	放射線管理室	放射線管理室	各部屋	運転監視室			
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの			済	済	済	済	済	済	済
新規一既存(設備)			既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存
安全施設(PS,MS)							MS-3		
安全設備									
第一条	定義								
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設								
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持								
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	○	○
		第2項	●	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	—	
		組合せ		—	—	—	—	—	
		飛来物(航空機落下等)		—	—	—	—	—	
		ダム崩壊		—	—	—	—	—	
		貯槽の決壊		—	—	—	—	—	
近隣工場等の火災	—	—	—	—	—				
有毒ガス	—	—	—	—	—				
船舶の衝突	—	—	—	—	—				
電磁波障害	—	—	—	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—
		第二号		—	—	—	—	—	—
		第三号		—	—	—	—	—	—
		第四号イ		—	—	—	—	—	—
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—
		第4項		—	—	—	—	—	—
		第5項		—	—	—	—	—	—
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	—	—
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—
第2項		—	—	—	—	—	—		
第十四条	搬送設備	第一号		—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第1項		—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	○	
		第1項第三号		—	—	—	—	○	
		第1項第四号		○	○	○	○	○	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	○	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		—	—	—	—	—	
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	
	第2項第三号	●	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	
		第1項第二号		—	—	—	—	—	
		第1項第三号		—	—	—	—	—	
		第1項第四号		—	—	—	—	—	
		第1項第五号		—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—	—	—	
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	
		第2項		—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	
		第四号		—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—	—	
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号		新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設								
					i. 固体廃棄物減容処理施設*								
					気体廃棄物の廃棄施設*								
					機器・設備								
		建家*		管理区域系排気設備*				セル系排気設備*					
		237	238	239	240	241	242	243	244	245			
		[再掲]	堰	排気浄化装置*	排風機*	配管類	排気浄化装置*	排風機*	配管類(埋設部)	配管類			
			廃液処理室(1)、廃液処理室(2)、廃液搬出室	排気機械室	排気機械室	各部屋	排気機械室	排気機械室	各セル、部屋	各部屋			
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの					無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規基準前に既に設工認申請済のもの					R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済
新規-既存(設備)					済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS,MS)					既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全設備					MS-3				MS-3				
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止												
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第六条	地震による損傷の防止	第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第3項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第七条	津波による損傷の防止			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			降水	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			風(台風)	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			竜巻	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			凍結	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			積雪	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			落雷	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			地滑り	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			火山	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			生物学的事象	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			森林火災	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			組合せ	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	飛来物(航空機落下等)	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			ダム崩壊	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			貯槽の決壊	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	近隣工場等の火災	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	有毒ガス	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	船舶の衝突	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	電磁波障害	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第十条	閉じ込めの機能	第一号			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		第二号			◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		第三号			◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		第四号イ			◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		第四号ロ			◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		第四号ハ			◎	◎	◎	◎	◎	◎			
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		第2項		●	◎	◎	◎	◎	◎				
		第3項		●	◎	◎	◎	◎	◎				
		第4項		●	◎	◎	◎	◎	◎				
		第5項		●	◎	◎	◎	◎	◎				
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎				
		第2項		●	◎	◎	◎	◎					
		第3項		●	◎	◎	◎	◎					
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		●	◎	◎	◎	◎	◎				
		第1項第二号イ		●	◎	◎	◎	◎					
		第1項第二号ロ		●	◎	◎	◎	◎					
		第1項第二号ハ		●	◎	◎	◎	◎					
		第1項第二号ニ		●	◎	◎	◎	◎					
第十四条	搬送設備	第一号		●	◎	◎	◎	◎					
		第二号		●	◎	◎	◎						
第十五条	計測制御系統施設	第1項		●	◎	◎	◎	◎					
		第2項		●	◎	◎	◎						
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		●	◎	◎	◎	◎					
		第1項第二号		●	◎	◎	◎						
		第1項第三号		●	◎	◎	◎						
		第1項第四号		●	◎	◎	◎						
		第1項第五号		●	◎	◎	◎						
		第2項		●	◎	◎	◎						
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		●	◎	◎	◎	◎					
		第2項第一号		●	◎	◎	◎						
		第2項第二号		●	◎	◎	◎						
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		●	◎	◎	◎	◎					
		第1項第二号		●	◎	◎	◎						
		第1項第三号		●	◎	◎	◎						
		第1項第四号		●	◎	◎	◎						
		第1項第五号		●	◎	◎	◎						
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項		●	◎	◎	◎	◎					
		第2項		●	◎	◎	◎						
第二十条	遮蔽	第1項		●	◎	◎	◎	◎					
		第2項		●	◎	◎	◎						
第二十一条	換気設備	第一号		●	◎	◎	◎	◎					
		第二号		●	◎	◎	◎						
		第三号		●	◎	◎	◎						
		第四号		●	◎	◎	◎						
第二十二条	予備電源			●	◎	◎	◎						
第二十三条	通信連絡設備等	第1項		●	◎	◎	◎						
		第2項		●	◎	◎	◎						
		第3項		●	◎	◎	◎						
第二十四条	電磁的記録媒体による手続			●	◎	◎	◎						

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号		新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設									
					i. 固体廃棄物減容処理施設*									
					気体廃棄物の廃棄施設*									
					機器・設備									
					グローブボックス系排気設備*			フード系排気設備*			予備系排気設備*			
246	247	248	249	250	251	252	253	254						
排気浄化装置*	排風機*	配管類	排気浄化装置*	排風機*	配管類	排気浄化装置*	排風機*	配管類	排気筒*					
排気機械室	排気機械室	各部屋	排気機械室	排気機械室	各部屋	排気機械室	排気機械室	各部屋						
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの					無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの					R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済
新規-既存(設備)					済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全施設(PS,MS)					MS-3			MS-3			MS-3			MS-3
安全設備														
第一条	定義													
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設													
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持													
第四条	核燃料物質の臨界防止			●										
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤			●										
第六条	地震による損傷の防止	第1項		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項		●										
		第3項		●										
第七条	津波による損傷の防止	第1項	洪水	●										
			降水											
			風(台風)											
			竜巻											
			凍結											
			積雪											
			落雷											
			地滑り											
			火山											
			生物学的事象											
			森林火災											
			組合せ											
			飛来物(航空機落下等)											
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第2項	ダム崩壊	●										
			貯槽の決壊											
			近隣工場等の火災											
			有毒ガス											
			船舶の衝突											
			電磁波障害											
		第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止			●								
第十条	閉じ込めの機能	第一号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第二号												
		第三号					○							
		第四号イ												
		第四号ロ												
		第四号ハ												
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項		●										
		第2項		●										
		第3項		●										
		第4項												
		第5項												
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項		●										
		第3項		●										
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		●										
		第1項第二号イ		●										
		第1項第二号ロ		●										
		第1項第二号ハ		●										
		第1項第二号ニ		●										
第十四条	搬送設備	第一号												
		第二号												
第十五条	計測制御系統施設	第1項												
		第2項												
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号												
		第1項第二号												
		第1項第三号												
		第1項第四号												
		第1項第五号												
		第2項		●										
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		●										
		第2項第一号		●										
		第2項第二号		●										
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第三号												
		第1項第四号			○			○			○			○
		第1項第五号												
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項		●										
第二十条	遮蔽	第1項		●										
		第2項												
第二十一条	換気設備	第一号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第二号			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第三号			○			○			○			○
		第四号												
第二十二条	予備電源		●											
第二十三条	通信連絡設備等	第1項		●										
		第2項		●										
		第3項		●										
第二十四条	電磁的記録媒体による手続													

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ○: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設								
				i. 固体廃棄物減容処理施設*								
				液体廃棄物の廃棄施設*								
				機器・設備								
				固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽*								
				256	257	258	259	260	261	262	263	
				廃液受入タンク*	廃液移送ポンプ*	洗浄塔廃液タンクA、B*	洗浄塔廃液移送ポンプA、B*	液体廃棄物Aタンク*	液体廃棄物A移送ポンプ*	廃液サンプリングフード1、2*	廃液搬出ボックス	
				廃液処理室(2)	廃液処理室(1)	廃液処理室(1)	廃液処理室(1)	廃液処理室(1)	廃液処理室(1)	サンプル調整室	廃液搬出室	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請(使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの				無	無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの				R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	
新規-既存(設備)				済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS,MS)安全設備				PS-3	既存	PS-3	既存	PS-3	既存	PS-3	既存	
第一条	定義											
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設											
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持											
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第七条	津波による損傷の防止		●	-	-	-	-	-	-	-		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	-	-	-	-	-	-	-	
				降水	-	-	-	-	-	-	-	
				風(台風)	-	-	-	-	-	-	-	
				竜巻	-	-	-	-	-	-	-	
				凍結	-	-	-	-	-	-	-	
				積雪	-	-	-	-	-	-	-	
				落雷	-	-	-	-	-	-	-	
				地滑り	-	-	-	-	-	-	-	
				火山	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	生物学的事象	-	-	-	-	-	-	-	-
				森林火災	-	-	-	-	-	-	-	-
				組合せ	-	-	-	-	-	-	-	-
				飛来物(航空機落下等)	-	-	-	-	-	-	-	-
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	●	ダム崩壊	-	-	-	-	-	-	-		
			貯槽の決壊	-	-	-	-	-	-	-		
			近隣工場等の火災	-	-	-	-	-	-	-		
			有毒ガス	-	-	-	-	-	-	-		
			船舶の衝突	-	-	-	-	-	-	-		
電磁波障害	-	-	-	-	-	-	-					
第十条	閉じ込めの機能	第一号		◎	-	◎	-	◎	-	◎	◎	
		第二号		-	-	-	-	-	-	-	◎	
		第三号		-	-	-	-	-	-	-	◎	
		第四号イ		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第四号ロ		◎	-	◎	-	◎	-	-	◎	
		第四号ハ		-	-	-	-	-	-	-	-	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-	
		第4項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第5項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		◎	-	◎	-	◎	-	-	-	
		第1項第二号イ	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ロ	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ハ	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号ニ	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十四条	搬送設備	第一号		◎	-	◎	-	◎	-	-	-	
		第二号		-	-	-	-	-	-	-	-	
第十五条	計測制御系統施設	第1項		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項		-	-	-	-	-	-	-	-	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第二号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第三号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第四号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第五号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項第一号	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項第二号	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第一号		◎	(◎)	◎	(◎)	◎	(◎)	◎	-	
		第1項第二号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第三号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第1項第四号		-	-	-	-	-	-	-	-	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項第五号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十条	遮蔽	第1項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十一条	換気設備	第一号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第二号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第三号		-	-	-	-	-	-	-	-	
		第四号		-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十二条	予備電源		●	-	-	-	-	-	-	-		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第2項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
		第3項	●	-	-	-	-	-	-	-	-	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	-	-	-	-	-	-	-		

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 -：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◊：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ○：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号		新規制基準追加要求事項		ト その他廃棄物管理設備の附属施設								
						i. 固体廃棄物減容処理施設*								
						液体廃棄物の廃棄施設*			固体廃棄物の廃棄施設*	その他の主要な事項*				
						機器・設備			消防設備*					
						固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽*			自動火災報知設備*			消火設備*		
						264	265	266	267	268	269	270	271	272
						配管類 (埋設部)	配管類	電線管	廃棄物受払室	受信機	感知器	機器収容箱	消火器*	消火栓設備*
						各セル、部屋	セル外の各部屋	セル外の各部屋	廃棄物受払室	運転監視室	各部屋	各部屋	セル外の各部屋	セル外の各部屋
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は「停止」、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤：新規制基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規制基準の認可を受けたもの						無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規制基準前に既に設工認申請済のもの						R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済
新規-既存 (設備)						済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全施設 (PS, MS)						既存	既存	既存	既存	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備														
第一条	定義													
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設													
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持													
第四条	核燃料物質の臨界防止													
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤													
第六条	地震による損傷の防止	第1項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第3項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第七条	津波による損傷の防止					●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	洪水			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			降水			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			風 (台風)			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			竜巻			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			凍結			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			積雪			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			落雷			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			地滑り			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			火山			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			生物学的事象			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			森林火災			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			組合せ			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			飛来物 (航空機落下等)			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			ダム崩壊			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	貯槽の決壊			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	近隣工場等の火災			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	有毒ガス			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	船舶の衝突			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	電磁波障害			●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止					●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十条	閉じ込めの機能	第一号					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第二号					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第三号					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第四号イ					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第四号ロ					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第四号ハ					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第3項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第4項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第5項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第十二条	安全機能を有する施設	第1項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第3項				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第十三条	材料及び構造	第1項第一号				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第1項第二号イ				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第1項第二号ロ				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第1項第二号ハ				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第1項第二号ニ				●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第十四条	搬送設備	第一号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第二号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十五条	計測制御系統施設	第1項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第二号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第三号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第四号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第五号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項第一号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項第二号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第一号					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第二号					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第三号					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第四号					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項第五号					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第1項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第二十条	遮蔽	第1項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第二十一条	換気設備	第一号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第二号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第三号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第四号				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第二十二條	予備電源					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第二十三条	通信連絡設備等	第1項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第3項				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設										
			i. 固体廃棄物減容処理施設*										
			その他の主要な事項*										
			ガス消火設備*										
273	274	275	276	277	278	279	280	281	282				
ガス消火設備ボンベ庫	外部に面する壁及び床スラブ	外部に面する建具	二酸化炭素消火設備制御盤	GR型受信機	手動起動装置	選択弁ユニット	起動制御ユニット	貯蔵容器ユニット	放出表示灯				
ボンベ庫	ボンベ庫	ボンベ庫	運転監視室	運転監視室	各部屋	ボンベ庫	ボンベ庫	ボンベ庫	各部屋				
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請（使用停止は（停止）、「第〇編 第一章」→「〇--」） 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの			無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規基準前に既に設工認申請済のもの			R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	
新規一既存（設備）			済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設（PS, MS）			既存	既存	既存	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備													
第一条	定義												
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設												
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持												
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第七条	津波による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		降水		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		風（台風）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		竜巻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		凍結		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		積雪		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		落雷		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地滑り		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		火山		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		生物学的事象		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		森林火災		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		組合せ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2項		飛来物（航空機落下物）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ダム崩壊		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		貯槽の決壊		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣工場等の火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
有毒ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
船舶の衝突	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
電磁波障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号イ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ロ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号ハ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第4項		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第5項		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号イ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ロ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ハ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号ニ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十四条	搬送設備		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第十五条	計測制御系統施設	第1項		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十六条	放射線管理施設	第1項第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第四号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十七条	受入施設又は管理施設		●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第四号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1項第五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第二十条	遮蔽	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十一条	換気設備	第一号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第二号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第三号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第四号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十二条	予備電源		●	○	○	○	○	○	○	○	○		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		○	○	○	○	○	○	○	○	○		

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備でない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつかないものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号		新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設									
					i. 固体廃棄物減容処理施設*									
					その他の主要な事項*									
					機器・設備									
					消防設備*									
					消火設備*									
					ガス消火設備*									
					283	284	285	286	287	288	289	290	291	
					ホーンスピーカー	噴射ヘッド	感知器(1)	感知器(2)	配管類(埋設部)	配管類	配管類	電線管	電線管	
					各部屋	各セル内	各セル内	各部屋	各セル、部屋	セル外の各部屋	各セル、ポンベ庫	セル外の各部屋	各セル、ポンベ庫	
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇-」) 赤:新規制基準対応に伴う申請、青:使用停止に伴う申請 緑:過去に新規制基準の認可を受けたもの					無	無	無	無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの					R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	R4.4.18 認可済	
新規一既存(設備)					済	済	済	済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS, MS)					MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	
安全設備														
第一条	定義													
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設													
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持													
第四条	核燃料物質の臨界防止			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤			●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止	第1項		●	—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
		第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第2項		●	—	—	—	—	—	—	◎	—
					—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	第一号		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号			—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
		第三号			—	—	—	—	—	—	◎	—	—	
		第四号イ			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号ハ			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第3項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第5項			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十条	閉じ込めの機能	第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第3項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第4項			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第5項			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項		●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		第2項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号イ		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ロ		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ハ		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号ニ		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十四条	搬送設備	第2項			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第一号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第二号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十六条	放射線管理施設	第2項			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第一号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第一号		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第二号		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項第三号		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第二号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第三号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第四号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第1項第五号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第1項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十条	遮蔽	第1項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項			—	—	—	◎	—	—	—	—	—	
第二十一条	換気設備	第一号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第二号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第三号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第四号			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十二条	予備電源			●	—	—	—	—	—	—	—	—		
第二十三条	通信連絡設備等	第1項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第2項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		第3項		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続													

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が无いため、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◇: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつかないことを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設										
				i. 固体廃棄物減容処理施設*										
				その他の主要な事項*										
				機器・設備										
				電気設備*										
				292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	
				商用系高圧受配電盤	非常系高圧受配電盤	非常系動力配電盤	商用系-非常系動力配電盤	商用系-非常系電灯配電盤	非常系コントロールセンタ	商用系動力コントロールセンタ-A系	商用系動力コントロールセンタ-B系	非常系動力コントロールセンタ-A系	非常系動力コントロールセンタ-B系	
				電気室	電気室	電気室	電気室	電気室	電気計器盤室	電気計器盤室	電気計器盤室	電気計器盤室	電気計器盤室	
新規基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤：新規基準対応に伴う申請、青：使用停止に伴う申請 緑：過去に新規基準の認可を受けたもの				無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
新規基準前に既に設工認申請済のもの				R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済
新規一既存(設備)				済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
安全施設(PS,MS)				MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
安全設備														
第一条	定義													
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設													
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持													
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		竜巻		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		凍結		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		積雪		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		落雷		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地滑り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		火山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		生物学的事象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		森林火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		組合せ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	飛来物(航空機落下)	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ダム崩壊	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
貯槽の決壊	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
近隣工場等の火災	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
有毒ガス	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
船舶の衝突	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電磁波障害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号イ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第4項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第5項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十三条	材料及び構造	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十四条	搬送設備	第2項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第十五条	計測制御系統施設	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十六条	放射線管理施設	第1項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十七条	受入施設又は管理施設	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項第三号	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第1項第五号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止	第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第二号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第三号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第四号		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二十二条	予備電源	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

●：新規基準追加要求事項該当項・号
 —：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◊：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項	項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設						
			i. 固体廃棄物減容処理施設*						
			その他の主要な事項*						
			発電装置				無停電電源装置*		
			317	318	319	320	321	322	323
			ダミーロード盤	給油口ボックス	ケーブルダクト	発電機連絡盤	CVCF列盤、蓄電池列盤	配管類	電線管
			発電装置室	発電装置室	発電装置室	電気室	電気室、電気計器盤室	各部屋	各部屋
			無	無	無	無	無	無	無
			R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済
			済	済	済	済	済	済	済
			新規一既存(設備)	新規一既存(設備)	新規一既存(設備)	新規一既存(設備)	新規一既存(設備)	新規一既存(設備)	新規一既存(設備)
			安全施設(PS,MS)	安全施設(PS,MS)	安全施設(PS,MS)	安全施設(PS,MS)	安全施設(PS,MS)	安全施設(PS,MS)	安全施設(PS,MS)
			MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3	MS-3
			安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備	安全設備
第一条	定義								
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設								
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の維持								
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	○	○	○	○	○	○
第五条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	○	○	○	○	○	○
第六条	地震による損傷の防止		●	○	○	○	○	○	○
第七条	津波による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○
		洪水	○	○	○	○	○	○	○
		降水	○	○	○	○	○	○	○
		風(台風)	○	○	○	○	○	○	○
		竜巻	○	○	○	○	○	○	○
		凍結	○	○	○	○	○	○	○
		積雪	○	○	○	○	○	○	○
		落雷	○	○	○	○	○	○	○
		地滑り	○	○	○	○	○	○	○
		火山	○	○	○	○	○	○	○
		生物学的事象	○	○	○	○	○	○	○
		森林火災	○	○	○	○	○	○	○
		組合せ	○	○	○	○	○	○	○
第2項	●	○	○	○	○	○	○		
飛来物(航空機落下)	○	○	○	○	○	○	○		
ダム崩壊	○	○	○	○	○	○	○		
貯槽の決壊	○	○	○	○	○	○	○		
近隣工場等の火災	○	○	○	○	○	○	○		
有毒ガス	○	○	○	○	○	○	○		
船舶の衝突	○	○	○	○	○	○	○		
電磁波障害	○	○	○	○	○	○	○		
第九条	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	○	○	○	○	○	○
第十条	閉じ込めの機能	第一号	○	○	○	○	○	○	○
		第二号	○	○	○	○	○	○	○
		第三号	○	○	○	○	○	○	○
		第四号イ	○	○	○	○	○	○	○
		第四号ロ	○	○	○	○	○	○	○
		第四号ハ	○	○	○	○	○	○	○
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○
		第3項	●	○	○	○	○	○	○
		第4項	○	○	○	○	○	○	○
		第5項	○	○	○	○	○	○	○
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	○	○	○	○	○	○
		第2項	●	○	○	○	○	○	○
		第3項	●	○	○	○	○	○	○
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	○	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号イ	●	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号ロ	●	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号ハ	●	○	○	○	○	○	○
		第1項第二号ニ	●	○	○	○	○	○	○
第2項	○	○	○	○	○	○	○		
第十四条	搬送設備		○	○	○	○	○	○	
第十五条	計測制御系統施設	第一号	○	○	○	○	○	○	
		第二号	○	○	○	○	○	○	
第十六条	放射線管理施設	第1項	○	○	○	○	○	○	
		第2項	○	○	○	○	○	○	
		第1項第一号	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号	○	○	○	○	○	○	
		第1項第三号	○	○	○	○	○	○	
		第1項第四号	○	○	○	○	○	○	
		第1項第五号	○	○	○	○	○	○	
第2項	●	○	○	○	○	○			
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	○	○	○	○	○	○	
		第2項第一号	●	○	○	○	○	○	
		第2項第二号	●	○	○	○	○	○	
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第2項第三号	●	○	○	○	○	○	
		第1項第一号	○	○	○	○	○	○	
		第1項第二号	○	○	○	○	○	○	
		第1項第三号	○	○	○	○	○	○	
		第1項第四号	○	○	○	○	○	○	
第1項第五号	○	○	○	○	○	○			
第2項	○	○	○	○	○	○			
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	○	○	○	○	○	
第二十条	遮蔽	第1項	●	○	○	○	○	○	
		第2項	○	○	○	○	○	○	
第二十一条	換気設備	第一号	○	○	○	○	○	○	
		第二号	○	○	○	○	○	○	
		第三号	○	○	○	○	○	○	
		第四号	○	○	○	○	○	○	
第二十二条	予備電源		○	○	○	○	○	○	
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	○	○	○	○	○	
		第2項	●	○	○	○	○	○	
		第3項	●	○	○	○	○	○	
第二十四条	電磁的記録媒体による手続		○	○	○	○	○	○	

●：新規制基準追加要求事項該当項・号
 ○：当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ◎：当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◇：当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◎：新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △：当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *：廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

大洗研究所廃棄物管理施設に係る「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」への適合性確認整理表

特定廃棄物管理施設の技術基準の条項		項・号	新規制基準追加要求事項	ト その他廃棄物管理設備の附属施設						
				i. 固体廃棄物減容処理施設*						
				その他の主要な事項*						
				機器・設備						
		通信連絡設備*								
		324 325 326 327 328 329								
		放送設備* ページング設備* 加入電話設備* 所内内線設備* 避難用誘導設備* 大洗研究所内通信連絡設備*								
		各部屋 各部屋 各部屋 各部屋 各部屋 現場指揮所								
新規制基準対応又は使用停止としての設工認申請 (使用停止は(停止)、「第〇編 第一章」→「〇--」) 赤: 新規制基準対応に伴う申請、青: 使用停止に伴う申請 緑: 過去に新規制基準の認可を受けたもの				無	無	無	無	無	無	
新規制基準前に既に設工認申請済のもの				R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	R4.4.18認可済	
新規-既存(設備)				済	済	済	済	済	済	
安全施設(PS,MS)				既存	既存	既存	既存	既存	既存	
安全設備				MS-3	MS-3	MS-3	MS-3			
第一条	定義									
第二条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設									
第三条	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持									
第四条	核燃料物質の臨界防止		●	—	—	—	—	—	—	
第五条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤		●	—	—	—	—	—	—	
第六条	地震による損傷の防止	第1項	●	◎	◎	—	—	◎	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	
第七条	津波による損傷の防止		●	—	—	—	—	—		
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	第1項	●	洪水	—	—	—	—	—	—
		降水		—	—	—	—	—	—	
		風(台風)		—	—	—	—	—	—	
		竜巻		—	—	—	—	—	—	
		凍結		—	—	—	—	—	—	
		積雪		—	—	—	—	—	—	
		落雷		—	—	—	—	—	—	
		地滑り		—	—	—	—	—	—	
		火山		—	—	—	—	—	—	
		生物学的事象		—	—	—	—	—	—	
		森林火災		—	—	—	—	—	—	
		組合せ		—	—	—	—	—	—	
		第2項		飛来物(航空機落下等)	●	—	—	—	—	—
		ダム崩壊		—	—	—	—	—	—	
貯槽の決壊	—	—	—	—	—	—				
近隣工場等の火災	—	—	—	—	—	—				
有毒ガス	—	—	—	—	—	—				
船舶の衝突	—	—	—	—	—	—				
電磁波障害	—	—	—	—	—	—				
第九条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止		●	—	—	—	—	—		
第十条	閉じ込めの機能	第一号		—	—	—	—	—	—	
		第二号		—	—	—	—	—	—	
		第三号		—	—	—	—	—	—	
		第四号イ		—	—	—	—	—	—	
		第四号ロ		—	—	—	—	—	—	
		第四号ハ		—	—	—	—	—	—	
第十一条	火災等による損傷の防止	第1項	●	—	—	—	—	—	—	
		第2項	●	—	—	—	—	—	—	
		第3項	●	—	—	—	—	—	—	
		第4項	●	—	—	—	—	—	—	
		第5項	●	—	—	—	—	—	—	
第十二条	安全機能を有する施設	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	—	—	—	—	—		
		第3項	●	—	—	—	—	—		
第十三条	材料及び構造	第1項第一号	●	—	—	—	—	—		
		第1項第二号イ	●	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ロ	●	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ハ	●	—	—	—	—	—		
		第1項第二号ニ	●	—	—	—	—	—		
第2項	●	—	—	—	—	—				
第十四条	搬送設備									
第十五条	計測制御系統施設	第一号		—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—		
第十六条	放射線管理施設	第1項		—	—	—	—	—		
		第1項第一号		—	—	—	—	—		
		第1項第二号		—	—	—	—	—		
		第1項第三号		—	—	—	—	—		
		第1項第四号		—	—	—	—	—		
		第1項第五号		—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—		
第十七条	受入施設又は管理施設	第1項	●	—	—	—	—	—		
		第2項第一号	●	—	—	—	—	—		
		第2項第二号	●	—	—	—	—	—		
		第2項第三号	●	—	—	—	—	—		
第十八条	処理施設及び廃棄施設	第1項第一号		—	—	—	—	—		
		第1項第二号		—	—	—	—	—		
		第1項第三号		—	—	—	—	—		
		第1項第四号		—	—	—	—	—		
		第1項第五号		—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—		
第十九条	放射性廃棄物による汚染の防止		●	—	—	—	—			
第二十条	遮蔽	第1項	●	—	—	—	—	—		
		第2項	●	—	—	—	—	—		
第二十一条	換気設備	第一号		—	—	—	—	—		
		第二号		—	—	—	—	—		
		第三号		—	—	—	—	—		
		第四号		—	—	—	—	—		
第二十二条	予備電源		●	—	—	—	—			
第二十三条	通信連絡設備等	第1項	●	◎	◎	◎	◎	◎		
		第2項	●	—	—	—	—	—		
		第3項	●	◎	◎	◎	◎	◎		
第二十四条	電磁的記録媒体による手続									

●: 新規制基準追加要求事項該当項・号
 —: 当該条項の要求事項に適合すべき設備ではない、又は施設に設備が無い場合、適合性説明を要しないことを示す。
 ○: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であり、適合性説明を要することを示す。
 ◎: 当該条項の新規要求事項に適合すべき設備ではあるが、保安規定等による運用で対応するため、設工認申請対象とせず、添付書類VIで適合性を説明するもの。
 ◇: 新規要求事項であるが、過去の設工認申請等で要求事項を満たしていることの説明がつくものを示す。
 △: 当該条項の要求事項に適合すべき設備であるが、要求事項に施設時からの変更はなく、既設をそのまま使用するため適合性説明を省略することを示す。
 *: 廃棄物管理事業変更許可書に記載の設備機器

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請				設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考
第1条	定義	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
第2条	特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
第3条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
第4条	核燃料物質の臨界防止	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
第5条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤	第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	57 竜巻対策設備	添付書類VI	なし	—
第6条	地震による損傷の防止	第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟III	有機溶媒貯槽 17 廃油タンク	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟III	有機溶媒貯槽 18 堰	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟III	有機溶媒貯槽 19 漏えい検知器	添付書類VI	なし	—
第7条	津波による損傷の防止	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—	a.廃液処理棟	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 10 ピット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 11 主要配管	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 23 堰・ピット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 25 主要配管	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	セメント固化装置 30 堰・ピット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	57 竜巻対策設備	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	b.排水監視施設	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I 4 本縮ラム	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I 5 仮縮ラム	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 4 本縮ラム	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 5 仮縮ラム (1)	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 6 仮縮ラム (2)	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II 16 鉄筋コンクリート造ピット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟 III	有機溶媒貯槽 18 堰	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟 III	有機溶媒貯槽 19 漏えい検知器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	β・γ 固体処理棟 III 廃液貯槽 39 堰	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	β・γ 固体処理棟 III 廃液貯槽 40 漏えい検知	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	48 避雷設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟 IV	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備 4 セル本体	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備 5 遮蔽扉	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備 6 ガンマゲート	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 貯蔵セル 16 セル本体	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 貯蔵セル 17 遮蔽扉	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 貯蔵セル 18 ガンマゲート	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	42 ガス消火設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 51 堰	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 52 漏えい検知	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	58 ガス消火設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	61 避雷設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	h.固体集積保管場 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	h.固体集積保管場 I	3 内部周囲壁（堅積保管設備）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	h.固体集積保管場 I	4 遮蔽スラブ	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	i.固体集積保管場 II	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	j.固体集積保管場 III	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	k.固体集積保管場 IV	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	3 堅孔式貯蔵設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	17 避雷設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	処理済廃液貯槽 3 鉄筋コンクリート製貯槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 9 半地下式鉄筋コンクリート製貯槽（内面ステンレス 鋼板ライニング）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 主要配管 11 廃液受入関係	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 16 堰	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II 4 受槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	p.β・γ 一時格納庫 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	p.β・γ 一時格納庫 I	3 鉄筋コンクリート造ピット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α 一時格納庫	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α 一時格納庫	3 地下格納室	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α 一時格納庫	4 地上格納室	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
—	—	—	r.管理機械棟	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明		
第9条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	—	—	—	a.廃液処理棟	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第9条	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	—	—	—	a.廃液処理棟	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第1編	第2章	計測制御系統施設	a.廃液処理棟	33 セメント固化装置計測制御設備	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	b.排水監視施設	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	b.排水監視施設	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	b.排水監視施設	7 排水監視設備計測設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	20 β・γ 焼却装置温度計測制御設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	21 β・γ 焼却装置圧力計測制御設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟 IV	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟 IV	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟 IV	21 β・γ 封入設備圧力計測制御設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟 IV	22 β・γ 貯蔵セル圧力計測制御設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	23 α 焼却装置温度計測制御設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	24 α 焼却装置圧力計測制御設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	25 α ホール設備圧力計測制御設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	26 α 封入設備圧力計測制御設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	h.固体集積保管場 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	h.固体集積保管場 I	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	i.固体集積保管場 II	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	i.固体集積保管場 II	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	j.固体集積保管場 III	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	j.固体集積保管場 III	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	k.固体集積保管場 IV	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	k.固体集積保管場 IV	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
—	—	—	m.廃液貯留施設 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明		

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第9条	特定第一種廃棄物物理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止	—	—	—	m.廃液貯留施設 I	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	17 処理済廃液貯槽計測設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	18 廃液貯槽 I 計測設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	3 廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II 計測設備 7 液位異常上昇検知	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II 計測設備 8 漏えい検知	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	p.β・γ一時格納庫 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	p.β・γ一時格納庫 I	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	r.管理機械棟	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	r.管理機械棟	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	r.管理機械棟	4 集中監視設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
—	—	—	r.管理機械棟	5 大洗研究所主警報盤	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明		
第10条	閉じ込めの機能	第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	化学処理装置 12 凝集沈澱槽	添付書類VI	なし	—
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	化学処理装置 15 砂ろ過塔	添付書類VI	なし	—
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	化学処理装置 17 主要配管	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	a.廃液処理棟	セメント固化装置 28 濃縮液槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	セメント固化装置 29 混練機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	セメント固化装置 31 主要配管	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	有機溶媒貯槽 18 堰	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	有機溶媒貯槽 19 漏えい検知器	添付書類VI	なし	—
		第13編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	m.廃液貯留施設 I	処理済廃液貯槽 主要配管 6 処理装置関係	添付書類VI	なし	—
		第13編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 主要配管 12 処理装置関係	添付書類VI	なし	—
		第18編	第1章	放射性廃棄物の受入れ施設	s.有機廃液一時格納庫	4 保管容器	添付書類VI	なし	—
第11条	火災等による損傷の防止	—	—	—	a.廃液処理棟	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 4 蒸気室	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 5 カランドリア	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第11条	火災等による損傷の防止	—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 6 強制循環ポンプ	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 7 蒸気圧縮機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 8 濃縮液受槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 10 ビット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 11 主要配管	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 18 蒸発缶	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 19 充填塔	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 20 第1凝縮器	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 21 第2凝縮器	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 22 濃縮液受槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 23 堰・ビット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 24 周囲壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 II 25 主要配管	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	セメント固化装置 28 濃縮液槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	セメント固化装置 29 混練機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	セメント固化装置 30 堰・ビット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	セメント固化装置 31 主要配管	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	a.廃液処理棟	セメント固化装置 32 共通架台	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液処理棟排気設備 42 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液処理棟排気設備 43 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液処理棟排気設備 44 ダクト	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	廃液処理棟排気設備 45 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	a.廃液処理棟	46 排気口	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	48 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	b.排水監視施設	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	b.排水監視施設	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	b.排水監視施設	3 鉄筋コンクリート製貯槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	b.排水監視施設	主要配管 4 廃液貯槽 I の各貯槽及び処理済廃液貯槽の分岐バルブから、排水監視設備の貯槽内配管まで	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	b.排水監視施設	主要配管 5 排水監視設備の貯槽内配管から、一般排水溝との接続位置まで	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	b.排水監視施設	6 攪拌機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第2編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	b.排水監視施設	9 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第11条	火災等による損傷の防止	—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I 4 本縮ラム	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I 5 仮縮ラム	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I 6 ドラムリフト	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I 7 安全保持機構	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I 8 分類用ボックス	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I 9 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		第3編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	c.β・γ 固体処理棟 I	10 廃棄物搬送設備	添付書類VI	なし	—	—
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 固体処理 I 排気設備 19 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 固体処理 I 排気設備 20 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 固体処理 I 排気設備 21 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	c.β・γ 固体処理棟 I	β・γ 固体処理 I 排気設備 22 ダクト（排気口）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	25 消火器	添付書類VI	なし	—	—
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 4 本縮ラム	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 5 仮縮ラム（1）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 6 仮縮ラム（2）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 7 ドラムリフト	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 8 安全保持機構	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 9 分類用ボックス	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 10 フィルタ破砕機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 油圧ユニット 11 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 12 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 13 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 14 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II 15 ダクト	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 一時格納庫 II 16 鉄筋コンクリート造ピット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 固体処理 II 排気設備 21 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 固体処理 II 排気設備 22 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	β・γ 固体処理 II 排気設備 23 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		—	—	—	d.β・γ 固体処理棟 II	24 ダクト（排気口）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		第4編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	d.β・γ 固体処理棟 II	27 消火器	添付書類VI	なし	—	—
—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明			
—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明			

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第11条	火災等による損傷の防止	—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 4 焼却炉	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 5 排ガス処理設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第5編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 6 固体廃棄物投入機	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 7 焼却灰コンベア	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 8 焼却灰充填室	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 9 焼却灰供給装置(灰供給槽)	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 10 溶融炉	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 11 除塵機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 12 フィルタ装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 13 排ガスファン	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 14 焼却炉圧力逃がし機構	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 15 メンテナンス用フード	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	有機溶媒貯槽 17 廃油タンク	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	有機溶媒貯槽 18 堰	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	有機溶媒貯槽 19 漏えい検知器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 固体処理棟Ⅲ排気設備 31 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 固体処理棟Ⅲ排気設備 32 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 固体処理棟Ⅲ排気設備 33 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 固体処理棟Ⅲ排気設備 34 ダクト	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	35 β・γ 固体処理棟Ⅲ排気筒	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 36 貯留タンク	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 37 液位警報器	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 38 廃液移送容器	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 39 堰	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	β・γ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 40 漏えい検知	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	46 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 4 セル本体	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 5 遮蔽扉	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 6 ガンマゲート	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 7 圧縮機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 8 ティルタ	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備 9 容器移送台車	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第11条	火災等による損傷の防止	—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 封入設備 10 コンクリート充填装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 封入設備 11 投入スリーブ伸縮機構	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 封入設備 12 廃棄物移送用キャスク	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 封入設備 13 セル内クレーン	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 封入設備 14 インセルモニタ	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 封入設備 15 油圧ユニット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 貯蔵セル 16 セル本体	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 貯蔵セル 17 遮蔽扉	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 貯蔵セル 18 ガンマゲート	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 貯蔵セル 19 セル内クレーン	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 貯蔵セル 20 インセルモニタ	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 固体処理IV排気設備 31 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 固体処理IV排気設備 32 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 固体処理IV排気設備 33 ダクト（排気口）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	β・γ 固体処理IV排気設備 34 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	セル系排気設備 35 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	セル系排気設備 36 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	セル系排気設備 37 ダクト（排気口）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	f.β・γ 固体処理棟IV	セル系排気設備 38 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟IV	41 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	g.α 固体処理棟	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α 焼却装置 4 焼却炉	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α 焼却装置 5 排ガス処理設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α 焼却装置 6 廃棄物分類用ボックス	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α 焼却装置 7 灰出しボックス	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α 焼却装置 8 焼却炉圧力逃がし機構	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α ホール設備 9 α ホール	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α ホール設備 10 細断機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α ホール設備 11 圧縮機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α ホール設備 12 廃棄物投入ポート	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α ホール設備 13 ホール内クレーン	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α ホール設備 14 エアラインスーツ設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g.α 固体処理棟	α ホール設備 15 油圧ユニット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第11条	火災等による損傷の防止	—	—	—	g. α 固体処理棟	α 封入設備 16 セル本体	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 封入設備 17 シャヘイ扉	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 封入設備 18 ガンマゲート	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 封入設備 19 封入装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 封入設備 20 インセルモニタ	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 封入設備 21 セル内クレーン	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 封入設備 22 保管体移送用キャスク	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	セル系排気設備 35 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	セル系排気設備 36 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	セル系排気設備 37 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	セル系排気設備 38 ダクト	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	管理区域系排気設備 39 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	管理区域系排気設備 40 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	管理区域系排気設備 41 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	管理区域系排気設備 42 ダクト	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	43 α 固体処理棟排気筒	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 45 貯留タンク	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 46 液位警報器	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 47 化学処理タンク	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 48 ろ過器	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 49 ろ液タンク	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 50 フード	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 51 堰	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	g. α 固体処理棟	α 固体処理棟廃液予備処理装置 52 漏えい検知	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g. α 固体処理棟	59 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	h. 固体集積保管場 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	h. 固体集積保管場 I	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	h. 固体集積保管場 I	3 内部周囲壁（縦積保管設備）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	h. 固体集積保管場 I	4 遮蔽スラブ	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h. 固体集積保管場 I	6 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	i. 固体集積保管場 II	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	i. 固体集積保管場 II	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
—	—	—	i. 固体集積保管場 II	3 ラック式横積保管設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明		
第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i. 固体集積保管場 II	5 消火器	添付書類VI	なし	—		

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第11条	火災等による損傷の防止	—	—	—	j.固体集積保管場Ⅲ	1 建家	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	j.固体集積保管場Ⅲ	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	j.固体集積保管場Ⅲ	3 パレット式堅積保管設備	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	j.固体集積保管場Ⅲ	4 ラック式横積保管設備	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場Ⅲ	6 消火器	添付書類Ⅵ	なし	—
		—	—	—	k.固体集積保管場Ⅳ	1 建家	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	k.固体集積保管場Ⅳ	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	k.固体集積保管場Ⅳ	3 パレット式堅積保管設備	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場Ⅳ	7 消火器	添付書類Ⅵ	なし	—
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場Ⅳ	8 自動火災報知設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場Ⅳ	9 屋内消火栓設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	1 建家	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	3 堅孔式貯蔵設備	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	4 貯蔵孔内空気サンプリング設備	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	6 サンプリングピット	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設排気設備 9 排気浄化装置	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設排気設備 10 排風機	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設排気設備 11 原動機	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設排気設備 12 ダクト（排気口）	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	14 消火器	添付書類Ⅵ	なし	—
		—	—	—	m.廃液貯留施設Ⅰ	1 建家	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設Ⅰ	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽 3 鉄筋コンクリート製貯槽	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽 主要配管 4 処理済廃液貯槽出口の分岐バルブから、排水監視設備の配管との接続位置にある分岐バルブの手前まで	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽 主要配管 5 廃液受入関係	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		第13編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	m.廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽 主要配管 6 処理装置関係	添付書類Ⅵ	なし	—
		—	—	—	m.廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽 主要配管 7 廃棄物管理施設用廃液貯槽配管	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽 8 攪拌機	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設Ⅰ	廃液貯槽Ⅰ 9 半地下式鉄筋コンクリート製貯槽（内面ステンレス鋼板ライニング）	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設Ⅰ	廃液貯槽Ⅰ 主要配管 10 廃液貯槽Ⅰから各系統	添付書類Ⅵ	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類Ⅵで説明

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請		設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第11条	火災等による損傷の防止	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 11 廃液受入関係	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明	
		第13編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 12 処理装置関係	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 13 廃棄物管理施設用廃液貯槽配管	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 14 タンクローリ受入れ配管	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 15 攪拌機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 16 堰	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯留施設 I 排気設備 25 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯留施設 I 排気設備 26 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯留施設 I 排気設備 27 ダクト(排気口)	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	m.廃液貯留施設 I	廃液貯留施設 I 排気設備 28 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設 I	30 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	4 鉄筋コンクリート製地下式貯槽（内面ステンレス鋼板ライニング）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	廃液貯槽 I 5 各廃液発生施設の配管の分岐バルブから、廃棄物管理施設用廃液貯槽内まで	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	廃液貯槽 I 6 廃棄物管理施設用廃液貯槽内の分岐バルブから、廃液貯槽 I の分岐バルブまで	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	7 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II 3 貯槽本体	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II 4 受槽	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II 5 攪拌装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II 6 主要配管	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯留施設 II 排気設備 12 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯留施設 II 排気設備 13 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯留施設 II 排気設備 14 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	o.廃液貯留施設 II	廃液貯留施設 II 排気設備 15 ダクト(排気口)	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設 II	17 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	p.β・γ一時格納庫 I	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	p.β・γ一時格納庫 I	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第11条	火災等による損傷の防止	—	—	—	p.β・γ一時格納庫 I	3 鉄筋コンクリート造ピット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	p.β・γ一時格納庫 I	β・γ一時格納庫 I 排気設備 8 ダクト（排気口）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第15編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	p.β・γ一時格納庫 I	11 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	q.α一時格納庫	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	3 地下格納室	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	4 地上格納室	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	α一時格納庫排気設備 10 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	α一時格納庫排気設備 11 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	α一時格納庫排気設備 12 原動機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	α一時格納庫排気設備 13 ダクト	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	q.α一時格納庫	14 排気口	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第16編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	q.α一時格納庫	16 消火器	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	r.管理機械棟	1 建家	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	r.管理機械棟	2 管理区域境界のさく、扉、壁	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	r.管理機械棟	3 管理機械棟ホット実験室フード	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	r.管理機械棟	管理機械棟排気設備12 排気浄化装置	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	r.管理機械棟	管理機械棟排気設備13 排風機	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	r.管理機械棟	管理機械棟排気設備14 ダクト（排気口）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	16 消火器	添付書類VI	なし	—
第12条	安全機能を有する施設	第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	3 ジブクレーン	添付書類VI	なし	—
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 9 分析フード	添付書類VI	なし	—
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 11 主要配管	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	47 廃液処理棟保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	48 消火器	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	50 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	52 可搬型発電機3	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	通信連絡設備 54 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	通信連絡設備 55 ベーキング設備	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	通信連絡設備 56 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	57 竜巻対策設備	添付書類VI	なし	—
		第2編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	b.排水監視施設	9 消火器	添付書類VI	なし	—
		第2編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	b.排水監視施設	12 可搬型発電機7	添付書類VI	なし	—
		第2編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	b.排水監視施設	通信連絡設備 14 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第12条	安全機能を有する施設	第2編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	b.排水監視施設	通信連絡設備 15 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第3編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	c.β・γ 固体処理棟 I	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第3編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	c.β・γ 固体処理棟 I	10 廃棄物搬送設備	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	23 β・γ 固体処理棟 I 保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	25 消火器	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	27 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	通信連絡設備 29 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	通信連絡設備 30 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	通信連絡設備 31 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第4編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	d.β・γ 固体処理棟 II	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第4編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	d.β・γ 固体処理棟 II	25 β・γ 固体処理棟 II 保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第4編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	d.β・γ 固体処理棟 II	27 消火器	添付書類VI	なし	—
		第4編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	d.β・γ 固体処理棟 II	29 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第4編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	d.β・γ 固体処理棟 II	通信連絡設備 31 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第4編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	d.β・γ 固体処理棟 II	通信連絡設備 32 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第5編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	e.β・γ 固体処理棟 III	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第5編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	e.β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置 6 固体廃棄物投入機	添付書類VI	なし	—
		第5編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	e.β・γ 固体処理棟 III	16 廃棄物移送用エレベータ	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟 III	有機溶媒貯槽 17 廃油タンク	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟 III	有機溶媒貯槽 18 堰	添付書類VI	なし	—
		第5編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	e.β・γ 固体処理棟 III	有機溶媒貯槽 19 漏えい検知器	添付書類VI	なし	—
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	41 β・γ 固体処理棟 III 保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	電気設備 43 可搬型発電機 1	添付書類VI	なし	—
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	46 消火器	添付書類VI	なし	—
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	47 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	48 避雷設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	通信連絡設備 50 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	通信連絡設備 51 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	通信連絡設備 52 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第6編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	f.β・γ 固体処理棟 IV	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟 IV	39 β・γ 固体処理棟 IV 保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟 IV	41 消火器	添付書類VI	なし	—
第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟 IV	44 安全避難通路	添付書類VI	なし	—		
第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟 IV	通信連絡設備 46 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—		

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請		設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考		
第12条	安全機能を有する施設	第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟IV	通信連絡設備 47 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟IV	通信連絡設備 48 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第7編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	g.α 固体処理棟	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	44 α 固体処理棟保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	59 消火器	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	60 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	通信連絡設備 63 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	通信連絡設備 64 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	通信連絡設備 65 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第8編	第1章	廃棄物管理設備本体の管理施設	h.固体集積保管場 I	5 フォークリフト	添付書類VI	なし	—
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h.固体集積保管場 I	6 消火器	添付書類VI	なし	—
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h.固体集積保管場 I	8 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h.固体集積保管場 I	通信連絡設備 11 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h.固体集積保管場 I	通信連絡設備 12 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h.固体集積保管場 I	通信連絡設備 13 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i.固体集積保管場 II	5 消火器	添付書類VI	なし	—
		第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i.固体集積保管場 II	7 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i.固体集積保管場 II	通信連絡設備 10 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i.固体集積保管場 II	通信連絡設備 11 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i.固体集積保管場 II	通信連絡設備 12 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場 III	6 消火器	添付書類VI	なし	—
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場 III	8 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場 III	通信連絡設備 11 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場 III	通信連絡設備 12 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場 III	通信連絡設備 13 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第11編	第1章	廃棄物管理設備本体の管理施設	k.固体集積保管場 IV	4 油圧エレベーター	添付書類VI	なし	—
		第11編	第1章	廃棄物管理設備本体の管理施設	k.固体集積保管場 IV	5 フォークリフト	添付書類VI	なし	—
		第11編	第1章	廃棄物管理設備本体の管理施設	k.固体集積保管場 IV	6 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場 IV	7 消火器	添付書類VI	なし	—
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場 IV	8 自動火災報知設備	添付書類VI	なし	—
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場 IV	9 屋内消火栓設備	添付書類VI	なし	—
第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場 IV	10 安全避難通路	添付書類VI	なし	—		
第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場 IV	通信連絡設備 13 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—		
第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場 IV	通信連絡設備 14 ページング設備	添付書類VI	なし	—		

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第12条	安全機能を有する施設	第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場IV	通信連絡設備 15 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	13 α 固体貯蔵施設保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	14 消火器	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	16 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	17 避雷設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	19 可搬型発電機8	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	通信連絡設備 20 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	通信連絡設備 22 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	通信連絡設備 23 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第13編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	m.廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I 主要配管 12 処理装置関係	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設 I	29 廃液貯留施設 I 保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設 I	30 消火器	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設 I	32 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設 I	34 可搬型発電機5	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設 I	通信連絡設備 36 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設 I	通信連絡設備 37 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	7 消火器	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	10 可搬型発電機4	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	通信連絡設備 12 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	通信連絡設備 13 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設 II	16 廃液貯留施設 II 保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設 II	17 消火器	添付書類VI	なし	—
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設 II	19 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設 II	21 可搬型発電機6	添付書類VI	なし	—
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設 II	通信連絡設備 23 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設 II	通信連絡設備 24 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第15編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	p.β・γ一時格納庫 I	9 β・γ一時格納庫 I 保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第15編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	p.β・γ一時格納庫 I	11 消火器	添付書類VI	なし	—
		第15編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	p.β・γ一時格納庫 I	13 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第15編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	p.β・γ一時格納庫 I	通信連絡設備 15 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第15編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	p.β・γ一時格納庫 I	通信連絡設備 16 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第16編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	q.α一時格納庫	15 α一時格納庫保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第16編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	q.α一時格納庫	16 消火器	添付書類VI	なし	—
第16編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	q.α一時格納庫	19 安全避難通路	添付書類VI	なし	—		

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第12条	安全機能を有する施設	第16編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	q.α一時格納庫	通信連絡設備 22 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第16編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	q.α一時格納庫	通信連絡設備 23 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	15 管理機械棟保管廃棄設備	添付書類VI	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	16 消火器	添付書類VI	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	19 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	21 可搬型発電機2	添付書類VI	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	通信連絡設備 23 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	通信連絡設備 24 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	通信連絡設備 25 加入電話設備	添付書類VI	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	通信連絡設備 26 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
第13条	材料及び構造	—	—	—	—	—	—	該当なし	
第14条	搬送設備	第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	3 ジブクレーン	添付書類VI	なし	—
		第3編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	c.β・γ 固体処理棟 I	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第3編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	c.β・γ 固体処理棟 I	10 廃棄物搬送設備	添付書類VI	なし	—
		第4編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	d.β・γ 固体処理棟 II	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第5編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	e.β・γ 固体処理棟 III	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第5編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	e.β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置 6 固体廃棄物投入機	添付書類VI	なし	—
		第5編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	e.β・γ 固体処理棟 III	16 廃棄物移送用エレベータ	添付書類VI	なし	—
		—	—	—	e.β・γ 固体処理棟 III	β・γ 固体処理棟 III 廃液貯槽 38 廃液移送容器	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		第6編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	f.β・γ 固体処理棟 IV	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第7編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	g.α 固体処理棟	3 天井クレーン	添付書類VI	なし	—
		第8編	第1章	廃棄物管理設備本体の管理施設	h.固体集積保管場 I	5 フォークリフト	添付書類VI	なし	—
		第11編	第1章	廃棄物管理設備本体の管理施設	k.固体集積保管場 IV	4 油圧エレベーター	添付書類VI	なし	—
		第11編	第1章	廃棄物管理設備本体の管理施設	k.固体集積保管場 IV	5 フォークリフト	添付書類VI	なし	—
第11編	第1章	廃棄物管理設備本体の管理施設	k.固体集積保管場 IV	6 天井クレーン	添付書類VI	なし	—		
第15条	計測制御系統施設	第1編	第2章	計測制御系統施設	a.廃液処理棟	33 セメント固化装置計測制御設備	添付書類VI	なし	—
第16条	放射線管理施設	—	—	—	—	—	—	該当なし	
第17条	受入施設又は管理施設	—	—	—	h.固体集積保管場 I	3 内部周囲壁（堅積保管設備）	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	h.固体集積保管場 I	4 遮蔽スラブ	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	i.固体集積保管場 II	3 ラック式横積保管設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	j.固体集積保管場 III	3 パレット式堅積保管設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	j.固体集積保管場 III	4 ラック式横積保管設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	k.固体集積保管場 IV	3 パレット式堅積保管設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	3 堅孔式貯蔵設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請				設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考
第17条	受入施設又は管理施設	—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	4 貯蔵孔内空気サンプリング設備	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
		—	—	—	l.α 固体貯蔵施設	6 サンプリングピット	添付書類VI	なし	新規要求事項を満たしていることを添付書類VIで説明
第18条	処理施設及び廃棄施設	第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 9 分析フード	添付書類VI	なし	—
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	廃液蒸発装置 I 11 主要配管	添付書類VI	なし	—
		第1編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	a.廃液処理棟	セメント固化装置 31 主要配管	添付書類VI	なし	—
		第3編	第1章	廃棄物管理設備本体の処理施設	c.β・γ 固体処理棟 I	10 廃棄物搬送設備	添付書類VI	なし	—
		第13編	第2章	放射性廃棄物の受入れ施設	m.廃液貯留施設 I	処理済廃液貯槽 主要配管 6 処理装置関係	添付書類VI	なし	—
第19条	放射性廃棄物による汚染の防止	—	—	—	—	—	—	該当なし	
第20条	遮蔽	—	—	—	—	—	—	該当なし	
第21条	換気設備	—	—	—	—	—	—	該当なし	
第22条	予備電源	第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	52 可搬型発電機3	添付書類VI	なし	—
		第2編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	b.排水監視施設	12 可搬型発電機7	添付書類VI	なし	—
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟III	43 可搬型発電機 1	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	19 可搬型発電機8	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設 I	34 可搬型発電機5	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	10 可搬型発電機4	添付書類VI	なし	—
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設 II	21 可搬型発電機6	添付書類VI	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	21 可搬型発電機2	添付書類VI	なし	—
第23条	通信連絡設備等	第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	50 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	通信連絡設備 54 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	通信連絡設備 55 ベーキング設備	添付書類VI	なし	—
		第1編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	a.廃液処理棟	通信連絡設備 56 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第2編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	b.排水監視施設	通信連絡設備 14 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第2編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	b.排水監視施設	通信連絡設備 15 ベーキング設備	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	27 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	通信連絡設備 29 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	通信連絡設備 30 ベーキング設備	添付書類VI	なし	—
		第3編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	c.β・γ 固体処理棟 I	通信連絡設備 31 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第4編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	d.β・γ 固体処理棟 II	29 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第4編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	d.β・γ 固体処理棟 II	通信連絡設備 31 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第4編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	d.β・γ 固体処理棟 II	通信連絡設備 32 ベーキング設備	添付書類VI	なし	—
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	47 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	通信連絡設備 50 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟 III	通信連絡設備 51 ベーキング設備	添付書類VI	なし	—		

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請			設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考	
第23条	通信連絡設備等	第5編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	e.β・γ 固体処理棟Ⅲ	通信連絡設備 52 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	44 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	通信連絡設備 46 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	通信連絡設備 47 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第6編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	f.β・γ 固体処理棟Ⅳ	通信連絡設備 48 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	60 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	通信連絡設備 63 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	通信連絡設備 64 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第7編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	g.α 固体処理棟	通信連絡設備 65 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h.固体集積保管場Ⅰ	8 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h.固体集積保管場Ⅰ	通信連絡設備 11 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h.固体集積保管場Ⅰ	通信連絡設備 12 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第8編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	h.固体集積保管場Ⅰ	通信連絡設備 13 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i.固体集積保管場Ⅱ	7 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i.固体集積保管場Ⅱ	通信連絡設備 10 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i.固体集積保管場Ⅱ	通信連絡設備 11 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第9編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	i.固体集積保管場Ⅱ	通信連絡設備 12 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場Ⅲ	8 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場Ⅲ	通信連絡設備 11 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場Ⅲ	通信連絡設備 12 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第10編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	j.固体集積保管場Ⅲ	通信連絡設備 13 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場Ⅳ	10 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場Ⅳ	通信連絡設備 13 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場Ⅳ	通信連絡設備 14 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第11編	第2章	その他廃棄物管理設備の附属施設	k.固体集積保管場Ⅳ	通信連絡設備 15 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	16 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	通信連絡設備 20 所内内線設備	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	通信連絡設備 22 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
		第12編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	l.α 固体貯蔵施設	通信連絡設備 23 ページング設備	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設Ⅰ	32 安全避難通路	添付書類VI	なし	—
		第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設Ⅰ	通信連絡設備 36 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—
第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	m.廃液貯留施設Ⅰ	通信連絡設備 37 ページング設備	添付書類VI	なし	—		
第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	通信連絡設備 12 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類VI	なし	—		
第13編	第3章	その他廃棄物管理設備の附属施設	n.廃棄物管理施設用廃液貯槽	通信連絡設備 13 ページング設備	添付書類VI	なし	—		

別表3 廃棄物管理施設の新規制基準対応に係る設工認申請一覧（技術基準規則ごと）

技術基準規則		設工認申請				設備機器	適合性の説明	関係する計算書等	備考
第23条	通信連絡設備等	第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設Ⅱ	19 安全避難通路	添付書類Ⅵ	なし	—
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設Ⅱ	通信連絡設備 23 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第14編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	o.廃液貯留施設Ⅱ	通信連絡設備 24 ページング設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第15編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	p.β・γ一時格納庫Ⅰ	13 安全避難通路	添付書類Ⅵ	なし	—
		第15編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	p.β・γ一時格納庫Ⅰ	通信連絡設備 15 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第15編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	p.β・γ一時格納庫Ⅰ	通信連絡設備 16 ページング設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第16編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	q.α一時格納庫	19 安全避難通路	添付書類Ⅵ	なし	—
		第16編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	q.α一時格納庫	通信連絡設備 22 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第16編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	q.α一時格納庫	通信連絡設備 23 ページング設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	19 安全避難通路	添付書類Ⅵ	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	通信連絡設備 23 廃棄物管理施設内一斉放送設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	通信連絡設備 24 ページング設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	通信連絡設備 25 加入電話設備	添付書類Ⅵ	なし	—
		第17編	第1章	その他廃棄物管理設備の附属施設	r.管理機械棟	通信連絡設備 26 所内内線設備	添付書類Ⅵ	なし	—
第24条	電磁的記録媒体による手続	—	—	—	—	—	—	該当なし	